忠元譜参證

(表紙)

文政十一年戊子六月起艸 三

**忠元譜参證** 

仁

新納次郎四郎久仰

(中表紙)

五代忠元譜参證

一思元

心付事」

「天正元年二月廿一日迄ハ刑部太輔とあり、(ハリ紙)

同二年正月

ハ武蔵守とあれハ、元年の三月以来其年中改名欤、

幼字安萬丸蓋曾祖友義 称次郎四郎、 中改刑部

大輔、後改武藏守、

入道削髮更號拙齋、

為舟、

○大永六年丙戌某月三日生、 忠匡、称四郎三郎、正統三世忠臣次子、分族事 大岳公封於貫六百六拾四文代其租入、事見専念寺什物帳、〇按久友祖曰 女聞一大姉、忠元乃附田禄二石於寺僧為月牌科、而蔵入銭六女以六月二十一日卒、年紀無傳、墓在大口専念寺、法號聲貞 母同氏周防守久友之

出為僧、曰其阿、西嶽補浄光明寺、女長嫁肝付越後守兼顕、年三十七、生三男二女、長曰又七忠智、次兵部少輔忠行、次年三十七、生三男二女、長曰又七忠智、次兵部少輔忠行、次(郎脱カ) 守、是為宅右衞門祖、次即久友、以天文元年三月十七日卒、清水、父忠辰、称七郎左衞門尉、生男二人、長忠興、称安藝 傳、但大慈寺龍雲者乃忠行之孫也、以博識鳴于世云、乃十三世兼久弟也、次即忠元母、忠智・忠行今竝無

2 [在大口郷専念寺什物帳]

一銭六貫六百六拾四文高貳石代

1

3 『高野山慧光院蔵

安永二年已八月十八日 「外題」

薩州新納武蔵守

為母儀

慶長五年十月四日建

4「在大口嗳「所」日記」

高廿貳石七斗

右者、當寺八代住持被買置申候、其時之地頭新納加

濱田佐渡

代相定申候様ニ被仰付候時、何も番代相定り申候、 賀守殿ニ而御座候、其後 公儀無跡知行之かふ、番

前とより度と御本陣ニ相成、 然ニ専念寺事者町近くニ而、他國之御客人之時分茂 門前より宿札町ニ相續

も無之候間、御客人為御用以来専念寺相續り申候様 き、勝手能御座候条、向後も町近別ニ御宿ニ罷成所

御噯衆中

濱田佐渡跡目無之候付、専念寺より口上書被差出候

此等之旨被仰上、いか様与御究可被仰付候、以上、

4の1 右、

申ノ九月廿一日

主税

喜右衛門

吉兵衞

高拾八石六斗九升九合五夕八才5 [大口噯所帳留]

岩崎杢兵衞殿 木場七郎兵衞殿 渡之名付を以、夫丸を出相勤申候、若出陣之時者、 ニ賀州御心付を以番代御除、普譜其外之時も濱田佐 328

代無御座候得者、御狩所之御番計御免ニ而御座候、 其外之御奉公、所之衆中并ニ唯今まて相勤申候、就 夫丸出申候ハ御奉公之役ニ罷立申候由被仰定候、番

訟頼存候、以上、

者先年御定め之様ニ御侘言申上候条、名前より御訴

○ 定永八年申九月十一日

専念寺印

銭として右寺江年貢取納仕候、

右借シ銀之儀、新納武

所衆中濱田仁左衞門前とより借銀有之候付、

利

5の1

覚

高貳拾八石六斗九升九合五夕八才

大口 専念寺

叶儀ニ候間、不嫌夜白早速申出候様ニ會念寺江可被申 り少とツ、先祖月忌用ニ寄進仕候銀ニ而、 十院半右衞門・町田少兵衞其外前住但阿祠堂并檀方よ 利銭右寺江年貢取納仕候、右借銀之儀、新納武蔵・い 所衆中濱田二左衞門前とより借銀有之候間、 何某江付置候通、委細書付を以可申出候、 殿様御立前早~不相究候而不 大口 右之通仕召

寺社奉行所印

「貞享二年丑」

噯衆中

段 候間、

御前御用ニ候間、

右之

〇大来山 口稱院 専念寺

元禄八年正月遊行四拾四世 御巡國之時、改号大法

當寺開山不相知

Щ

當寺境内三反弐畦廿六歩

藏殿・伊集院半右衞門殿・町田少兵衞殿其外前住檀那次

為

上通、 二而、 檀那祠堂并檀方より少とツ、先祖月忌用ニ寄進仕候銀ょり 奉公相勤罷居申候、此段専念寺より被申上候様ニ可申 不相知候間、何某殿付置候哉、御急用ニ候条早速可申 然者右高之儀、鎌田仁左衞門ニ而召置、相應之御 右之通ニ仕置候通先比申上置候處ニ、右之高主 去ル七日之御書付を以被仰付、同八日ニ拜見仕

為我と如此御座候、以上、

渡通ニ候得共、専念寺事迁化被申、未後住無之ニ付、

五二月八日

寺社御奉行所

御筆者衆

渡候、若於延引ハ可及沙汰候条、堅固可被申渡候、以

長兵衛 喜右衞門

勘左衞門

右、天保十三年寅十二月藤沢山江浄光明寺より届書

之内ニあり、

一大来山 口紅 "寺院由緒書出し之内" 口稱院

専念寺時衆宗相州藤沢山末

右、開基年月相知不申候、先年者大法山と為申由 今之山号ニ相改為申由御座候、 元禄八年亥正月、遊行四十四世学通上人廻國之時、(噂々)

外之ケ条略ス、

専念寺

萬延元年

申二月

理全

御郷士年寄衆中

○忠元様御母堂式心門一房御墓所御傳失ニ付、糺方之儀 大姉 ケ条書を以被仰越趣承知仕、先月十五日早天より、西

掛り無之、別而残念奉存候ニ付、此上者 中藪山等手を盡し相探候得共、似寄之石茂不見當、 候様申遣、新納武兵衞等同道ニ而専念寺江差越、卵塔 水流御家来之内若輩五六人鍬又者山鍬・鉈鎌類相携参 靈社江御鬮

申請探し方可致、萬一御鬮下り不申候得ハ、古代之御

卵塔内繪圖書調、心差居候場所五ヶ所ニ銘と番付いた 取止ニ仕申候、先形行如斯御座候、此段御届申上置候 而も御鬮下り不申との趣返答相達候間、夫より探し方 遣候処受合、直ニ前文之通御鬮申請候得者、何返取候 を神前ニ相備置、御鬮可申請旨、則日山伏妙心院へ頼 能捻り候而、御問越之ケ条書ハ白封ニいたし相添、是 墓石ハ無之筋ニ可心得と武兵衞なと致談合、別紙之通 し置、紙札五ツニー二三と夫≥相記、外よりハ不知様

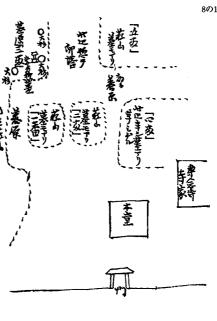
『嘉永五年』 子九月五日

内蔵様『久仰』

伊地知喜十郎

御墓所麁繪圖左之通、

高弐石代



○久仰當家へ引越、未木之氏村巡見も不致、殊ニ家統を ☆」は「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」と、「おります」という。」というないでは、「おります」というできます。 塔致拜禮候、此御石塔多寶塔二而、 差越、同十七日、専念寺江致参詣、聲貞聞一大姉御石 末家弥太右衞門時升・有馬加左衞門純昭致同列大口江 参等いたし度相含、文政十三年庚寅閏三月十二日發足 茂請候旁ニ付、木之氏村諏方社始、泉徳寺其外諸所廟 文字等何も無之候、

置也、

銭六貫六百六拾四文

為有之を見覚被居候也、右ニ付、同所卵塔中江埋れ居 大杉之根ニ有之のと申出候付、木之氏又ハ西水流家来(ママ) 之通文字等何も無之、御石塔 ニ 付而ハ別而不審被致候 手掛り相成儀も無之候、仍而此等之段成行為見合記し 候事共ニ而ハ有之間敷哉、則より致糺方候得共、 致形夫形り致拜禮候、時升ハ式心門一大姉与正敷彫刻 之老輩共江相糺候得共、何れも慥成取覚無之ニ付、 存せられ候、然共當寺住持云傳へを以、聞一大姉御墓 中絶ニ而此節参詣之処、右之御石塔は不相見得、 御法号式心門一大姉と有之多寶塔ニ而候由、 右之通相見得、 右者為聲貞聞一大姉月牌料新納武蔵殿寄進 御位牌者當分無之候、 左候而、 其後久と 御石塔 何も 前文

(本箇条中ニ専念寺墓所絵図下書アリ、略ス)

久仰

専念寺境内聲貞聞一大姉御墓の事、當寺先住心柳咄し、 多寶塔之少々相損し居候墓ニ而候、 當住覚澄承傳居候者、大姉之御墓は大杉之根ニ有之、 其引次寺之方へ有

之候、多寶塔は町田監物殿先祖ニ而候由、先年亡監物

とて、俄ニ前条之墓取拵拜禮有之候由、 差掛右杉之根墓取拵置候得者、監物殿参詣之上墓違候 殿町名久視也、江戸より下向之節、殿此時御家老、江戸より下向之節、 夜中墓参有之候付 天保五年午九

月廿三日、

久仰参詣之節、覚澄より承り候付、成行記

し置也

聲貞大姉御墓舊石相失ひ、 新石相建、 相祀候文字無之多寶塔形之石塔者夫形り召置、其前ニ 塔中多年致探索候得共不尋得候付、得与及勘考、 安政三年丙辰二月、碑文致彫刻、祭祀猶入 別而残念之儀ニ付、 同寺卵 當時

但以前之多寶塔形之石は地蔵彫刻いたし、 永年麁抹無

之様、聲貞大姉の後に如本立置候事、

念候事、

同寺御牌茂相損候ニ付、 祭米少≧猶又致寄附候事也、 同年一所ニ造替御安置いたし、

聲貞聞一大姉墓『專念寺墓前面』

10

同氏周防守久友之女、歸於加州君生二男一女、長即靈社 **大姉者我十三世之祖加賀守祐久君之室、即靈社之皇妣也、** 

> 君居于志布志、及天文中宗子喪邑流落、 次五郎右衞門忠佐、 女嫁市来美作守家守、初大姉従加州 加州君携家人抵

于田布施邑、奉仕於

【後】 梅岳公、是時靈社年十三、始謁於<sup>(寒良)</sup>

公而勤仕、爾来攻城野戦城經幾勲功、 其夏青史歷々、今不贅焉、大姉従而在于大口、六月 為国家柱石居大口

而寺所蔵神主書聲貞聞一大姉、不詳其所以、殊並録存之、 香火之料、其法號墓石曰式心門一大姉、家譜単稱門一房、 二十一日卒、年間失傳、葬于邑中専念寺、乃捐禄貳斛為

文字堙滅、因新建石、記其由為之銘、 名不朽、至今子孫連綿、 夫大姉喪亂中屢經艱難、其苦心可知也、而子有靈社、 母訓之正亦可知也、 其墓經星霜

嗚呼大姉 以靈社為子

有子如斯 可知家訓美

専念之丘 維魂之所止

維石表之

永以安我祀

安政三年丙辰二月彼岸日

十三世之孫久仰識

右者為聲貞聞一大姉月牌料

高弐石代

銭六貫六百六拾四文

処、寺什物帳左之通有之、

得共、法号文字磨滅して不相分、其時段と相糺され候

と誌し有之、其後文政十三年三月、家嫡久仰君同伴に

の処、寺僧案内ニて石塔を拜し候得者、式心門一大姉

て同所へ参詣の處、寺以之外衰廃にて、漸石塔尋得候

11 聲貞聞一大姉「専念寺牌前面」 大姉余祖加賀守祐久君之室、而靈社之皇妣也、[後]

録貳斛為香資、而久歴年舊牌敗壊、 <sup>(ママ)</sup> 石彫式心門一大姉、 一日卒、年間失傳、葬于此寺、今據鬼簿、法號題面舊 家譜書門一房、故並載焉、 因新建之、 自昔捐 又附香

安政三年丙辰二月彼岸日

資、以表追遠之情、

、云爾、

12

時升家系譜之内

○時升按、門一房石塔時升壮年の時、

大口へ旅行し参詣

新納久仰識

13 覚

文録四年乙未三月九日ニ御誕生、新納加賀様 丁戌之年三日ニ御誕生、 新納武蔵様、

新納刑部太夫様 御生名安万殿、 御元服名次郎四郎殿(忠清)

元和三年ぶつのとノヒノ十一月廿一日ニ御誕生、 御生名熊千代殿、 御元服名次郎四郎殿、

× 乙卯ノ年二月廿五日ニ御誕生 御生名市三郎殿、 元服名次郎四郎殿、

新納次郎右衛門様

かのとノ丑ノ年十月十四日ニ御誕生、新納弥兵衞様 御生名市三郎殿、 御元服名主膳殿、

刁正月廿日

14 一天文七戌年、忠元十三歳罷成時分、「勲功記」 志を初め拾餘城領地仕、候處、飫肥領主豊州忠朝・『帰 嫡家忠勝居城志布

新納武蔵守殿寄進

相分、

之者共致洒掃候、

右様法号之違候儀、古代の事其訳不

江差越参詣候得者、

住持の僧も無之、

石塔者嫡家領分

時升大口

其後寺家又≧燒失有之、天保十四年卯四月、

六月廿

来院石見守重朝叛逆ニ付、神殿村より御人数被繰出、一天文十四巳八月、 大中様伊集院江被成御座時分、入『勲功記』

(本記事ハ「旧記雑録前編二」二三三三号ト同文ナリ)

為被召仕由御座候

召仕、後二 日新弟院 英同断相頼、

日新様御家老御役迄相勤、頼、是者田布施江罷出、一

何れも右次第御間柄之訳ニ而候哉、 (@も)

余程皆御心安

15

登ニ相進ミ、山口某与切合、其首打取奉備 御覽、其無程 御出馬ニ而、 御直之御下知茂有之節、忠元先

郡山城被為攻砌、味方及難儀、為加勢先忠元等被差遣

鎗疵、右通功名為仕由御座候、

折郡山茂御領ニ罷成候、此時忠元拾九歳、

初陣ニ而蒙

(本記事ハ「旧記雑録前編二」二五〇三号ト同文ナリ)

○天文七年戊戌秋七月、宗子忠勝之喪城邑也、同族

久嫡子忠元并弟縫殿助忠清等召列、右通<御由緒御座盡果候ニ付、同七月、忠勝居城立退候節、父加賀守祐

候故、伊作[家]江参越仕、祐久叔父漁隱《相頼、

大中様御方江罷出、其節今壱人之叔父山城守忠光(資冬)

一瓢樣御方江被

城領主北郷忠相等申合、双方より攻伐仕、

防禦之術茂

16

○十四年乙巳

恃勝彌驕、将犯伊集院、八月七日或作+ 大中公在伊集院時、入来院石見守重朝以其邑叛、 (@勇)

野村民部少輔是綱等急續攻之、忠元先登持槍格闘山越中守・川上十郎左衞門經久・野間為阿彌忠政・公乃遣忠元及南郷四郎忠□・市来小四郎家・・春

與越中等入四郭、敵尚據城不能下之時、

奮進破之、忠元乃接山口某、刀戦斬首備之公親麾衆發箭如飛蝗、忠元・經久・忠政・是綱等

公覽、八日、遂陷郡山城、此役忠元始従軍躬被槍

創、時年十九矣、

(本記事ハ『旧記雑録前編二』二三二三、二四九九号ト同文ナリ)

17 一嶋津貴久御軍記云、爰ニ渋谷黨之内入来院者今度之儀

19

沒収、爰ニ知過ハ必改不欲、剰渋谷黨並蒲生・加治木・費前忠、内と乱國企事及度と、為誠其罪、郡山之庄被稅行、誇其賞郡、加之感前功、伊集院之内郡山之庄被宛行、誇其賞公御内縁ニ定、有信者有徳故、 公之權威ヲ借領仙臺兵ニ馳兵士奉合力、或自甲胄ヲ為枕、作忠故、 貴久兵ニ馳兵士奉合力、或自甲胄ヲ為枕、作忠故、 貴久

(本記事ハ「旧記雑録前編二」二四七四号ノ抄ナルベシ)

本田ヲ卒起乱云ベ

18

也、

(實令)

中忠元弓箭覺書云、一伯囿様伊集院へ被遊御座候時、郡一忠元弓箭覺書云、一伯囿様伊集院へ被遊御座候時、郡一忠元弓箭覺書云、一伯囿様伊集院へ被遊御座候時、郡一忠元弓箭覺書云、一伯囿様伊集院へ被遊御座候時、郡

20

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二五○○号文書ト同一文書ナルベシ)

神殿より伊牟田左衞門蔵之城迄忍ひ入、敵つよきニよハ入来院殿格護之処、年号ハ不相知候、八月七日之夜、同軍勞忠清申状云、 伯囿様伊集院に御座之時、郡山

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二五〇一号文書ト同一文書ナルベシ) と申時、 戦被仕、山口名字之者刀ニて拙齋と暫切合候へとも、 付、 くらの城戸三重、本城戸四重取破、春山越中、殿被追興等 少鑓候、鑓疵一ケ所すり手なるかゆへ、同心衆・拙齋 見積候、 り其城一ヶ所にとり籠居候を、伊集院衆二番衆ニ而 終ニかの山口拙齋討取、 前大為阿弥・野村民部少輔殿・拙齋庭中ニ而心≧の合 成御出被遊上矢を御詰させ候後、川上十郎左衞門殿 同前ニ被仕候、内城さしこたへ候處ニ 闇之夜ニ走こみ、くらの城戸之前のたれニ而 但南郷四郎殿・市来小四郎殿、 首を 伯囿様被懸御目候 拙齋次郎四郎 伯囿様被 被

伊地知杢右衞門重政申状云、第五代小次郎松元を改、 号す、渋谷家弥相袴、入来より至伊集院差出軍兵也(離) 麓の川原に出向、 時彼渋谷家之敵蒲生より吉田之城江相懸る之故、 小次郎者伊集院之内遊須木城之主頭として在番也、其 本名字伊地知美作守重常と名乗、法名光林澤公居士と 鑓合の太刀始致之云∼

樺山玄佐自記云、 に、其前郡山をも押而被召取故に致御恨之處、 入来院ハ岩劔を覚悟之間、 段當敵

22

形様岩劔上之髙山に被成御着云ベ

(本記事ハ「旧記雑録前編二」二七五〇号ノ抄ナルベシ)

23

遙久敷大切之御物之本被借下候、就氣分漸此間写取候、「樺山氏蔵」 聊尓千万非本懐候、先々幸便之間返進、仕候、 可然之様、 御披露所仰候、 毎事恐惶謹言 此等之旨

新納刑部太輔

忠元

| 早崎治部左衞門尉殿|

(本文書ハ「旧記雑録附録一」六五号文書ト同一文書ナルベシ)

24 「樺山氏蔵」

原」 原方彼在所之事者六ツ敷申候哉、就、別所を可被遣 原方彼在所之事者六ツ敷申候哉、就、別所を可被遣 『北教・コネイドンキー』 後傷之過無比繁被思食候、併従 小 猶々邊川之事、「帖佐ニアリ」 御心底之由御物語候、然共本有間敷候、萬端其恐不 御働之通無比類被思食候、

少候、

人江可有披露之由頼入侫處、則被申上侫、然處拙者就御(會之) 《記事本意侯、併尊意之旨、本右・白次彼両【番ヵ】 【報刊】 《日尊書被下候、最召可致貴報侯之處、當時者瀬戸江御先日尊書被下候、最召可致貴報侯之處、當時者瀬戸江御 此刻者先々思召被留候て可然被思食候由、 用之儀、祗候仕候、次以御上洛之子細具被聞食候、然共 御返事可申之

「天文」 旨候事《、 《 恐く謹言、

暫く爰ニ置く」 二月廿三日

新納刑部太輔

忠元

(花押)

忠元

尊報人と御中

(本文書ハ「旧記雑録附録一」四二号文書ト同一文書ナルベシ)

藝州様

25 一天文十八酉年、「勲功記」 木領主肝付兼演・蒲生領主蒲生範清等謀叛ニ而、 重朝并東郷領主東郷重治・帖佐領主邪答院良重・加治(※) 大中樣清水江被成御座候時分、 右之 吉田

忠元為先鋒云、

弓箭此也、俗所謂六年

我為先鋒、明日敵報之曰、持大刀者實為先鋒、由是知

登仕候砌、馬場某与申者一番を争候得共、敵方より一仕候内、度と合戦有之、就中於興慶寺前大太刀ニ而先城可襲取与相企候節、番手として忠元等被差遣、在番

数年粉骨仕、是を其比六年弓箭与為申由御座候、

番者大太刀持ニ而候事相知レ、忠元ニ為相究由、

此外

27

(本記事ハ「旧記雑録前編三」二六一六号ト同文ナリ

## 26〇十八年己酉三月 [天文]

越前守兼演・蒲生城主蒲生越前守範清等謀叛越前守兼演・蒲生城主祁答院河内守良重・加治木城主肝付公在清水、當此之時、入来院重朝及東郷城主東郷大和

公、将襲吉田城、

門守尚常等追却之、此日馬場某亦奮戦、與忠元論功曰發出大戰於興慶寺前、忠元提大刀前衆擊敵、與上原長年、賊兵来寇、忠元等拒却之、四月八日又寇、忠元等此;景種・長野兵部等、戍吉田城以備之、十七日宗為於守景種・長野兵部等、戍吉田城以備之、十七日未知公乃遣忠元及三原遠江守重秋・山田蔵人有徳・宮原筑

(本記事ハ「旧記雑録前編二」二六一〇号ト同文ナリ)

一六年弓箭と申ハ、入来院殿・邪答院殿・東郷殿・蒲生一六年弓箭と申ハ、入来院殿・邪答院殿・東郷殿・蒲生東、吉田難成候時分、三原遠江殿・山田蔵人殿・宮原東、吉田難成候時分、三原遠江殿・山田蔵人殿・宮原雄ハ無之候、各手をくたかれ候、同四月八日、大合戦。 二而候、興慶寺之前脇ニ而、馬場名字之人太刀始拙齋ニ而候、興慶寺之前脇ニ而、馬場名字之人太刀始拙齋ニ而候、共後敵追詰合戦有之候、上原長門殿両人始に成り候、其後敵追詰合戦有之候、上原長門殿両人始に成り候、其後敵追詰合戦有之候、上原長門殿両人にて被仕候、

(本記事ハ「旧記雑録前編二」二六一一号トホボ同文ナリ)

いひ、或は誰か為の忠ならハとよみ出せし哥と、右の詩と、さま!~にとよみ出しの哥と取合、歳旦なりとに家録なし、然といへとも世人専ら賞美す、また右の∞ 忠元二十七歳の歳旦試毫とて、七言の詩一章あり、更

の歳旦、又さまく〜にの哥は眞詠なり、よつてその年 されは取く〜傳聞の誤り多し、然といへとも二十七才 旦にあらす、又誰か為のとよみし哥は忠元にあらす、 五年以後の老号なり、されは老後の詠也、二十七の歳 〈〜に抄録して、此よしをしるし置なり、 短冊家に笥蔵す、是は為舟と名あり、 さまくくにの哥は眞筆 為舟ハ天正十

巾車二十七東風 |兀旦||試毫『當天文二十一年壬子』 吹入舊叢花又紅

豈有三分割據略 英雄不顧草廬中

、本記事ハ「旧記雑録前編二」 二六六五号ト同文ナリ

歳旦試毫 忠元二十七歳ノ作ト云

巾車二十七東風 ヲ出サレタルナルヘシ、カラヌユヘ、起句ニ此字 ニテ、農人ナトノ用ル物ナルベシ、役トアリ、帰去来賦ニ、或命巾車、(辞ヵ) 役車ト云、其註ニ、役車ハ方箱、巾車ハ本周礼ノ官名ナレトモ、 忠元其時マデハ職モサマデ貴或棹孤舟ト云タモ此役車ノ類 役車ハ方箱、可載任器以共名ナレトモ、其中ニ庶人乗

吹入舊叢花又紅 御仁愛ノ心ニ比喩セラレタルナルヘシ、成立ト云意ヲ遇セラレ、東風ヲ 時君 、テ、寵遇ウスカラヌユへ、舊叢ニ東風吹入テ花ノ発クヤウニモ(句自分ニモ嫡家沒落後寄遇ノ体ナリ、然トモ「時君ノ御眷顧ア 東風ガ吹入ハ、自然ト花モ紅色ヲ含ミ出ス、春ノ陽氣ガ行レ、舊叢ノ荒タルクサムラニモ

> 句ヲ出サレタルトヲモワル、解下ニ出ス、割據ノ略アルベキ器量ナランヤト謙シテ、 2、此句ハ謙退ノ辞ニテ、吾ゴトキ者豈三分(句豈有ノ二字解シカヌルヤウナレトモ推考

詩と取合、

歳旦なりともいふ、

**众雄不顧草廬中** ナス リ、キ サヤウノ述懐アルヘキヤウナシ、就中同歳旦ノ和歌ニ、サマノ〜軍功モ度々ニテ、 日新公 大中公ノ御龍遇它ニ異ナリ、然レハ 七歳ノ時ハ天文二十一年ニ當ル、巳ニ 日新公へ召出サレテ、後キコトヲイワレタルコトナシ、其上ニ忠元大永六年ノ生レ、二十 レハ、辞ヲ以テ心ヲ害セズ、只忠信純一ノ情ヲ察シテ、此解ヲナナルベシ、句法字法ノ適當セヌハ、干戈中文字ノヒラケヌ時節ナ ナヒ、英雄ト云モノハ功ヲ天下ニ立ル気ヲモタネバナラヌト云心ル故ニ、草廬ノ中ナドノコセノヘトシタコトナトニ拘ルコトデハ レトモ、志ハ孔明ニモ劣ラヌ境界ニテ、何モ負ハセマイトヲモワク、事ノ字ノ義ニアタルナリ、轉句ノ三分割據ノ略ハナキ器量ナ 其意忠元精神ノ誠ヨリ出タルトヲモワル、故ニ其時ノ事情ヲ以テニ影トタノメハ伏テ思ヒ起テモ君ヲ先ツ祈ル哉ト咏セラレタル、 モワル、然レトモ忠元天性忠魂純粹ノ人ニテ、サヤウノ怨言ラシ英雄ガナクテ、吾ヲ草廬ノ中ニ顧ル人ナシト云ヤウナル句意ニヲ シ一室ト云タル同意ニテ、此不顧ノ字ハ玄徳三顧ノ字面ニテハナミシテ是詩ヲ解スルニ、此句ハ後漢ノ陳蕃ガ大丈夫當掃徐天下何゚。 (除力) ニ器量ハアレトモ、世間ニ劉玄徳ノヤウナ此句字面ニテ解スレバ、述懐ノ句ニテ、自 故に其時ノ事情ヲ以テ、

## 30 『〇』靈社御作巾車二十七東風

得共、 シテ巾車ト云ヤウニ相見得候、 語ニテ、 右巾車、 ニテ、右ノ二字ハ左傳ニ處とニ相見得、 隠者服ニテ此解穏ナラス候処、『腹カ』 巾車ハ兵車ノ事ニテ、 是迄陶淵明カ或命巾車 右巾車ニ乗ル兵士モ通 左候得者、 ヲ證據ニイタシ解シ候 別シテ大形ノ事 周礼ニモ出 靈社御若年

却テ開ケ居、今迄解ヲ得サルハ恥カシキ事ニ候、右左 ノ比ノ風氣能ク解シ申候、其比ノ文学今時ノ吾ミヨリ

傳ノ一二書拔、入御覽候

[○]左傳襄公三十一年、巾車脂轄、注巾車主車之官、

**『○』同哀公三年、巾車脂轄、注巾車掌車** 

サセタル体ニテ、此巾車ハ其役名ト見ユ、 云付ケ、轄ニ脂ナトヌリテ、用ユル時ノ用心ヲ 按スルニ此二條、脂轄ハ巾車ノ車ヲ掌ル役人ニ

[○]同成公二年、丑父寢於輚中、注輚ハ棧ト同シ、兵 車。士乗桟車。兵車。或云卧車、即巾車、 按、桟車ハ柴ニテ飾ル至テ粗車ニテ、軍士ノ夜

泊リニ用ル車、是時丑父ト云人其柴車ノ中ニト マラレタト云コト、

『○』卓氏藻林ニ巾柴車、注巾車衣也。整車而駕也 以上ノ注ニテ按スルニ、柴車ノ粗相ナル車ヲ取

弱輩ノ巾車ニ乗ル兵士ニテ居リシト云御心ナル トミヘタリ、因テ霊社ノ御考モ、二十七位マテ ト云、又通シテ其車ニヤドル兵士モ巾車ト云フ 繕フテ乗ルヤウェ巾ユへ、其頭ヲスル役ヲ巾車

右見當り候ニ任せ、 書付差上申候、 猶伊地知なとへ

御吟味可被遊候

安政元年寅夏

時升

一天文廿三寅年、右之肝付兼演加治木をさし上降参仕侯[勲功記]

31

様并 同年八月、加治木ニ押寄段被聞召及、同九月、 處、邪答院良重・蒲生範清等右之兼演を可相攻与之企 ニ而、蒲生方西俣武蔵守盛家与申者江岩劔城を為守置 貫明樣御直ニ為御救、日當平迄御出馬、(養久) 忠元ニ 大中

茂被召列、脇元邊放火ニ付、瘦五郎坂与申所ニ而合戦 有之節、忠元抽衆高名為仕由御座候

(本記事ハ「旧記雑録前編二」二七四六号ト同文ナリ)

32 ○二十三年甲寅、祁答院良重・蒲生範清等悪肝付兼演以『天文』 加治木降

公、八月、發兵伐兼演於加治木、九月十二日 前此蒲生範清使其臣西俣武蔵守盛家等戍岩劔城、十三 公及 世子資 帥兵陣于日當平以救兼演、忠元従軍、

之下、忠元有功、 公遺兵縦火脇元、 時城兵發出、我兵與之戰於瘦五郎坂 伊作士人宮原源太左衞門右衞門等觀

岩劔御陣之時、やせ五郎之下ニて合戦、 衞門弟源太左衞門證跡殿同仕候、 伊作衆宮原右

而賞之云、

(本記事ハ「旧記雑録前編二」二七四三、二七四四号ト同文ナリ)

一十三日に、川邊衆・鹿児嶋之足軽衆辰之刻より午刻迄 候、味方之足軽大将ニ者梅北宮内左衞門・宅間与八左 脇元の人家放火被遣候所に敵出會、坂中迄差上り軍仕

33

谷山之人数を被指遺候、谷山衆以之外被働、 引退申候、其時分、敵八ツ之むれへ登る由被聞召候而、 候、又御兄弟 衞門尽粉骨被相働候、然る所に川邊衆指替り合戦被致 御三殿坂口まて御差向候、敵是を見て 敵あまた

(本記事ハ「旧記雑録前編二」二七五二号ノ抄ナルベシ)

に矢を射付、坂を追下、味方ハ無何事被引上候云ハ、

34

一弘治元卯正月、「勲功記」

右之範清・良重等謀計ニ而、

北村之者

共へ申合、降参之筋ニ為相偽候故、 吉田之様御出馬ニ而、 同廿七日、北村江被為入候處、 大中様 貫明様

元事者 大中様御太刀相持罷在候得共、 賊兵不意ニ起合せ、御勝利無之、則被為引候折柄、 賊徒付送防方 忠

則駈参候而討退け、殿仕候故無難ニ被為引取、別而蒙 為及御危難候ニ付、早~忠元駈参、可奉救旨被仰付、 として弟子丸播广守等取返し討死仕、 貫明様猶も被

御感賞為申由、左候而、此御難儀を北村帰忠与世上申

傳由御座候、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」五号ト同文ナリ)

∞ ○弘治元年乙卯正月、 村人偽降 蒲生範清・祁答院良重等謀、

使北

公、二十五日、

公及世子賞明師兵如吉田、 賊兵並起、夾而擊之、

二十七日書譜作二進入北村、

公師不利、時忠元持御太刀従

公觀 公班師、賊等尾擊、弟子丸播磨守等返戦死之、 世子亦危急也、乃命忠元往為之殿、忠元奮戦以

雖不申候、

任御意打立申候、

吉田御城可有御用心由委

相戦、

其間ニ市左衞門事退取、軈而夜も明、

貴久様

御前参着、敵堺申上ル、新納刑部太輔殿御劔を人ニあ

:打立、指宿丹後守以同心内城江参、此度之御企合点

被申候、其夜吉田北村之境ニて質人請取、

北村矢筈之

四番

同名大炊介走合、御供之由被申候、其場より敵引除候つけ合戦アル、其場ニ蓑輪舎人佑・木脇刑部左衞門・

城忍あかり引入、二人之案内者之次北村主税助、

躬當敵、脱 世子於鋒鏃中、 公等大感賞之、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」六号ト同文ナリ)

36

らひ可仕由、以 御意其首尾仕候、 龍伯様御手を被一北村帰忠之時、 伯囿様御太刀を御持せ候処ニしつハ「忠清筆記忠元弓爺之覚」

**『正文在弟子丸藤兵衞』** 

碎候、御存之前ニ而候

37

比越前守殿吉田地頭ニ而候間、旣ニ正月廿一日之酉刻に、三度日ニハ御談合相定、旣ニ忍衆二三番迄之御賦候、三度日ニハ御談合相定、旣ニ忍衆二三番迄之御賦候、三度日ニハ御談合相定、旣ニ忍衆二三番迄之御賦候、三度日ニハ御談合相定、旣ニ忍衆二三番迄之御賦に文略之

之處、 广閉目へきと申立帰、大岩を陰ニ取、敵と戦時刻を移 申、夫より少難所を退取、跡ニ大太刀持ノ小太郎計在 哉と尋候へハ、貳百程被擣候覽与口とニ申、さてハ播 を跡ニ成シ、心易除候処、味方いかほと越度たるへき 助切テ落ス、播广守是ニ有と三聲答ヱ、夫より岸を下、 尋候、大岩を陰ニ取、敵之城最中与申、主従三人にて 候てハ閉目候へく候、市左衞門事者早くのかれへきと 急のかれへき由申候ヘハ、播广同心にて可退と申され ス、其間ニ味方過分ニ除ク、外山市左衞門尉未扣居ル、 死ス、雖然播广守同心之衆六拾程ニ而七仕場切通、 思く〜に除候処、蒲生衆横道ニ取切ル、味方過分ニ打 たる敵ときの聲をあくると、壱人之案内者ヲ北村主税 ニ播广守墻きハに登着、案内者一人墻を越候処、 我事ハ北村之地頭之名をつき、味方貳百人うたせ 海江田清左衞門尉帰シ合せ、播广守ハいかにと 待請

石諸所ニ合テ五百石餘并永吉之地頭職被仰付候、 右外前後之ケ条略す、末ニ京勢被差下、 、御給之故一節無知行也、 其後河邊之内野間名三百 福嶋秋月殿

38 四月之分『弘治元年』[前後略文]『蒲生士山本氏日記』

切末文無之、古本之由也:

此日新栫へ蒲生衆寄来りニて、 阿多若狹守殿、此日肝付方よりも御一筆被上候、《樂》 廿四日、肝付方へ御一筆被遣候、御使者新納刑部太輔殿 人ハ二階堂殿次男、一人ハ村田越前殿殿原、一人ハ下 疋進上被申候、此日祢寢殿種子之番衆三人御暇被申候, 吉田衆三人おちと被申候 則御馬

五月分

と者

出シ、 此日肝付殿へ伊作之野之駒被給候、 集院治部少輔殿・新納刑部太輔殿吉田へ御使者ニ被越候(灸道) 三月 甑浦ニて敵一人打取候、 法印様御越ニ而、 御祈禱之御大般若アリ、 此夜新栫之麓より、 此日山田之足軽七人 此日伊 御嘉

例之火御ともしニて候

五日、 新納形部太輔殿加世田へ御使者被越候、(刑)

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一四、二七号ノ抄ナルベシ)

39

三千人松坂ノ要害ニ押寄七四方ヲ囲ミ、民屋ニ放火ヲ、「山本日記ニハ此軍弘治元年三月七日トミヘタリ、是一天文廿四年十一月十八日又同年三月十、ノ勢ヲ引分テ、「箕輪伊賀自記」 時ヲ動ト揚レハ、城中ヨリモ鼕ヲ合テ防キ戦フ、ナルヘシ」 擲石コト降雨ノ如シ、忠平時刻移リ悪リナント思召シ、 (豪型)

底ヘソ打落サル、寄手是ヲ見テ進ミカネタル処ニ、大 梅北宮内左衞門ト名乗テ真先ニ切入シニ、石ニ打レ堀 自ラ鎗ヲ取テ真先ニ進玉ヘバ、軍兵我不劣ト攻上ル、

新納刑部太輔・山田蔵人・伊集院右衞門兵衞太夫尉(忠棟) 将忠平後レス攻玉へハ、河上上野守・同名左近将監

平田将監其外宗徒ノ人々三百余人、我不劣ト責入、散

ウヲ、 戦テ、太刀下ニ打伏セ、頸ヲ取テ我カ身ヲ急ト見玉へ 一戦ヒ合フ、忠平モ軍兵ニ打交リテ高名セント争ヒ玉 大将ト見ルヨリモ武者一騎懸出テ忠平ニ渡合ヒ

(本記事ハ「旧記雑録後編一」五四号ノ抄ナルベシ)

忠平廿二歳分捕ノ初也

鎧ノ上ニ矢五六筋立タリ、

去トモ鎧ヨケレハ裏カ

41

門樺山は代と安藝守にて忠節家也、今の藝州幸久も太

尚々令申候、きのふ新刑より文を見せられ候、それ「樺山氏蔵」 可目出とこそ存候へ、はやく~かたく~御屋〔く~〕 も内儀申上候、御得心之様ニ聞へ候、されは伊集院 二今年上洛之由ミへ申候、来年おほした、れ候て、

[上]候へともさしとゝめ、とものやう申付候、時分(ತナシ)

御心のなくさミにもやと筆のすさミに書付申候、夢 と他見有間敷候▽愛ノへ△、

然なから外見を忌たる計ニ候、やかてノ〜火中投られへ と如此候、殊染悪筆候、いかゝに候へ共かなしミの至、 御愁歎察入候、乍去武道之名誉本意之儀候之間、爰以お ほし延候て肝要ニ候、此方も哀膓之あまりきこへさるこ(\*\*)

き事本望候、恐く謹言、

五月十八日

義久 (花押)

樺山藝州

(本文書ハ「旧記雑録後編一」七九号文書ト同一文書ナルベシ)

柄と申、かやうの事ハ何とやらん候へ共、そなたの 治部少輔・野村民部少輔両人之事、當年上洛之由申

> 生すゝミ出られ打死、不及是非事也、なけきの餘り、弥五日戦死」 名し、あるひハ打しにす、ことにちやくし忠副今度於蒲刀をうたるゝ事度と也、されハ家の子郎等、あるひハ高 陀六字を哥頭にとりあへすつらね侍る、雖外聞恥と、心 さしをいたす計也、 藤原義久

情ありてかたちも人にことなるを

さきたて、見るあなう世の中

むかひてハなかく~かなしそれとのみ

ふてにとめおく人のなこりハ

あやなくも歎な侘そたらちねを

ミねの雲浦に塩やくけふりにも 見し面影の立やそふらむ をくらすたくひ心ある世を

たかき名を残すハさすかうれしきも はかなやわきて武士の道

吹かせのさそひし華の陰ならて

(本文書ハ「旧記雑録後編一」八一号文書ト同一文書ナルベシ) かゝるゆめをも見る世成けり

343

## ○永録元年九月廿三日

雲にふけなれも月をや松の風 和漢

秋夜永於年

貴久

初霜ならし暮さむくなる

蛩韵似催句

瀑飛聞遠響

こゆへきすゑや山たかきかけ 旅衣はるかに分る野を廣ミ

芳林

忠将 幸久 意外

村落簇疎烟

尋花開雅筵 驅景忘帰路

盃鶯被勸

雪もこほりも今朝やとけまし

忠元

三輪の山尋て行ハくる、日に 門ものふかし杉の下かけ 入かたき法に心をつくしきて

忠将

芳林

貴久 正成

幸久

正成 智弘 玄隆 玄盛 玄洞

房政

谷かせに岩ゆく水も春みえて

さそなけ色も浦のをちかた 影薄曙窓月

露置そふるきぬ/\の跡

鐘寒江寺邊

醉遊其李白

舟とめて汀にふかす秋の風

河音すミて月いつるそら

心やハきりのへたつる中ならむ

こゑのおちくる空のかりかね 何となくしらふる琴もたゝならて

忠将 芳林

智鑑

智璋

緑陰宜讀篇 翠竹似鳴玉 湘水載詩船

房政

兼盛

はかなしやいつを限の身ならまし

聞くらしつるうつ蟬のこゑ

袖ちかく夜るは蛍になつさひて

玄盛

道厥古今一

餓思首陽賢

喝知無有先

九高

忠元

ふるきミきりに残るやり水	帰こぬむかしとはかりうち歎	老色似花蔫	酔吟如絮乱	隣家有蝶連	茅店待鶏拍	あかしかねたるよなくへの床	無奈婿姉恨	ふりすてやらぬ世はいつまてそ	ミとり子を憐とおもふこゝろさし	儒林警懶眠	旅館動郷念	羽かせしつかにならす鳥の音	花ハ猶しのゝめおしくうちかほり	霞彩月嬋娟	春輝雲瑞靄	おもひやりても今ハなくさめ	もろ共にうかれとはなにわかれまし	<b>貧樂独顔渕</b>
忠元	貴久	九高	智璋	智鑑	正成	貴久	智璋	忠将	兼盛	九高	玄洞	忠元	貴久	玄盛	九高	貴久	幸久	玄啓
久方の月のむら雲晴やらて	こ、ろのなきやうきも思ハぬ	雨そ、く山さと人の夕まとひ	吟闌閉杜鵑	自起放籠鳥	つれなや命なに、か、るか	なミたのミ出し都の形見にて	かりねの野へに秋風の夢	崇枕蟲聲切	射箔月張絃	むら芦の見えミみえすミ暮そめて	入江をひろミなミのすゝしさ	乗興廻舟好	跡つけかたき雪のかよひち	信為無媒断	実こんとたにかねてしらせよ	窓開去計	經歲帶雲天	山とのミ見えてやちりのつもるらん
貴久	兼盛	忠将	九高	玄盛	貴久	忠元	幸久	智弘	九高	兼盛	貴久	意外	>芳 政	亨正 成	忠将	玄盛	玄洞	幸 久

		貴久	海山かけてかすむ難波津
一一二号ト同文ナリ)	(本詩ハ「旧記雑録後編一」一一二号ト同文ナリ)	幸久	春は猶心あるへき朝ほらけ
智弘二	玄隆二	玄仲	状元花氣鮮
玄啓二	玄盛七	玄盛	奉勅梅香厚
智璋三	玄洞五	九高	専對太才偏
智鑑三	芳林三	玄洞	何邊姜笛遠
玄仲二	忠将八	正成	秋幽双鷺前
兼盛五	幸久八	意外	霧暗閑鷗外
房政五	意外五	房政	うら風をくる月の夕なみ
忠元八	九高十三	忠元	明石かたたのむ行ゑに舟よせて
正成六	貴久十三句	忠将	かけにまふつる住吉の松
	政諄海内全	貴久	千代もとや誰しも君を祈らん
	此會合歡毎	幸久	はかりことある國そ安けき
竹のこゑ	こゝろ〳〵の糸竹のこゑ	玄盛	陳八戦國跡
席に夜ハ深ミ	よミかハす哥の席に夜ハ深ミ	九高	湖岫尖横鋋
	客遊賞月圓	智鑑	巴江流学字
	民夏賑秋実	忠元	水をのそみて猿やなくらん
せそ身にしむ	門田にそよくかせそ身にしむ	意外	蕭索下枝葉
	栖老葦間屋	九高	攀桂化登仙

九 正 忠 貴 玄 玄 忠 玄高 成 将 久 洞 啓 元 隆

聞

無為之御調儀与也、然者飫肥ニ伊東着、

両陣彼地

使伊勢備後守貞運被為下向、於末吉 大中様御對顏之及二十餘年由候間、御和談被成候様御調儀として、上一、秋録三申十月、将軍義輝公より 御當家伊東家与争戦 『勲功記』

節茂忠元并椛山安藝守幸久・肝付弾正忠兼寛ニ被仰付、(盛り)

(本記事ハ『旧記雑録後編一』一五四号ト同文ナリ)

萬端御應答為申由御座候

府義輝使伊勢備後守貞運来成伊東於 ○水禄三年庚申、初伊東氏侵我邊彊、世結怨久矣、 幕

44

公會貞運於末吉、以寶霽庵乃使忠元及樺山安藝守幸久・公、十月、

肝付弾正忠兼寛就川井豊前守等應對之、忠元等有功居

(本記事ハ『旧記雑録後編一』一五二号ト同文ナリ)

45

向於飫肥伊東起弓箭、廿ケ年餘り不極勝負之段達 上末吉ニ 太守修理太夫殿御参會有、御意趣之段者、日(★A) 上使伊勢備後守殿下着、於庄内[樺山安襲守善気筆記]

伊勢備州御宿江参申、條×刑部太輔弁也、

上意ニ御無沙汰之儀、

乱國又者依遠方非本意候之事、

大友殿江申談、九州を治、御奉公之事、(@\*)

由備後守殿被聞召付候、彼地伊東江被遣候、可然之旨北郷左衞門尉江御内儀之旨、至飫肥伊東蹴上之地有之上。

申上候、九州を治め、 上意御奉公之儀ニ候、被聞思召候欤、爰元非本意と候、於當座安藝守雖憚入候被相添候、御返答上意与大友殿之前難分、嶋津殿被也、更∠此段承間敷事、

召分候得と申、罷立候、

八日、備後守殿御宿江

屋形様入御候、

御面談ニ而御

帰

九日、又両三人を以被仰條、

一和談之儀、企弓箭を伊東可有分別之事、一如度と申入候、和融之儀、上意次第可為事

被屬無事者、大友殿茂同前可為和融之事、

347

所領沙汰之事、同名豊後守一向領掌有間敷事、

伊東へ可有手付之由、不致分別之事、

日向境目和平之儀、被任上意之旨、先以御喜悦之事、 右之條と、川井・岡元被成披露御返答之次第、

使罷下上者可致其調儀与之事、

大友殿同前二伊東無為之儀者非本意、乍去備後守為上

伊東飫肥境目所領向之儀、彼方へ少茂遣間敷之段、被 成御得心之事

内前々分國之由申上之由、剰東山殿へ申入、三ケ國 右、此三ヶ條被仰、川井方物語として、伊東飫肥庄

之守護職之御判頂戴す、左右方之儀、更ニ上意にも しろしめされす、備後守存知いたさぬ事共なれとも

なとゝ言をほくいゝつゝけらる、則安藝守、田舎人

當座之御返答に候、嶋津三ヶ國之守護之事は頼朝御 は上方之御尊意不知案内也、川井殿私御物語之條、

事眼前之□与、猶以伊東逆心之旨を被仰候者、偏に 更~虚言也、伊東至飫肥数度雖起逆乱、終に及恥辱 代已来之儀、然者嶋津陸奥守忠國山東知行、 於郡一所ニ相残候事無其隠、伊東飫肥庄内分國之儀 伊東都

> 候之處ニ、岡元尤無餘儀之由欤、川井茂同意ニ得心 上使御非儀之可有沙汰、 先當意之御調儀と一と申

候、然ハ伊東江可有手付之由、不致分別之一ケ條、

是又上使御納得之由候、雖然追而嶋津可被申欤とて

先∼罷立也

十日、又両三人上使御宿江参、御意趣之次第、昨日申 伊東江少茂所領遣事有間敷之儀、御得心一段畏入候、 入候條々、皆々御得心之御返答致祝着候、就中飫肥境

豊後守江雖未相尋候、彼両陣引退候者可如吴見候也、 彼境公領之事、奉任備後守殿可致御相談候、此旨同名

右之條と御返答川井・岡元、

飫肥被任御公領之儀祝着、備後守面目之至也:

伊東江催促を以て可被引両陣也、自然伊東於難渋者、

對上意不忠者也、至其儀者西國に仰付、可令成敗之事

備後守殿御前ニ両三人被召寄、以御面談蒙仰段、此度 然者伊東三ケ國御判東山殿書出伊東に在彼一巻、備後 為上使下向之處ニ、和平之趣嶋津殿御得心満足不少侯、 無疑、此度嶋津殿上意御上聞也、 猶直ニ可被仰とて、

守披見之、雖然京都に茂其疑有、今又當國之沙汰一向

末代於飫肥境ニ手付有間敷候也、一ケ條堅申納之由申(個間) 則為物語申、今度数度被申承候條々之中、別而伊東江 候、領掌無餘儀候、満足ニて三百町計候也 江安藝守致御礼、其刻河井殿へ天目、岡元殿へ脇刀進、 に入、岡元方為御使、樽二ツ・折二ツ・三種安藝守宿 日風呂を燒せられ、之間、先風呂へとて御立候也、 互ニ被召替候、其時河井方之肩衣を拙者江被着替、 請取、自是茂御腰物被進、其後及乱酒、御とうきぬを 然處ニ不慮に御酒被取持被催興、備州御腰物を太夫殿 御宿へ御参入也、則備後守殿為御礼、屋形江御出候、 也、此等之為御礼、 領伊勢守則同前と堅被仰含候、當家之面目不可過之者 守護職之事不可有其證文、此度備後守此段於納得、 之儀也云~、若ケ様に被仰儀少も於偽者、 かて此暮江、上使御宿江使者両三人為御礼参候也、 江被進、川井方取、村田越前守方江渡之、則 無其理之由、 へ従上使被下候、数通之御酒有、次朝上使御宿寶壽庵 可蒙御罸与三度被仰、則地を御打、至末代伊東 備後守信之、伊東守護号之事、更と不入 太守舎弟右馬頭殿十一日二上使(忠将) 八幡御照覽 太守御 夜 其 ゃ

此等者安藝守江河井方内談を被遂候而之事也、御返事國御調達之事、次伊東方江飫肥之内永代遣間敷之由也十五日、 太守より備後守殿江御使被進候趣者、三ケ

後代まての御證文たるへき由也、

両條御返答、新形と拙者両人して申候、 両條御返答、新形と拙者両人して申候、 大田、 大方殿江申談、嶋津殿御存分之まゝ事 別豊後江罷登、大方殿江申談、嶋津殿御存分之まゝ事 別豊後江罷登、大方殿江申談、嶋津殿御存分之まゝ事 以可申候由被申候、其時者飫肥之事者御公領之儀欤い がゝと候、又ケ條當方伊東縁を結はれ候する内談之由、 風説承及候、於其分者上使御取成可有との儀ニ候、此 風説承及候、於其分者上使御取成可有との儀ニ候、此 風説承及ぐ、於其分者上使御取成可有との儀ニ候、此 風説承及ぐ、於其分者上使御取成可有との儀ニ候、此 風説承及ぐ、新形と拙者両人して申候、

料所之事、猶以無餘儀候、友・嶋津申合、剰上意為御奉公、山東退治之時飫肥御友・嶋津申合、剰上意為御奉公、山東退治之時飫肥御伊東和平之儀於事成者無申事候、伊東背上意候て、大

調法、此段無相違様ニ備後守殿御取 奉頼之旨候、先以次而申候、乍重言大友・嶋津申合事無其隠、伊東以調儀もか候らん、承事者なく候とニて候、伊東江縁之儀者更不承候、雖然ケ様之事家景中より其

河井得心目出度~~、

上使御立之刻、上使へ河内茶はん・唐のほん進上仕候 橋本毛せん遣、閑看を送給候、無指事儘不書御料所三

是しんのくま進上候、 百町ニ申成、従上使美濃紙一束・京筆二對被下候、従

十月七日 十月七日

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一五三号文書ト同一文書ナルベシ)

46

**『起越候以後者、軈而爰元様躰可申處、従路次河井相煩**『正文在肝付氏』

伊左御請之儀、彼入道殿種×儀雖被申候、其方御請依『伊東方也』 「三位也」(日東方也」 「三位也」 「三位也」 「三位也」 「一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一

厳重候、莬角難被申候欤、昨日御請被申候、珎重候、

拙者大慶此事候

雖先罷上度候、大事之御料所之儀候間罷越、様躰承度 候、然者下知等之儀御調候而可給候、自此方飫肥へ直 候、又在〃所〃江自其方下知付候而、百姓召出申付度

今度御和談立見申候ハねハいか、候、於飫肥自其方も 御年寄衆、自此方も年寄衆被相下、太方被取易各参會[召欤]

罷越可申候、豊州江茂従其方堅可被仰越儀肝要候

十月廿八日 候様調可申候、 此等之趣可預御披露候、 貞運判

椛山安藝守殿

新納刑部大輔殿

肝付弾正忠殿

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一五五号文書ト同一文書ナルベシ)

『大口有村隼之助家蔵

47

後久仰家ニ預ル」

『桐つほ聞書の奥ニあり』

新納刑部大輔

永録四年拾月日 忠元(花押)

(等) 「永録五戌年、眞幸院主北原又八郎兼守病死ニ而、「勲功記」 集院源助久春元巢与先登仕、於城戸忠元鑓合仕、、終為順候 六月、 城ニ楯籠候ニ付、 多ク者御領ニ罷成候得共、北原伊勢介兼正与申者横川 松齢様御大将ニ而御人数被差向候節、忠元伊(義弘) 大中様溝邊迄被遊 御出馬、 同年 院内

被攻陥由御座候

(本記事ハ「旧記雑録後編一」二二一号ト同文ナリ)

○五年壬戌、眞幸院主北原又八郎兼守卒、眞幸諸邑悉入「永禄」 官、獨北原伊勢介兼正兼守、據横川城隅畔

49

公、六月

公陣溝邊、三日、 使 公子兵庫君等領先鋒軍往攻横川(義弘)

○一横川召崩候時、内城攻之城於城戸口、伊集院玄巣と 城門、遂陥之、兼正等自刎首死、此役忠元被疵有功、 城、時忠元及伊集院源助久春奮進先登、忠元持槍戦於

伯囿様御供仕候時、 同道申候而合戦ひ申候、其時も手負申候、溝邊へ 両人御遺候而之事なり

横川召崩之時詰之、於城戸伊集院元巣同心被申候而 鑓仕候、 伯囿様溝邊へ御滞留之間に両人御遣候時

(本記事ハ「旧記雑録後編一」二一八、二一九、二二○号ト同文ナリ)

一永録七子三月、「勲功記」 近衞植家公并御子 前久公御吹擧ニ

貫明様者又三郎より修理太夫被為任候、 Щ 大中様者修理太夫より陸奥守ニ御受領被為在、 御宣旨御由

> 御取成可仕旨、同十三日、右之 御両公より御銘×御

調、

進藤左衞門太夫長治ニ為御持被差下候節、忠元茂

判物被成下、于今家蔵仕居候、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」二七三号ト同文ナリ)

51 ○七年甲子三月、近衞稙家及其子前久為 公與

天朝、十四日 宣旨、 公 請官途於 公為陸奥守、理大夫、前此任修

世子任

使以致之、来於| 三郎、於是前日 近衞父子賜忠元御書各一通、修理大夫、時称又於是前日 近衞父子賜忠元御書各一通、修理大夫、時称又於是前日

(本記事ハ「旧記雑録後編一」二七五号ト同文ナリ)

○其後久閣筆候、疎遠候、仍修理太夫受領并又三郎官途 [費久公] [義久公] 之事、公武之時宜令馳走差下候、自然之取成肝要候、

52

猶進藤左衞門太夫可申候也、 三月十三日 かしく、

新納刑部太輔とのへ

(本文書ハ『旧記雑録後編一』二七二・二七六号文書ト同一文書ナルベシ)

髪目司「矣、	53 ○雖未申通候、
目代と食	令啓候、
菱目 問い 定、 目代と 養宜又及干豆定、 質生に	仍修理太夫受領并又一「貴久公」
当生	并又美

自然之像宜取成肝要修 、猶進藤左衞門太 [長 [養久公] [基之]

夫可申候也、かしく、治」 三月十三日

前久ヵ御判

新納刑部太輔とのへ

|本文書ハ「旧記雑録後編一」二七四号文書ト同一文書ナルベシ)

○右居頭 「弘治永禄ノ間 刑部太輔忠元【加賀守祐久之子、貴久公御代】 又八郎『後ハー珪と云、伊勢守康久之子』

藤四郎忠明『尾張守忠光、後縫殿助』 八郎四郎忠秀「治部少輔之子、後治部

初献

次郎五郎『加賀守祐久之次男

民部左衞門尉 [後出雲守]「兵庫介忠載之子」

相伴

(禄) 永録九寅正月十六日、「勲功記」 茂忠元被召加、十一句仕候、此等之儀者毎度之事与相見 日新様 貫明様御連歌被遊候節

55

得候間、遂一ニ者書出不申候、(逐カ)

56

永録九年正月十六日

賦何船連歌

織はゆる世やはた花のから錦

糸くりいたす春雨の雲

石はしる瀧は氷のとけ初て

空も長閑に渡る朝かせ

はね打かハす秋の夜からす 行やらて月もいさよふかりの聲

木すゑうつろふ里のをちこち 初しもの薄霧さむミ更終て

なかれ出る水みとりなる山本に

ともすれハ風をもよほす雲浮て たゝをのつから暮の涼しさ

いかならましや人のかねこと

こ、ろかハりハ夜のまにもあり 待もうしもし忘るかとひ見はや

事しけき昨日や去年となりぬらん

小松引さいの若菜を摘もちて **霞をくむそ里のたしひ** 

義久

珠玄

季久

忠知

武久

意外

久朗

352

## 忠元譜参證

親のゆるさぬこひのあハれさ	ことはりをしらてかこつハはりなしや	余所目忍ふに夜かれある中	ならはせハさのミつらさやなかるらん	すミかとたれかかへる芦の屋	興つなミ立よりきおふ雨の日に	船路やすらふうらのつれノく	別行かりかね遠し出て見む	たゝ〳〵かすむ峯の横雲	手枕は夢かと明春の夜に	すきしやいつち袖のむめか香	ふきもこよ思ふ其方の松の風	あたりたにもとなかめやる空	かなしひをふかむるさとの夕霧に	しけミかくれの山のさをしか	出ぬへき月や尾上に籠るらん	日もいりあひのかねのをちかた	ふき送る風ハ袂にむすほゝれ	雪にぬれく〜野路のかへるさ
義久	忠元	親治	久張	經威	久朗	友治	國眞	忠辰	意外	武久	忠知	季久	珠玄	忠元	義久	昌宗	玉進	実親
打籠り出るかたなき窓の内	外かをわすれてまなふかしこさ	春ハた、こ、ろ心のなくさミに	おりてかへるやつ、し山ふき	花見にハ誰も残らすいさなひて	をくれさきたち立る小車	ゆきかひも関屋の道のしけき日に	旅にと出しつて聞かまほし	おもひかねころも今ハた打侘て	しほるゝ袖や秋もしるらん	すさましく浪寄海士の一むらに	たれか月まつよひふくるころ	ともし火ハ霞の内にほのかにて	門よりゆかしふる寺の春	いりそむる此山かけの花の色	のほるくらゐもよしやなにせむ	我なから身のつたなさのかへりみに(��き)	打いてかたき世とそなりぬる	思ふ事ひたや籠りに送りきて
珠玄	昌宗	親治	意外	義久	昌宗	忠元	久張	忠辰	國眞	珠玄	友治	義久	忠元	經威	忠辰	武久	珠玄	季久

忠元	夕霜にをきや替ると露寒ミ	季久	一木に来なく千とりもゝとり
忠知	かたハらさひしきりくくすなく	珠玄	山さくらをそきハ心ありやせむ
珠玄	秋風のしらへことさらすむ月に	義久	けふの三月のなとくハ、らぬ
友治	かたれはかたりあかす友とち	國眞	あかつきをおもへハ春の名残りにて
義久	小夜時雨ふることをのミよすかにて	珠玄	ね覚うるほす鐘なと給そ
國眞	すみつかむやハ山の下庵	忠元	水まても法のなかれそ難波かた
季久	折たくもしハし一かりの薄けふり	意外	えにしありとや浮ふおしとり
意外	とたへあらしとしきミつむ人	珠玄	むしならハ聲に立てもうらミまし
友治	かすくへの手向をなすもことはりに	忠辰	なにを秋とてかはる人かも
武久	もろこしまてとおもふ船路	友治	露なからあたしことの葉頼ミきて
親治	身はかくていかて年月送らまし	季久	をしへしやとり月にとハはや
忠元	しけるむしろもおなし[ハし]ふき	忠元	もとめえぬ行ゑもつらしすミ所
經威	よむ哥にしハしやうきものふるらん	經威	あつまちとをく身ハまとひつ、
珠玄	なくさめ草も種はこ、ろよ	珠玄	又いつる越のしら山越てまし
昌宗	萩の葉のそよともとふかとはかりに	武久	打はらひつる雪の面かけ
忠元	國へもいらぬ夜ハそ身にしむ	忠知	たちはなの花ハちり行夕風に
忠知	袖にせくなミたも月のうつろひて	義久	おもへはかたミ袖のうつり香
忠辰	もとむるミつハかけかすかなり	國眞	ゆふつけの聲になく/\別きて
久張	そことなくあさたち行はひろき野に	忠元	人のてかひの鳥や悲しき

と風聞させ、扨又横川之城麓を数萬騎之軍兵者被打通、			<b>久朗</b> 二	芯
待居被成ツ丶、世上ニ武略之物音者、小林表に御出勢			忠辰六	元譜?
儘飯野ニましく\て、 修理太夫義久様の御発足を御			意外六	多超
/〜て、御軍勞の御禮を被仰へき為ニ御光儀有て、其			武久六	
貴久様ハ眞幸院に御越山被成ツ、 兵庫頭様のまし			忠知六	
一菱刈方御退治の事、永禄十年の仲秋之天ニ至てハ、5  長名場東龍了道世記		玉進一	季久七	
_		実親一	珠玄十二	
御知行御會尺御申被成候、		經威九	忠元十一	
ヲ日新様并大弐殿御同心被成候、嶋津又五郎殿鹿籠依		國眞六	義久九句	
守殿、御仮屋山崎但馬、泊仮屋御帰宅、鹿籠野之御馬		親治四	昌宗六	
師匠ニヨリ、一乗院五御禮被成候、坊津地頭上原長門		久張四	忠金一	
御着被成、一乗院住持頼忠法印、是者貴久・義久様御		友治六	日新一句	
て、泊之御假屋一夜御留り被成候、先ツ坊ノ御仮屋立	忠知	きなき陰	岩ほもやまもうこきなき陰	
國衆喜入摂津守殿・山田ノ大野治部太輔殿暦そ御供ニ	昌宗	る風立て	池水やさ、なミ寄る風立て	
光儀、御供之御老中川上左近将監殿・新納武蔵守殿、	義久	いしつけさ	むかふみきりの春のしつけさ	
七間作立テ申候、同年号十年丁卯三月、御屋形義久御	武久	か雨の打そ、き	つくくくと日もなか雨の打そ、	
「永禄九年丙寅十月、又泊之役被仰、其年御寢所中ノ殿」「司子花香日日」書名記」	季久	下する。」	花もうつろふ人「下する^」	
	珠玄	かりそめに見しもおもひハ浅からて	かりそめに見しも	
(本文書ハ「旧記雑録後編一」三二四号文書ト同一文書ナルベシ)	意外	きて行道	ねてのあさけをおきて行道	

道・同兵部少輔・同弥四郎指合て切て落せハ、其手ニ(重房) 岸ニ攻上り、屛涯ニて先手の人衆者手負死人に成る處 涯ニ詰上り、垣を越んとせしか共、城主井手籠駿河入(重さ) 詰上り、即城を攻落し、南方衆も一手柄仕る、其中ニ 指登せ被成者、陸奥守貴久様の御人衆を徳邊の岡に御 廿三日之夜ニ入て、無月空と申せ共、方とより御佳例 東邊を打て西篇をと軍勢道を振替て、般若寺越ニごふ 時を不移境目ニ注進して、今や遅しと待居たる処ニ、 此事を見るよりも、菱刈方者伊東・求麻衆に告知す、 給へハ、諸軍もきおひ申也、 御太将武庫様之御詰上かり玉ふ故、御手柄ニ敵を打せ の被指合、此前諸所の軍兵も落ちあひて攻め戦ふ處ニ、(億分) て空く成る、相續く兵ものニ飯野の御人衆宗徒の兵も 辻大蔵左衞門尉・有馬軍弥左衞門尉・久留軍兵衞尉屛 打上ヶさせましく〜て、寄手の兵物方〻より我先にと の馬越と云へる住城に、諸軍兵ハ懸着て、我先にと切 の神火をともし、難處の道もさわりなく、 し木越へ忍ひ通りに打出て、比者永禄十年丁卯十一月 御太将軍修理太夫義久様の御手勢諏訪山の高上ニ 御供の閉目たる財部典内(盛弘) 菱刈の院中

名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、扨又所との兵ものも思ひく\に敵打て、井手名被仕、叔又所との兵もの衛下知也、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」三九二号ト同文ナリ)

59

ハシキ心中也、然処ニ實ニ野心ノ色見ユルコト多カリノ軍衆ノ帰陣スルト、手負ノ数ヲ日記ニ付ル、風情疑挾野心、横川ノ町口へ功者ノ者共ヲ出合セ、竊ニ隅薩「龚輪伊賀自記」

した城ニ而阿多掃部助・宮原右京亮・新納四郎次郎高左衞門尉・東郷兵部少輔も一手柄仕り、高名を被遂る、

定リケル、去程ニ永禄十年丁卯八月、伯耆入道眞幸院(曜ク) 不成敗、 頭井手篭駿河入道・同兵部少輔・同彌四郎馳合セ、 時ヲ不移切登ル程ニ、南方ノ住人ニ辻大蔵左衞門・有 氣ヲ動ト作リカケ、我先ニト切岸ニ攻上ル、屛際ニテ 向シテ、同十一月廿四日ノ早天ニ馬越ノ城へ押寄、 之、時ヲ不移此由伊東・相良ニ告知ラス、我身ノ上ト 痛ク防ク程ニ、皆ソコニテ打レタリ、兵庫頭攻上リ玉 馬軍弥左衞門・久留軍兵衞尉屛ヲ越ントセシ処ニ、 高峯ニ打上セ玉ヘハ、貴久ノ御勢ハ徳邊の岡に差上セ、 先手ノ人々大略手負打死ニナル、義久ノ御勢諏訪山 打テ西辺ニ行ト、軍勢道ヲ引替、般若寺構子木越ニ発 不知ケルソ愚ナレ、兵法ニ云、虎ノ泪ヲ出ル、東辺ヲ ヲ出サレケレハ、敷万騎ノ軍兵横川ヲ打通ル、菱刈見 ル事、無念至極ニ覚ル也、此度小林立ト披露シテ御馬 ケレ、一揆ニ與力シテ構邪儀不思儀也、 ク逼留アル處ニ、修理大夫義久去年小林ノ城ヲ攻落サ へ打越、兵庫頭殊成軍勞仕給ヒケル間一醴仰ラレ、 ハ、飯野ノ宗徒ノ兵、其外諸所ノ軍兵落合テ、我モ 無程彼表ノ殃ヒト成ラン、早々退治可有トソ 只補表儀奴原 手 吐 地

> 取、 亮・新納四郎二郎高名ス、伊集院彌六左ヱ門&守 (タム) シ、分捕シテ呼合フ、詰ノ城ニテ井手篭父子三分頸ヲ 納刑部太輔折目ノ合戦セラレタリ、下城ノ木戸ニテ村 少輔高名シタリケリ、 ノト攻戦フ、飯野ノ住人財部傳内左衞門 明ル廿五日ニハ、本城・曾木・湯尾・一山ニハ薩摩ノ 去ケレトモ、大口一城ニ取篭リ、求摩ノ加勢ヲ待ケル、 本城・横川・曾木・羽月・平泉・山野・青木・一山落 般若寺構子木越ノ逆戸下シ、思ヒ掛モナカリケル馬越 横川・湯尾ナトコソ薩摩口ナレハ、蜜々ニ用心シケリ、 田右衞門尉戦死ナリ、其外所々ノ軍兵思ヒノ〜ニ合戦 ノ一城落チケレハ、難叶ヤ思ヒケン、一日ノ内ニ湯尾 敵五百人打果シ、勝吐氣動トアケニケリ、菱刈方 下栫ニテ阿多掃部助・宮原右京 ・東郷兵部

ヒ申計ナシ、去程ニ菱刈方求广へ加勢ヲ乞タリケリ、被相篭由仰ラルレハ、出水ノ勢共打入ケル、薩摩ノ勢番兵ヲ相篭ラル、山野・羽月・平泉ニハ義虎ノ勢ヲ可

騎トソ申ケル、 爰ヤ彼所ヨリ馳集テ大口ニ楯篭ル、地下旅都合一萬余 城ハイヨノ〜強ク成テ、 左右ナク可攻

(本記事ハ「旧記雑録後編一」三九三号ト同文ナリ)

一菱刈天道ニそむく故欤、天眼死去、無程當菱刈も早世「樺山玄佑自記」 を菱刈と召立可給、新知行之所と皆可奉上、伴右ヱ門重廣』 刈之老名敷者共心底逼となれ者、 衆へ未談合、 其脇菱刈左兵衞尉と云者玄佐迄云様、「大騰亮隆秋ナラン」 彼城求摩堺之間令用心、大口人躰其外菱 能∼申調可致御奉公、 菱刈童男有、是の場子代、后ハ 大口之人

雖其人数、菱刈へ初内談之事故各ヾ被成隔心、 殿・新納武蔵守・肝付弾正忠以談合菱刈江召向、玄佐 ハと 走篭と内心に思故、被成二心之者、扨御出張馬越之城 大口之城を先不被召取者、即時ニ求广・八代之人衆可 伯囿様飯野へ御発足、先在御千句、『永禄十年八月』 其内兵庫頭 玄佐も

せ、

以神判談合之折節、菱刈老名敷之者共猶三之山へ云合

又栗野・山内にて落すを見付、従栗野進上す、扨

佐・ 輔御番之由被仰付、 侭ならす、又平泉江中務太輔殿・新納殿・椛山兵部太 敷を、此三ヶ所義虎御番衆を被成、 野を最前従此方致御覚悟者、 共無比類、 大口は手強なる、 御在陣、 同兵部太輔鹿児島光明寺致御供、 城を切取、 伯囿様 太守義久様其夜彼城 [永禄十年十一月廿四日也] 従求摩・八代衆馳篭、 かくて彼羽月一所を御給也、『義虎へ』 山野へハ所と方と之衆、 大口之通路求摩より成間 雖然羽月・平泉・ 敵方を和けらる故 平泉へ走入、其 此時玄佐 最前玄

候時、 在番替、玄佐前之十二月より次之十一月迄終無帰事、「十年カ」「十一年カ」(十一年カ」依打亡敵成勢、山野・平泉・羽月絶通路、然ハ諸人) 御賜、飯野へ御番とて正月十八日帰、『永禄十一年カ』 付弾正忠御番、兵庫頭殿菱刈へ御移ニ而、 (@と) 領掌仕罷籠、 椛山兵部太輔若輩也、 も平泉へ可罷籠承、 薩州御驚候欤、 其後大口手強成て、 難成申上、 羽月も御進上与也、 玄佐御頼之由、 義久様・中書・ 羽月麓栫とへ皆仕拂 同廿日、 直ニ被仰付候間 然ハ諸人者 羽月江ハ肝 中書者横川 馬越衆 新納

本記事ハ「旧記雑録後編一」三九四号ト同文ナリ

一去程ニー山口の足軽衆、『長谷場越前自記』

十二月廿九日無兵儀して大口

忍衆俄心替候欤、

無其儀に指寄、

各∼碎手合戦、

高名

61

伯囿様御大将ニ而、

兼日先忍仕跡とて寄付候得ハ(⑩役)

けり、 弓・鉄炮にて大手負ニ射成す故、大口江引退く、是を 枕ニ討死す、其侭ニ攻崩し、一山の城麓に寄来ル處を 原河口ニハ市来備後守・平田加賀守・伊集院形部少輔(家利) (家利) (家利) (第利) (別) (別) の城麓に指懸る処ニ、求麻・大口衆与衆儀をして、(@者) 寔ニ安すれハ、卵を以石を打か如く也と人と申相ひに 五手計り打出て、太刀を取て雲霞の如く攻懸る、 同ニ指勘へ、合戦を致といへ共、敵大勢ニ懸負て一 西の 四

「本記事ハ「旧記雑録後編一」四〇一号ト同文ナリ)

62 一一山口ノ足軽共、同十二月廿九日ニ無評議大口ノ城ノ「箕輪伊賀自記」

伊集院刑部少輔一同ニ差忍へ、合戦ストイヘトモ、 煙ヲ立テ攻来ル、 山ニ寄来ルヲ鉄炮ヲ以大凡手負ニ射成シケル故、皆大 大勢ナレハ打負テーツ枕ニ討死ス、其侭ニ攻崩シ、 麓へ差掛ル処ニ、 西原川口ニ市来備後守・平田加賀守・ 求广・大口ノ勢共モ三千計打出、 黒

(本記事ハ「旧記雑録後編一」四〇二号ト同文ナリ)

ヘソ引退ク、

63 一永禄十一年戊辰正月廿日、馬越之軍兵打出て、大口に「長谷場越前自記」

出て、河上左近将監と名乗て、飛田の瀬ニ指勘へ、粉 懸野伏をさせらるゝ、敵勢ハ四五手程出合て、 敷仕る、敵方こわく見及て、味方の多勢有る中ニ進ミ 矢師棚

先手大手負ニ成しかバ少か程そ引退く、此時に御方の へ被成ツ、、矢たばねをときくつろげて御征矢を被遊 敵ハ猛勢、功者といへとも、御大将軍武庫様之御指勘 骨の合戦を被致て、一足不去ニ戦死也、懸りける処ニ

云へる難所の大河を御渡し有りけれハ、遠矢下総守 人衆を御助け、其侭ニ御尻拂ひ被召てハ、羽作り瀬と

外余多の兵ものも御供ニ被参、鹿児島衆も少と續き軍 勞を被致、其中ニ伊集院右衞門兵衞尉と名乗ツヽでん

財部典内左衞門尉と入来院筑後守御邊の御供被申、

どふの合戦し、相續武者衆迄及難儀處也、懸りける刻 ニ、千阿弥③堂の小路に兵ものを被指せ、是を見て味

方衆ハきおひを成てそ戦ひける、亦爰ニかたき猛勢懸

勘へ被成てハ御太刀を被打せ、求麻・大口衆つゝき相 来り勝負を決する処ニ、御太将軍兵庫頭義弘様の御指 世ニ無隠レ長鑓をつかひ懸け奉る、もろ手五尺ニ

ひ、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」四二〇号ト同文ナリ)

未練して永代御内を被拂

与之相談茂為致由候得共、老臣共納得不仕、猶伊東方同名左兵衞尉重任存付ニ而、押領之地を差上可致降参御勝利不被為在、其上重猛死後、其子鶴千代幼少ニ付一永録十卯年、菱刈領主菱刈重猛伊東方江一味ニ而、此「嗽功記」

城攻ニ而、城将井手籠駿河守重之・其子兵部少輔重房・江御出馬ニ付、同十一月、不意ニ被押寄せ、同廿四日攻向ニ觸させ置れ、同年八月、「大中様「貫明様飯野」、致内應候多罪難被差置、右ニ付、又〻三之山可被相

及数度勇功を振ひ、自身ニ茂為蒙矢疵由御座候、左候先一番馬越城より御領ニ為相成由、其節忠元抽衆相働孫弥四郎重陣等弐百餘人被為討取、菱刈之御手初ニ、

曾木・湯尾・市山江者夫と番手被差遣、平泉・山野・大中様 貫明様馬越城に被為入、則御手分ニ而本城・之八城其夜皆打捨、大口城に為引取候間、同廿五日、木・平良本城・湯尾・羽月・平泉・山野・青木・市山處、大口地頭菱刈大膳亮隆秋等此御威勢ニ辟易仕、曾

羽月ニ者出水之義虎より可被相守旨被仰付置候、然處

を大口城ニ招入レ、時と市山城を侵伐仕候間、同十二水方不審之山野方より球摩・芦北・八代之軍兵三百余大口城少勢ニ而難防存、相良義陽江加勢を乞、折柄出

久慶等於西原遂防戦、家利・久慶等致戦死候ニ付、其月廿九日、市山守将市来備後守家利・伊集院刑部少輔

後市山之御番可仕者無御座、其砌忠元者馬越城五御供

て、

奥指の征矢ヲハケツヒケル処ヲ、市来衆ニ山伏眞

上者、 山城江罷移、 難勤筈与蒲生之御蔵入等拜領被仰付、尤大口入御手候 **仕居候處、従** 直ニ地頭を茂可被仰付旨、段と難有蒙御意、(@酉) 市来・伊集院・河邊・田布施之軍衆に加 大中様忠元差越御番可仕、小身ニ而者 市

(本記事ハ「旧記雑録後編一」三八八号ト同文ナリ)

下知、

在番為仕由御座候、

65

越、此次ニ敏の手辰、ヒュァッコント・、、「トスネサートーロ」「トスネサートーロ」「トスネサートーロ」「長谷場越前自記」「長谷場越前自記」 運ハ天ニ有りけれハ、矢先を拂ふ計也、此事を無念ニ 於爰ニ新納右衞門佐疵を蒙り引退く、然処ニて鎌田尾 <sup>(政年)</sup> や思ひけん、肥州八代の住人に牧野次郎左衞門と名乗 加ハうる処ニ、敵方ハ是を見て射落させんとせしか共 張守ハ河原毛馬に鞭打て、敵相ひ左右ニ懸分て下知を 其中ニ肝付弾正忠諸軍兵に下知を成して辛労を被致、 衆ニ市来・河邊・伊集院衆の請留て手を碎き矢師す、 手に分て懸け来る、去程に小苗代原表を馬衆と加治木 足軽衆を被差出処ニ、大口衆ハ是を見て、四千計を二

> げて、南無愛岩や八幡と、引重てそ打たりける、さす 藤と名乗て、眞先ニ切て懸る処を、新納刑部太輔請留 哥なりとて白坂口に指勘へ、肥後八代の住人に的場五 目かけして、我先にともミにくへんてそ攻来る、 代・大口衆ハ今日ニ手柄之程を見せんとて、一山衆ニ 此由を見るよりも、伊集院の住人ニ田實右京亮と名乗 藤七兵衞尉仕らる、春成外記者射通の征矢を被仕、 見得る太刀疵を数ケ所迄蒙る、此場にての脇鑓者河畑 く兵もの落合て、さん〳〵に合戦す、新納刑部者表に て、粟田口作の太刀三尺一寸拔ひらき、鍔本をくつろ のかるまし処を兼て思ひ切れと、御先聖日新様の御詠 の城地頭新納刑部太輔とて、名誉の武兵を被召置る、 て、する丿〜と走せ入て、頸を取て指上る、求麻・八 連坊と名乗て鉄炮を取合せ、眞中打て伏せタリけり、 かにこふ成る五藤方も打散れ、痛手負ひて退きぬ、續 山

切入るを、鎌田壱岐守と税所右衞門兵衞尉・四本源太 兵衞尉指合て打留る、夫より大手ハ引退き、搦手口に

間求广衆ニ者、鑓前と聞得たる東藤七左衞門ニ相續<®®®

し若武者の愛甲助三郎・佐牟田名字同心ニて城戸口ニ

感也、亦一山ニ在番被致軍勞ヲ御礼ニて、彼是以て忝 部佐被指越、其時之上意ニ者、新納刑部太輔軍忠之御 る折節ニ、馬越より為御使者と三原右京亮并長谷場織 攻来る処を矢衾作りて射る程ニ、手負に成てぞ開きけ

(本記事ハ「旧記雑録後編一」四三一号ト同文ナリ)

一同二月廿八日ニ、『箕輪自記』

馬越ヨリー山へ宗徒ノ人々見廻トテ

打越レケル程ニ、此次テニ敵ノ手姿ヲ見ンタメニ小苗

66

リモ新納刑部太輔打迎トシテ出ラレケルガ、小苗代ニ 代原へ打出、足軽雑兵ヲ大口表へ差出シケル処ニ、大 口ノ城ヨリ是ヲ四千余騎ヲ二手ニ合テ驅出ス、一山

**遂ニ哥ヲ書取ントシケルヲ、郎等ニ久 筑左ヱ門・尾** 【保ヵ】 軒ニ取付書ントシケル処ニ、早敵詰入ル由告ケレトモ、 出し、堂ノ軒板ニ哥ヲ一首書ントテ、壁ノ貫ヲフマヘ

67

リ退程ニ、敵即追掛タリ、白坂口へ差忍ヘケル処ニ、 崎能登ナト云者、和殿ハ犬死シ玉フカトテ引落、曳ス

八代ノ住人ニ的場ノ五藤兵衞ト名乗て眞先ニ切テ掛ル、

参り、

南無藥師悲願たのもしやと伏拜ミ、矢立硯ヲ取

散々ニ攻戦フ、求广ノ鑓ノ達人ト聞へケル東ノ藤左ヱ 寄手敵ヲ矢衾作テ射ケル程ニ、悉ク手負ニナル、夫ヨ 四本源太兵衞ナト究竟ノ兵、数度差忍テソ打留ケル、 慈ノ中へ切テ入ル、鎌田壹岐守・税所右衞門兵衞尉 弓ヲ得タル者ナレバ、矢束トキユルメテ引詰差詰散 兵衞ガ打太刀ニ面トモニ疵ヲソ儲ケケル、春成外記 兵衞打敷レテ、痛手ヲ負テソ退ケル、刑部太輔モ五藤 ニ射タリケレハ、數多敵ヲ射伏タリ、 相連ク若武者ニ愛甲助三郎・佐牟田守念ト名乗て 連ク軍兵落合テ

リ敵モ引退ケル、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」四三二号ト同文ナリ)

一永禄十一年三月廿三日の事成に、求广・大口に入来院『長谷場越前自記』 ニ越中守とて是も劣ぬ武兵にて、大手搦手面とニ請取 ニ無其隠兵物宮原筑前守とて、城地頭被差迫メ、同名 國中

て粉骨を被致、御太将者佐多殿ニて、若武者共を相具

刑部太輔受留テ、三尺余ノ太刀ヲ拔ヒラキ、南無愛岩(铊)

八幡大菩薩トテ引重テソ討レタリ、サスカ剛ナル五藤

る 求广衆と名乗て五拾騎計之其中ニ、赤毛のかさに三か 尉・日高甚五郎・伊地知新三郎同心す、懸りける処ニ、 鎌田外記・長野民部少輔・濱田右京亮・上床源六兵衞 相徳と石塚名字同心す、市来衆に間世田刑部左衞門尉 る、其中ニ茂本田掃部兵衞尉・石神名字・河野玄蕃允 も利有間敷と見切ては、永福寺口へ一手ニ成て\_\_\_\_\_け。 (電子懸り) 馬首者傳等ニ合戦す、續く兵もの各致手柄者、於此表 主馬首ニて有りけるが、若手の兵もの同心して軍させ て城戸口へ被討出、其日の遠見衆吉田治部少輔・西田 の手立を見るよりも、疵養生ハ依時ニとて、物の具對 寄せ来る、新納刑部太輔者あら手ニ而おはせしか、敵 城麓ニ鉄炮数を打こミて、無指る事引退き、一山城エ 勢ニ指置て、求广・大口の軍兵者馬越の遠見を追拂ひ、 る、城内衆を見るよりも難叶や思けん、渋谷衆を押へ んと進出て、白坂口ニ指合て、吉田治部少輔に西田主 御方之軍兵我もく〜と進ミ出てソ矢師をいたしけ

ひて、こゝかしこにて太刀打し、下知を成てそ勇ミけ

人さしすてゝ切り岸ニ詰上る處を、御方の兵もの懸相して渋谷黨之者共が攻来る処を散々ニ防戦し、手負死

貴久様・義久様者御遺恨ニ思召し、菱刈表の諸陳より馬関田表の百姓村放火シテ緩怠を仕る、此由を聞召し、

よりも飯野の内桶比良と云へる処ニ陳取て、

加久藤・

り打出て堂崎之通路ニ陳取構へ支ける、同日ニ伊東方渡さるゝ、然処に同八月十九日、致手替趣者、大口よるべしと頻に被仰出て、如上意事成て、相良へ山野を

に、大雨降り来て、更ニ手立も不事成、打續き霖雨に をたくませられ、伏勢をさせられて足軽衆を被差出処 兵ものを撰んて御加勢をそ被成ける、就夫釣り仕し方

んて、大口より打出て田中河内に伏仕方をたくミつゝ て、菱刈諸陳の軍衆も徒ニかへさるゝ、彼折節を見及

伊作衆の番替り、川上丹波守・堀之内名字を被打取者 大口ニ加勢とて太山を打越してくたけたる難処や、長 其より敵も引退く、角て年月移り行、求广・八代より 馬越よりも續き相ひ、鹿児島衆ニ大膳坊致手柄戦死也、

愍有る處ニ、如何なる子細ニよりけるや、 ミ入り、和平の侘を言上す、度ヾニ及ひける間、

陣につかれつゝ、薩州出水の住僧ニ感應寺の西堂ニ頼

御憐

(本記事ハ「旧記雑録後編一」四三四、四四〇、四五二号ト同文ナリ)

一同十一年三月廿三日ノ事ナルニ、相良・菱刈・入来院『箕輪伊賀自記』 東郷・邪答院内談評議ヲ示シ合セ、曾木ノ城へ押寄ル、

ン勇士アリ、相加へ置ル処ニ、一揆ノ与黨寄来ル由聞 地頭職ニ宮原筑前守ヲ居へ置ル、同名ニ越中守トテ劣 ヘシカハ、佐多山城守ヲ太将トシテ軍兵ドモヲ相込ラ

> ル、城ノ兵手痛ク防戦フ間、難叶ヤ思ヒケン、攻悪ン サシト散々ニ射タリケル、渋谷黨ノ者共悉ク手負ニナ モセス切岸ニ攻登ル、城中ノ兵矢衾ヲ作テ、一人モ遁 ケタルコトナレハ待受テ相戦フ、敵モ手負死人ヲ事ト ル、渋谷黨ノ者共押寄、時ヲ作テ攻掛ル、慈モ思ヒ儲

ニ後見シテ居ケル求摩・大口ノ軍兵共馬越ノ遠見ヲ追 テソ引退たり、宮原カ殊成粉骨ナルトソ申ケル、渋谷

拂ひ、城ノ麓ニ鉄炮ヲ打込せる、仕出たる事無クシテ

生の時分ナルガ、敵の行を見るよりも物の具取て堅メ 一山ノ城へ寄セ来ル、刑部太輔先日の軍ニ手を負ひ養

ツ、城戸口へ打出ラル、、其日ノ遠見番吉田治部少輔

セラレケル、敵養福寺へ攻入ケルニ市来衆馳連ク、本 ノ敵ノ先カケシタル者共ニ馳合テ相戦ヒ、各手柄高名 西田主馬允若武者共ヲ相具シテ白坂口へ打出、勇り雄

民部少輔・日高甚五郎・伊地知新三郎ナト馳合、戦ケ 田掃部兵衞・石神左吉・河野玄蕃允・鬼塚源三・長野

旬ヨリ山野・羽月・平泉番替ニソ成ニケル、此刻ヲ見 モ退ニケル、皆く辛勞是非ナカリケル次第也、五月上 ル程ニ、次第ニ慈馳重レハ、烈キ矢軍暫クシテ漸ク敵 に伏兵ヲソ仕タリケル、伊作衆番替シテ通ケルヲ眞中

連キ降ケレハ、菱刈軍衆モ徒ニシテ少々被帰処ニ、其出サル処ニ大雨降リ、更ニテダテモ不事成、夫ヨリ打

折節ヲ見及テ、大口ノ城ヨリ打出、馬越・田中ノ河内

(本記事ハ「旧記雑録後編一」四三五、四四一号ト同文ナリ)

大口ノ城ヨリモ野伏ヲソカケタリケリ、

一同八月十九日ニ大口ヨリ打出テ、 軍ヲ少々相分ケテ、飯野へ加勢トシテ遣サル、其ニ依 仰ケルハ、兵庫頭ハ先飯野へ帰リ、眞幸ノ固メ仕候得 桶カ比良飯ノホシサニ飫肥ノユルサヨ、 ケン、落書シテ伊東陣へ立タリ、 村ヲ放火シテコソ居タリケル、其時イカナル者仕タリ 折々野伏ヲカケサヽヘタリ、 構へ、深水三河守ヲ大将トシテ、菱刈カ家来ニ足軽司 テ伊東陣へ偽引陳士ヲ巧ミ、伏兵セントテ足軽共ヲ差 ト有ケレハ、忠平ハ真幸ニソ帰陣被成ケル、菱刈表ノ 云所ニ伊東勢ヲ打出し陣取、加久藤・馬関田表ノ百姓 ノ板橋半助・二宮囚獄介ト云者共ヲ案内者トシテ相込、 同日、飯野ノ内桶比良ト 堂崎ノ通路ニ陣ヲ取 伊東陣粮ハ尽タリ 伯囿入道殿

(本記事ハ「旧記雑録後編一」四五三号ト同文ナリ

レハ、相悦ヒ和儀トソ成ニケル、

○永禄十年丁卯十一月廿四日、70 【大口士濱川西市丞覚書】

崩被成、城に籠候衆五百餘騎打取被成也、其日之内ニ兵庫頭様般若寺越より逆戸におろしよせ、馬越之城責

馬越之城責崩為被成二、

365

71 一永録十一辰二月廿八日、 『勲功記』 (本記事ハ「旧記雑録後編一」三八九号ト同文ナリ) 广よりの入番之内百餘騎打取被成ニ付、求广上下共ニ 成衆皆以有之、但移衆御諏訪御祭頭衆之古帳に有之、 大口□諸所より被召移衆多々有之候、兵庫頭様其時分 此事御家記にも見得申候、 城申候由候、其十弐年に、 間敷之通訴訟申ニ付、入番衆も引取、薩广江捧城を下 むねとの衆はめ被成候、今分ニ而者求广ためニも罷成 相良殿ニ申候者、 口に罷移候、おことニもつちのとのミの年大口へ移被 ハ栗野之城に御座したる由候、某親紀伊も栗野より大 へ被居たる由也、其十二年之五月六日ニ、戸神にて求 武蔵殿名を御給被成、 いらさる菱刈殿へ加勢被成、 あら/〜書写候、其年より 大口之地頭被仰付たる也 新納刑部太夫殿と申候へと 此節も

> 両城敵城之物見茂可被致ニ付、忠元小苗代原迄送参り、 談忠元江被仰聞候、 津忠長・肝付兼寛を市山ニ被遣、 被罷帰砌、 中途伏兵茂念遣敷、 大口城可被相攻御相 且.

不罷成候故、

永禄十二年之五月迄ハ三年大口之城こた

り入番八千餘騎城ニ相籠罷居ニ付、

山迄一日ニ御手に参たる也、

雖然大口之城ニ者求摩よ

其折節御詰被成事

横川・本城・曾木・湯之尾・羽月・平和泉・青木・市

火有之、燒失為仕由御座候、其節忠元初而刀を拔キ、 引捨候なりニ而、 より見兼、則忠元を引落し為申由、夫故右之樂書筆先 して堂下に駈付、直ニ鑓を以左脇を突詰候故、 含ニ而忠元少も不相動、尚静に書終候を、丹後者幸に 行重馳来、早々覺悟仕候様申聞候得共、右文句可書取 後与申者抔一番間近く駈参候ニ付、忠元家来久保勝八 仕折柄、敵不意ニ駈出、 徒然ニ、牡丹花下睡猫心在飛蝶与申文句を壁板ニ樂書 互ニ相別候、 以後忠元儀者藥師堂江立寄、 其板藥師堂江相納有之候処、先年出 物見之兵を追立、就中竹添丹 暫致徘徊 勝八側

相共ニ抽戦功、 岐・税所右衞門兵衞・四元源太兵衞等迎として馳来、

上様馬越城に被成御座、

嶋

藤左衞門与申有名之士抔討取、又於上之原も弐人討取

其節忠元敵三人を打候、其内壱人者東

ニ相戦可引取与見計申内に、市山江留守仕居候鎌田壱

記等馳續、抽衆相救候得共、 忽向敵を切拂、別而防戦仕砌、

敵多く相増候ニ付、

能程

川畑藤七兵衞・春成外

(本記事ハ「旧記雑録後編一」四二九号ト同文ナリ)

申由御座候 番候處、 地知新三郎・長谷場弥四郎等を永福寺江差遣、 長野民部・濱田右京・上床源五兵衞・日高湛五郎・ 掃部兵衞・河野玄蕃・間瀬田刑部左衞門・鎌田外記 部・西田主馬ニ士卒相付、敵を白坂ニ為押置、 手疵未夕平愈も不仕候得共、 相防候ニ付引取、直に市山城江寄来り、其比迄者忠元 宮原筑前守景種・佐多常陸介久政等在番仕居、 廿三日、渋谷方より多勢を曾木城に差遣攻掛候得共 其後菱刈・相良之大将共渋谷方江茂加勢頼遣、 以、右之御褒美且手疵之御尋共難有為被仰下由御座候 為被引取由、左候而、此度忠元戦功并数多蒙疵候事共 自身ニ茂六ケ所為蒙疵由、此日忠長・兼寛茂於中途敵 大中様被聞召上、則三原右京亮・長谷場織部佐両使を 饒・鎌田尾張守政年等人数召列させ迎に被差遣、 ニ出逢、難儀之躰ニ候処、馬越城より新納右衞門佐久 本田 河野・長谷場等段と防禦仕、 則甲冑ニ而進出、 追却け為 手強く 同三月 且本田 為致在 吉田治 皆能

市山村之内 市山村之内 市山村之内

四之内

成就寺末

一小苗代藥師(永福寺之西八町許ニ御座候、市山村之内)(候、當分廢壞仕、何茂無御座候、一寺内ニ宗外院と申三世之住持開基之寺為有之由申傳)(一寺内ニ宗外院と申三世之住持開基之寺為有之由申傳)(一時)

但木像高サ三尺弐寸

り段と由緒書記御届等申上候、古帳留差上申候、右、傳教大師之自作ニ而、一國一藥師之靈佛与古来よイオ修高サ三尺三寸、

一仁王門

但仁王木像左右共高サ五尺七寸五部

候得共、如何様本堂亦者永福寺之間江挌護有之候半、其節樂書之引摺り候侭之扉、先年迄者致挌護為有之由を、久保勝八と申家来馳来り、武蔵殿を引落為申由、候処、的場五藤と申敵追来り鑓突懸、別而危く見得候候処、的場五藤と申敵追来り鑓突懸、別而危く見得候候処、古代より之旧佛ニ而、名作之由申傳候、永禄年間右、古代より之旧佛ニ而、名作之由申傳候、永禄年間

坐候、

両所共火災ニ付、

右扉も致燒失候由申傳、

写迚も無御

先年者南福寺と申寺有之、薬師之香花を供為申由申傳 福寺与申地名之唱為有之由、當分二而者為存人茂無之 候へ共、年間由緒相知不申候、本堂之南二王門之内南

## 仁王門三敷三間 茅屋根 石礎

程之事ニ御座候

萬延元年申六月ノ寺院由緒書出しの内也

73

一永禄十二年三月十八日ニ、蒲地越中守比良泉江被打通『長谷場越前自記』 之御番衆ハ肝付弾正忠、 也、何れを見るも不安、道者不通ニ成る間、 従拾七人討果シ、旣ニ弓箭を取出す、扨平泉之御挌護 廻して御意趣段々承り、御返事ニ言上也、平泉を於御 番衆可被繰取、其為ニ羽月迄迎勢をぞ被遣、彼の在所 処ヲ、深水頼金在番陣衆出合て手功ヲ致、證據ニハ主 一大事ニそ成ニける、後ニハ山野有り、前ハ大口崎陣 城地气工者新納刑部太輔被指 平泉の在

数不知、をごる大口ひそめつゝ、泪の露ハ置増り、畏 討取懸る頸百卅六、此外ニ生捕一人被搦メ、打捨頸ハ 下ニ而敵余多被討せ、其より敵を切崩し、追討ニて被 家久様は御覽して、所好の幸哉、皆打取れとの御下知 思ひく〜ニ懸出て、足軽余黨の者共が荷物取んと悦び 番衆ハ如毎被打通処ニ、大口と求广陳よりハ是を見て、 二番の伏草者稲荷山ニ大野駿河守・宮原筑前守三千騎 替りの日限を被定、扨こそ永禄十二年巳五月六日ニ、 有りけれハ、忝き上意とて数千騎計り進ミ出て、 合戦を被致、栗野衆ニ前田豊前守太刀始仕る、其太刀 三而、狼烟の螺を立させらる、如兼儀ノ走せ合て、 (@急) て、我先にと勵まして鳥神の尾ニとく遅く懸上たり、 こて被伏せ、請ケ伏草を羽月の表町口に被備へ、角て 番の伏草者鳥神の尾ニて御太将軍家久様そ被成ける、 御番

(本記事ハ「旧記雑録後編一」四九〇、四九五号ト同文ナリ)

れ催す計なり云~、

指捨者、羽月一城計りニて大河を相隔て持間敷処なり、

74

有御勸メと夜中に諸勢を指返す刻や、

御両殿様聞召、

輔ハ先手ニ平泉五百日御番を可致、此外の兵ものを可 如何ニも手堅く御持せ可有と申上る、弾正忠并刑部太

||三月十八日ニ、蒲地越中守平泉へ通ラル、処ヲ主従十||箕輪伊賀自記|

御感を被仰出て、

御側衆を諸外城ニ皆以て被遣御頼と

番シカタキ所ナレトモ、此両人ニ於テハ是非ニ百日ノ 羽月一城ニテ大川ヲ隔持テマシキ所也、於今ハ平泉在 加追代トモ輒退治シガタシ、其上平泉ヲ差捨ラレハ、(@タ) 葦北ニ今又牛屎・菱刈・真幸迄モ持連ケ、分限タラハ 奪ンコト疑ナシ、左モアラハ、坂ヨリ上ヲ領分トシテ、 シテ申サレケレハ、敵ヲ退治スルニ武略様と也、(@ル) ルハ易シ、小ヲ以大ヲ制スルハ難ト云、求摩・八代 ナラバ真幸モ自ラ相良領分トナラン、大ヲ以小ヲ制ス 加治木・帖佐ヲ真下ニ見下シ、弥以情欲やマジ、 と評議區々ナル處ニ、肝付弾正忠・新納刑部太輔同心 候得ガシ、善ヲ急ニシテ悪ヲハ延ヨト申事ノ候得者な タスシテ又蜂起セリ、彼両所ヲ賜フ上ハ、無程横川迄 ヲ相去テ無事ノ調法アリト云ヘトモ、未夕百日ヲモ満 彼相良カ躰ヲ見ルニ、心驕テ貪欲不道者也、 合ヲ以追伐ヲ加ヘハ必御利運アルヘキカ、先一節御宥 山野二 如此 然ニ 所

先彼平泉ヲモ相去て、相良カ情欲ヲモ補ヒ、後日其仕

陣也、通切れて通路不輒、無了簡ソ思ハレケル、然ハ格護も一大事と成ニケル、後ニ山野と弓箭は大口さき七人打果シ、已ニ弓箭取起セリ、去レハ於今平泉の御

ノ町口其侭ニ、 伯囿入道・義久・歳久・又四郎幸久・ト大島村へノ下リロ并木[\_\_\_]ツレ右ノ方畠ナリ、羽月レタリ、請兵ハ町ノ今ノ所ニテハサルハネ、ナシ、塔崎宮原筑前守羽月ノ麓ニアル稲荷山ニ三千余騎ニテ伏ラ付弾正忠冨神ニ三千騎ニテ伏レケリ、二番大野駿河守・

二年五月六日、一番ノ伏兵大将ニハ新納刑部太輔・肝

リキツテ居タリケル、偽引ノ大将ニハ中務太輔家久、 圖書頭忠長其外一門宗徒ノ人々其霄ヨリ打寄テシツマ

或ハ人ニ背負セテ、軍兵三十余騎ニ驚固サセ、平泉サ(鰲カ) 雑兵四五百人ニ兵粮運送ノ風情シテ、糠俵ヲ馬ニツケ、

圓番替△ナルソ、追落シ荷物ヲ取ント足軽雑兵トモ思 シテ通ラレケル、大口ノ城ヨリ是ヲ見テ、今日平泉♡

好ノ幸ト思ヒ、差忍〳〵防キ戦フ程ニ、栗野ノ住人ニ 前田豊前介太刀初トソ名乗ケル、一合戦シテハ退キ、 初トシテ数千騎馳来テ家久ノ勢ヲ追カケタリ、家久所 ニテモアルカト制シテケレトモ、吾不劣ト宗徒ノ人ヲ ヒノ〜ニ馳ツ、ク、先キ陣ノ大将深水参河守モシ武略

ノ伏兵近クニテハ家久已ニ打レ玉フヘク見ヘケレハ、 防キ防キテハ退レケル程ニ、各軍勞申モ愚也、一ツ

伏兵所ヲスエ兼テ、一度ニ動ト起ムトシケルヲ、弾正

忠・刑部太輔未可起ト怒リ迫テ、團ヲ以テ横扇シテ下 家久色々會釈シテ偽引玉フ程ニ真中ニ引入タリ、三千 伏潜ム、彼両人ノ武威ノ程ヲ後ニ感セヌ人ソ無リケリ、 知スレハ、今起ラントシケル三千ノ伏兵又ハツタリト

76

ノ伏兵一度ニ吐と起セハ、逞兵精兵一度ニ動ト起合セ、

宗徒ノ者切掛ル頸百三十六人、雜兵ノ首八百余人、其 真中追取篭攻打程ニ、相良・菱刈カ勢悉ク敗北シテ、

外切捨ハ数不知、家久ノ功名是非ニ及ハヌ処也、伏兵

**ニ遠々ト引入ケレトモ、足カルキモノハ迯ノヒヌ、或** 

ハ老躰、或ハ身濕クシテ、宗徒ノ者求广・八代ノ名ヲ||本マ、」

勢ヒ以ノ外ナルガ、遂ニハ斯て滅レケル、去レトモ討 云ヘル人々皆悉ク打れタリ、前四年ハ度々勝利ヲ得、

モラサレタル者共大口城ニ馳篭テ、漸ク城ヲハ持堅メ

(本記事ハ『旧記雑録後編一』四九一、四九六号ト同文ナリ) テゾ居タリケル、

一五月六日、菱刈平和泉ノ戸神カ尾ノ一戦ニ相良衆弐百た『大村重頼古戦覺書』 武州被召移候事、 人、知行少と給候事、武州被召移候事、 但菱刈靏壽殿御旗下二被 余騎討取被成候て、菱刈大口ヲ御知行候叓、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」四九七号ト同文ナリ)

一一番ノ伏草ハ鳥神カ尾大将中書家久、二番伏ハ稲荷山「雑抄本ニミユ」 敗軍ニテ追討に百三十六首ヲ被取トアリ、八月十八日、 大将大野駿河守・宮原筑前三千余騎也、大口・求广衆

79

九月(日大口ノ城内ニテ太平ノ吐氣被相行ト也、(ママ)大口ノ城ヲ巻一戦候、敵降参候故、菱刈方命ヲ助ラレ、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」四九八号ト同文ナリ)

入来院・祁答院・東郷・千臺御存分之御知行也云~、中務太輔殿平泉戸神の尾の合戦被得大利、敵之頸百六、一菱刈者 義久様馬越ニ御座有而、御分別ニて、次之年7 [樺山玄佐自記]

(本記事ハ「旧記雑録後編一」五〇〇号ノ抄ナルベシ)

78

舟持申候ニ付申遣候、四本越中守殿同心候、佐敷計石殿主取ニ而、佐敷表江兵船六七拾艘申遣候処ニ、連と一菱刈外神か尾ニ而中書様御合戦之砌、伊集院善左衞門「友野甲斐入道覚書」

(本記事ハ「旧記雑録後編一」五〇一号ノ抄ナルベシ)

破申候云≧、

刻とて、比者永禄十二年八月十八日より大口城を取巻一眞幸ニ取りし桶比良の伊東陳も引崩す、爰社勝利の時「長谷場自記」

80

て、東西南北走廻り、秋き作りを被拂せ三日中の御出

平の城を被下て、其余りの外城江者地頭を堅く被指置 有りける 日新様之御事を恭敬禮拜申ス也、菱刈方ニ 勢、 國家太平なりけれハ、 ∠者一入殊勝ニ見得ニけり、扨社負てかつへしと上意 勝て甲の緒をしめて慶事ハ無限、 大口の者共が心の内そ哀成る、慈の兵ものきをひつゝ、 を被助下て、同九月中旬ニ大口の番衆を引く、求麻 良菱刈迷惑に罷成り、頻に侘を言上して、菱刈方の命 り付てハ被射殺、又寄せ付てハ被討取、敵方の者共は 八代衆と大口衆指相ひてふせきのけんとせしか共、つ 始メ、御開陣ましく〜せバ、諸軍兵致供奉、蒙御感計 の内城ニて太平の吐氣を被作、鎌田尾張守の仕寄之段 しほりはてゝそ見得にける、数ヶ度の軍ニ仕負宛、相 諸大将衆ニ至まて手自作をそなかせらる、求广・ 御太将軍貴久様ニ義久様を奉 同九月廿日ニ者大口

(本記事ハ「旧記雑録後編一」五○七号ノ抄ナルベシ)也、

幸ニ取リシ桶平ノ陳モ引崩テソ退ケル、是ソ勝利ノ時一斯菱刈表モ大口城大滅つしたる由聞ヘケレハ、伊東眞「箕輪自記」

平ノ吐氣ヲソ作ラレケル、 恩力ヲ以、無程八代ノ郡ヲ知行シテ、今迄モ如此シテ、 時、大口ニハ島津出羽守久遠、平泉ニ同伯耆守豊久御 良老名諸事談合シテ申ケルハ、頼房ヨシナキ人々ニ与 へ押寄せ、 尅ヨトテ、 ル其證シニ、 家ヲ本城へ残シテ賜リ候へ、 ノ如ク引入ラル、同廿日、 知レタリ、仍テ和平ノ噯トナル、同九月十四日ニ求摩 ソノ古ヲ思ヘハ、不忠イタスヘカラスト、 座ヲハ、為續互ニ相防戦ト云へトモ、遂ニ和談シテ御 太守分限ト云、旁以無益也、其上文明ノ比相良為續 此弓箭長クハ如何程ノ者カ滅ヘキ、殊ニ島津殿ハ国 力シテ多クノ侍ヲ失フコト、相良ノ家滅却ノ瑞相ナリ、 の者共防ントシケレトモ、前ノ勢ヒニ劣リタレハ、外 郷司ノ大名ニ至迄、自ラ鎌ヲ手取テソ薙レタリ、 **ニ打出防ク事不能シテ凋リ終てそ見ヘニケル、其時相** 東西南北馳廻リ、秋作ヲソ拂レケル、 同八月十八日ヨリ三日出勢シテ、大口ノ城 哀レ於此面目ヲ取セ玉へト詫ラレケル間 相良申サレケルハ、菱刈ノ 大口ノ城ヲ受取、 頼房カ三年大口在番シタ 遅クモ思ヒ 於同城泰 郡司 両家

> 即武蔵守ニソ成ニケル、真幸・ レハ、此度マイリタル所々ノ城共皆地頭ヲ被仰付、大 ソ下サレケル、其時大口ヲ新納刑部太輔地頭職ヲ給テ、 菱刈・牛屎皆御退治

(本記事ハ「旧記雑録後編一」五〇九号ノ抄ナルベシ) 申計ハナカリケリ、

将帰陳シ玉へハ、諸軍勢皆陳ヲ引、

御分国ノユ、シサ

81 【仝】 (長谷場越前自記)

永禄十三年午正月五日ニ、 義虎ニ被進セ、 取云≧、 **做進セ、又大口ノ内ニモ山野城ヲ被遣、彼是分[如是アレハ山町モ大口ニ属セシトミユ] 川ヨリ向へ高城・水引ニ中郷・西方・京泊迄** 隈ノ城ヲ新納伊勢守ノ被請

限ニ被召立云へ、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」五三四号ノ抄ナルベシ)

82

(繰) - (繰) - (繰) - (繰) - (繰) - (乗) - (\#) 并肝付兼寛江被仰付、 候ニ付、番手御断被申上、 置候得共、大口城より敵兵度∼寄来、 元等者羽月城江被召移候處、 忠元・兼寛申合、伏兵ニ而不意ニ討勝外者無 市山江者中書様御在番ニ 致在番人無御座候故、 敵兵猶相侮、 外曲輪等攻破り 却而掠取企 Щ 忠元 忠

去ハ對相良カノ家ヲ残シ玉ントテ、本城一所菱刈ニコ

相聞得、

為走候處、 為可相救大軍駈續候儘暫被為相戦、能時分ニ偽りて被 道を相遮り候付、 泉江付越躰ニ被為下知候處、 願申出、 六討取、大口城茂此敗軍より余程兵勢為相滅由御座候 切出、兼寛も又突出、 景種一時ニ起り、互ニ鬨を合せ候塩合ニ、忠元横より より御忍出、 り打立、 被為解、 太郎左衞門両人を質として差出候付、 城被為攻囲候処、 左様:成立候故、 中書様御返し戦有之、忠元螺を吹せ、是を相圖ニ忠宗 合罷在候、左候而、 ニ忍ひ居、 大野駿河守忠宗・宮原筑前守景種者人数召列、 稲荷山与諏訪山ニ相伏罷在、忠元者戸神ケ尾 玖摩方之軍衆茂退去仕候故、 敵弥勝ニ乗、 御許容被為在、九月十日、 兼寛者白木河内ニ相扣、 数百之人馬に兵糧を付させ、堂崎より平 **菱刈・相良も必至与困窮仕、** 同八月十八日、猶大軍を被遣、 中書様御打出被追拂候得とも、 中書様釣手之人数被召列、 前後より挾て相撃、 戸神尾之西迄追掛参を見計り、 如案大口より足軽共罷出 いつれも相圖を待 相良帯刀・深水 同十八日、 同十四日、 敵首百三拾 和睦之 市山城 未明よ 敵も 囲 上

> 左候而、 忠元江大口地頭職且菱刈両院之惣押迄被仰付、 様皆城中江被為入、 御兼約且是迄多年之軍忠至極之御感賞<br />
> 三而: 鎌田政年江被仰付勝吐氣取行ひ、 四拾餘

之与市山江参謁、

中書様ニ茂示談仕置、

同年五月六日、

年為相勉茂此日より之事に御座候 但右之相良方菱刈加勢として大口江為馳籠節者、 二一大事之御難戦に成立、義虎番手之御断為申上

喜入四拾町其外諸所掛持迄茂皆御物ニ差出、 下旨趣、伊勢并愛岩社江誓願被申上、右通御勝利(常) 顽 時分、山野二者喜入摂津守季久江在番被仰付、 被為在候ニ付、其上願之一筋を以、則季久者私領 者可被為絶、 節季久被存候者、此度於無御勝利者、 参詣被罷帰候處、 借宅置、元亀元午六月より打立、伊勢与愛岩江致 龜次郎者為致出家、老母妻子者鹿児嶋唐湊江為致 御家者御永續被為在、其替り喜入家御禿可被 其儀者季久茂同前候間、 然者 貫明様茂 貫明様立願成就被仕候、 若禿申事候ハヽ、 大岳様之御血 夫限 嫡男 御家 誠 何

卒

三郎四郎与名茂

下、直ニ嫡子龜次郎も還俗ニ而、

賞不斜、

如本御家老被仰付、私領も本之通り被成

仕候砌、諏訪之鎌一刃自何方共不相知飛来、軒ニた程茂被奉恐察事ニ御座候、且忠元市山城江在番が略を以御勝利有之候間、右通為被仰付、御感賞が略を以御難戦恐察被仕申候処、前件之通忠元等

良院与相唱、則隅州菱刈郡之事ニ御座候、又大口・良院与相唱、則隅州菱刈郡之事ニ御座候、又大口・世候其側ニ、右之鎌を勸請候而、飛諏訪社立居中候其側ニ、右之鎌を勸請候而、飛諏訪社立居中候其側ニ、右之鎌を勸請候而、飛諏訪社立居中候其側ニ、右之鎌を勸請候而、飛諏訪社立居常数仕、毎年七月廿五日祭方為仕事代と例祭にして、今以内蔵家より年と不怠祭来事ニ御座候、扨て、今以内蔵家より年と不怠祭来事ニ御座候、又大口・良院与相唱、則隅州菱刈郡之事ニ御座候、又大口・良院与相唱、則隅州菱刈郡之事ニ御座候、又大口・良院与相唱、則隅州菱刈郡之事ニ御座候、又大口・良院与相唱、則隅州菱刈郡之事ニ御座候、又大口・良院与相唱、則隅州菱刈郡之事ニ御座候、又大口・良院与相唱、則隅州菱刈郡之事ニ御座候、又大口・良院与相唱、則隅州菱刈郡之事ニ御座候、又大口・良院与相唱、則隅州菱刈郡之事ニ御座候、又大口・良院与相唱、則隅州菱刈郡之事ニ御座候、又大口・良院与相唱、則隅州菱刈郡之事ニ御座候、又大口・良院与相唱、則隅州菱刈郡之事ニの様に対しまる。

可有之与申事ニ御座候、

只今何方組与蔵付郷を被分置候仕来共、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」四八九号ト同文ナリ)

83 〇十年丁卯初

AN、時年五歲、後件445m 故不拔退、重猛卒、同族左兵衞尉重住奉重猛之子鶴子故不拔退、重猛卒、同族左兵衞尉重住奉重猛之子鶴子 公之攻三山也、菱刈大和守重猛陰黨伊東、預泄其謀、

代、時年五歳、後伴謀歸

餘級、五百余級、遂陥之、此役忠元槍戦四顕勇功、躬蒙攻馬越城、二十四日、忠元及新納近江守武久・伊集院攻馬越城、二十四日、忠元及新納近江守武久・伊集院平・町田新左衞門尉忠繼等奮進攻城、斬其将井手籠駿平・町田新左衞門尉忠繼等奮進攻城、斬其将井手籠駿平・町田新左衞門尉忠繼等奮進攻城、斬其将井手籠駿平・町田新左衞門尉忠繼等奮進攻城、斬其将井手籠駿平・町田新左衞門尉忠繼等奮進攻城、斬其将井手籠駿平・町田新左衞門尉忠繼等奮進攻城、斬其将上四段、

候間、

者薩州伊佐郡之内ニ而、其餘ハ祁答院ニ相付罷在市山戸省・羽月・平泉・山野を牛屎院与相唱、是

太良与牛屎ニ付居候地を菱刈両院与唱来候

筋ニ御座候、左候而、

其院与申訳者、上古一郡之

公師、二十五日、

青木・市山八城皆據大口城、

公兵勢、夜委曾木・平良・湯尾・羽月

平泉・山

野

經平・忠継死之、於是菱刈大膳亮隆秋等畏

院与相唱、

其支配ニ相付為申場所右通相分レ候間

共役所を双方ニ相立、年貢等収納仕、其役所を某

内ニ而山川等有之、百姓共便利不宜處江者、

郡司

374

此遺風ニ

菱刈崩之時、大口一城持こたへ候処ニ相良衆走籠り、

之脇ニ而手負被申候、右流を鴈俣ニ而射切申候、町田新左衞門との親ニ而候も打死、此軍ニて候、

84

馬越詰之城ニて度~鎗仕合申候、一度ハ先に新納江州

豊前兵衞此人と両度仕候、其時村田右衞門戦死被仕候と仕候、一度ハ伊集院作州と仕候、一度ハ飯野衆有馬

(本記事ハ「旧記雑録後編一」三九〇、三九八号ト同文ナリ) 従 公等乃入馬越城、分遣兵衆使戍八城<sup>+良・</sup>曾木・湯尾 公遣忠元戍市山城、 公戍馬越城、 集院刑部少輔久慶等及隆秋師戦於西原皆死之、時忠元 刈氏、十二月二十九日、市山戍将市来備後守家利・伊 乃募於玖麻・葦北・八代、遣兵三百餘、入大口城助菱 各為外援、隆秋寡弱恐不能保、乞援於相良義陽、 市山、而使島津義虎別分其兵衆戍平泉・山野・羽月、 (@!!) 口陷則以汝為地頭、 市来・伊集院魔を誤、今・河邊・田布施兵屬焉、 乃 汝其勉之、於是忠元従馬越徙市山 且賜采邑於蒲生、口自命之曰、大 義陽

ニ候ひき御蔵を被下、心易く御奉公申候、馬越より頓伯囿様重畳忝御意迄を以、如形之御奉公相勤候、蒲生納武蔵ニ被仰付候、其時者如何ニ茂少分限ニ而候得共、手堅く寄騎被仕、手に餘りたる時分、市山之御番を新

而市山ニ罷移候

をはつさす被相閉目候、於彼城殿同四度、馬越被召崩仕候、拙齋二之肢ニ狩俣ニ而手を負候つれども、そこ伊集院作州其後飯野衆有馬奉膳兵衞此人とハ両度寄合馬越於城一度ハ新納江州、宮内之桑波田同心仕候、又

候得共、大口之城持こたへ、求摩之衆三百程入番仕候、

被仰付之由御定御座候、以其首尾多年地頭被相勤候、生知行被下候、大口御手ニ参候ハ丶、武蔵守に地頭可可仕之由、於馬越 伯囿様以御意御番仕候、其刻於蒲田布施・川邊衆御番難成之由被申候ニ付、武蔵守御番田寺が口之地頭ハ菱刈大膳殿、市山之城市来・伊集院・其時大口之地頭ハ菱刈大膳殿、市山之城市来・伊集院・

(本記事ハ「旧記雑録後編一」三九一、三九九、四〇〇号ト同文ナリ)

○馬越黒坂寺由来帳抄

85

釈盛良天文十一己亥年誕生、薩陽鹿児島郡伊勢氏人也、

375

鼡 狼藉両童、定父母喟歎不可有際限、此等為令返参云~、 嘆善哉、 直命憑給盛良、良不顧後畏言懸一命於的欲令使、 添使僧可遣議評相定也、 評議、然後被忍入足軽於囲内、 辨勝負、皆 不通、而普過両歳、其内少々戦無量也不可勝計、 兵如雲霞走聚、 馬越墎沒落之砌被来矣、然處 田貫盛、在盛良鹿兒島上件傳聞、 攻落、當家感悦何事如之哉、 勢勵一戦切腹、于時永禄十一丁卯年霜月廿有四日巳尅 軍兵先向馬越郭、城主菱刈殿一姓出籠弥四郎、 竜伯公賜當寺於盛良、傳曰 鼻或揠舌、或排眼或切腕、 然以使僧懸引給、使僧損事數度、或割口或切耳、 元、忠元敬唯々而取構市山城於陣、夫大口城自求摩軍 粤号盛良法印在之、言可然、 使僧意趣曰、弓箭者互両大将異恨也、足軽族 公為何欤以武略亦復欲令通使僧、 而楯籠大勢、剩取構崎陣輒可攻様無之、 雖然使僧無之、然所貫盛言誘 如斯故其後断絶使僧、 公旣欲令誅伐菱刈郡而催 公欲攻大口城命新納忠 奪両童拵装束結構、 龍伯公賜馬越地頭於鎌 一戦在可遂陳使志、 公不斜有御感、 各承而 雖為無 敢難 音信 或劓 相 以 公

> 然後 三町三段於盛良、 况下至軍兵卷旗、 成和與、菱刈殿下城、元亀元己巳年、 驗也云≧、其後盛良指傘數度雖為往来、 大将聞之、在暫答曰、可停為驗指傘可来、是則他不紛 僧重而可致事可在之、左様時尅可賜留矢口由矣謹言、 湿袖、盛良普廻智才、窺大将氣色敬白様者如斯等、使 不憚述意趣、大将聞之使乎使乎褒慇懃群類觸耳、感淚 来曰、城中告可被来由、盛良進而入于墎見大将、 在子細問被来、盛良具述、如右勇士速疾走帰、在良又 空城邊與童蹲居、然處従城中勇士一人誘出日、何等之 童與過道路、終無災難到城邊、雖然可通墎中方便無之、 辱鎧、駕慈悲驥非疾非徐、涌辯才泉、件之意趣吼高声 於道路幾度軍兵走向欲放矢、雖然盛良码智恵力、 公定大口之地頭於新納忠元、次賜黒坂寺于黒坂 弛弓弦、拔捨甲胄、 御感状之直判在之、是則懸命之地也 扣手并聲歡喜 **豈無禍終以哆** 公御感不斜 不驚 被忍

86 ()菱刈[氏旣平]、 義久公命新納刑部太輔忠元建立寺()遼至治平) (8主)

婦群居云≧、

故當山繁榮相似前代、

歸依衆人、上従君臣下到匹夫匹

随宝成就寺開山俊盛剃髪、俊盛之上足又宗族也、

従

88

(きょう) 大口麓、 「兵」 號岳順庵、為[川上]久朗菩提寺、

寺社領欠落之時此寺廃却、 見久朗譜、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」四一四号トホボ同文ナリ)

87 ○菱刈四郎との曾木就被差上、當時在所等無落着候、 追而御加扶持者従 花北一所先~可被差遣之由被仰出候、早~可被仰達候、 上聞候、然者従最前抽被成御奉公候、為其忠 上意候、 聊疎儀有間敷候、 恐<産

言

十二月廿日

(伊集院) (花押)

(川 **意**上) **釣** (花押)

(三原) 重原) 秋 (花押)

新納刑部太輔殿

(本文書ハ「旧記雑録後編一」四三〇・五三一・五七三号文書ト同一文書ナルベシ)

一忠元大口之内下之城に居城之時、大口之敵ニ相良頼房「咸旧記」 時敵打出候由申来候付、其段忠元ニ申候得共、堂の戸「永禄十一年辰二月廿八日と系圖にあり」内白坂之小苗代藥師堂ニ参詣にて、堂に樂書いたさるゝ 其外加勢有て合戦度〻也、或時忠元出陣の刻、 大口之

> ニ相良頼房為加勢押せかまへ迫合有之候、依之武蔵殿「永禄+二年巳五月合戦の事欤」 亡の由候、然ニ其比合戦度となりしに、さき陳と申砦 之有之板同所永福寺ニ有之候得共、永福寺火事の時燒 候時筆跡すくき候て有之ニ付、其後堂修甫にて、右字 地蔵之本にて五藤を打取被申候由、 場五藤と申者と忠元自身鑓を合、藥師堂二王門の渕六 落し候由、夫より敵ニ向ひ合戦に及ひ、八代之住人的 さんニ上り、心静ニ樂書ニ而候ニ付、無是非忠元を引 右の樂書の字引落

無用かな人の弓箭によりふさの 首をごし木にさがらして見ぬ

と一首書付、矢文にして頼房の陳へ射込被申候得者、 夫より頼房退陳にて、大口御手ニ入たる由申傳候

89 (ハリ紙)

川上左近将監久朗傳二云、

麓寺、 菱刈至平治、 岳須庵ト号シ、為久朗菩提寺、寺社欠落刻此(兵順) 義久公命新納刑部太輔忠元建立大口

寺廢却、

歳也、法名随岳良須居士ト号ス 右之通にて、久朗者永禄十一年辰二月三日三十三

377

90

一諏方大明神 横四間三尺 竪四間

右者、大口之内小木原村之諏方を御城近所長峯ニ新納

武蔵勸請

右之通寺社奉行所佛閣帳ニあり、 久仰寺社奉行勤之

拔書記置、

91 一諏方大明神里村之内長峯「大口郷神社由緒調帳之内」

神体木座像、 左右男女二体ツ、、 皆高壱尺、 佛師大

塔良政作

右者、 大口落城入御手、則武蔵殿御地頭被為移候由、 中傳之趣書記、帳留<br />
二相見得申候、永禄十二年<br />
已九月、 方を御城近所長峯ニ御勸請ニ而、 新納武蔵殿御地頭時代、大口之内小木原村之諏 別而御崇敬為有之由 然処其

御座間敷候、 考申候得者、元亀元年より二年ニ懸御建立ニ者相違有 翌~元亀二未年より諏方社祭方古帳相傳居、右を以相 右未年之古帳為御見合、本書之侭書写差

留も見當、是亦差上申候

上申候、外ニ新納武蔵殿時代建立と書記候先年書出候

去ル嘉永三年戌十二月社頭出火、神体迄も及燒失、

札類燒失ニ而、

延宝年間再興之棟札写此節帳留ニ而見

後如本社殿・神体等再興仕置申候、

右出火之節、

古棟

其

写差上申候

毎年七月廿八日祭日ニ而、 前晩より夕祭御座候、

御祭米三斗五升御物より御手形を以被成下来候、

尤御

祭ニ付而者、古来より之規模有之、毎年五月朔日、 頭

申渡置、右掛役≥引受於頭屋諸事致手當、 屋座本并神事奉行・幣役・三献之役其外掛役々等取調 毎年無中絶、

于今御祭仕来候、

左候而、

武蔵殿御以来移地頭ニ而被

代御代参ニ御座候、尤廿八日御社参ニ者旧式ニ而、 今所郷士中惣御供仕来候、且又先年者神馬茂御厩より 成御座候節者、御地頭御社参為有之由、其後者御地頭 于

寶殿五敷四間、 為被相下由申傳候、當分者所ニ而為相濟来候 舞殿五敷四間、 拜殿四敷五間半、 御供

宇佐八幡・西原八幡合所三社之内ニ御座候 所四敷三間半、 石礎・茅葺所中修甫仕来候、 門

古帳左之通

右之通帳留相見得、二之宮清左衞門者延寶年間之者

諏方大明神

一右上屋茅葺礦一御社殿小板葺礦左右

三ツ戸作 野横一間

一廊下右同 右同

竪四間横弐間三尺

一舞殿右同 右同 竪弐間横九尺

ひゑんあり竪五間三尺横二間 竪四間横弐間三尺

一拜殿右同 后

竪二間三尺横九尺 竪弐間三尺横二間

一御經屋右同 一御供所茅葺堀立右同

一祭日七月廿八日右同

祭米三斗五升従 公義出

一右上屋茅葺堀立一 善神工大板葺碱 一 善神王大板葺碱 竪横五尺

鳥居二口 竪横九尺

92の1

「久仰考フルニ、

本文ハ元禄年間比之書出ニモ候欤、

刑部久

納武蔵殿勸請之由、座主諏方坊 右者、大口之内小木原村之諏方を御城近所永峯ニ新 神主二之宮清左衞

92

里村ノ内麓

写載置也

萬延元年申六月、

神社由緒しらべ申出候帳ニあり、

唢

當勘解由先祖二而御座候、

飛諏訪大明神 御城より東之方

右者、大口御當家ニ不罷成内ニ、 御祭月七月廿五日

城被責取在城之節、 外廻ニ諏訪之鎌壱ツ飛来、 新納武蔵守殿市山之 其後大

蔵殿已来代→信仰ニ而、 口御手ニ入、又と諏訪之鎌壱ツ飛来、 毎年新納刑部より七月廿五日

飛諏訪与崇、

ニ祭有之候、

敦ナレハ、元禄十年正月ヨリ十六年五月迄之間の書付なら

٨

93 鎌飛諏方大明神「大口郷帳内」 麓諏訪之側ニ鎭座

379

入候由、夫故鎌飛諏訪大明神と御崇被成、麓諏訪之側新納武蔵殿大口御攻被成候砌、諏方之鎌飛来、御手ニ

五日祭有之候、

之間之書付ならん、

久儔ナラハ、明和八年辛卯二月ヨリ天明五年乙巳十二

月迄之間之書付ナルヘシ

94 【久仰附録】

大口筿原村諏方社同所

飛諏方大明神 神体鎌古物

右者、天保十四年卯五月廿八日晩、何となく鳴物いた

し、村中茂不審存居候処、同村居住郷士藺牟田與兵衞

江社御建被成、于今新納氏子孫内蔵殿より年~七月廿 ※『久品欤、左候得ハ、寛延二年九月より宝暦四年九月迄

しめおろし之分

酒米

花米三升 此内一升ていのしめ、又酒さやノ口ニ四

合、又贄棚ニ四合、又大戸口ニ四合、河注連ニ四合、

門しめニ四合、以上三升也、

0 百文 前後数行略ス 地頭くミニ肴銭

0 御頭之人足積日記

)佐藤弥四郎殿 新納五郎左衞門尉殿 5 [正者在大口經] 工年辛未七月十六日

一 斗

飯米 一斗三升

肴之分 外数行爰ニ略写す、

380

忠元君御勸請之諏方社与心得違ん為也、

久仰

ニ有之候間、爰に拔抄し置也、飛諏方与唱候得者、

三町分

事ニ而、本社脇之方へ小社村中より建立仕置申候、尤 之鎌有之、則神主より御鬮申受候処、諏方大明神と申 夢相ヲ受、六月朔日、諏方ၤ致参詣候処、社之脇へ右

祭本社同日ニ仕申侯

万延元年申六月、御用ニ而神社由緒しらへ帳内

三人壱斗

伊集院弥六左衞門尉殿

前後数人略ス、

新納刑部大輔殿

春成殿

●●●●●●●●●

元龜二年七月吉日

一元龜三申五月、「勲功記」 崎原ニ被為迎、 御大利之節茂忠元承付、直ニ大口よ 松齢様飯野御在城ニて、伊東勢を木

96

般若寺越を参候処、途中ニ而盗賊取懸候付、其者共を 之砌、御祝として忠元茂被召呼候ニ付、大口より吉松 り人数差立、御加勢為仕由御座候、右飯野御城御移徒(@錐)

外御待兼被遊候處へ参□故、遅刻之訳御尋ニ付、盗賊 切伏せ罷通り候次第申上候得者、別而御賞美ニ而、其 仕詰参候故、御祝之御席余程延引罷成、 松齢様殊之

避申候儀、忠元者武事ニ不限萬事ニ心入有之段、訳而 有之刀ニ而候与申上候得ハ、御移徒之御祝ニ火之唱を(@儊)

刀者何様之刀ニ而候哉与御尋ニ付、先年

拜領之溝之

御称賛為被遊由申傳候

(本記事ハ「旧記雑録後編一」六二一号ト同文ナリ)

97 ○ 元龜三年七月吉日[正文在大口鄉]

御諏訪之段銭反米之日記

一町五反分米三升五合銭四十文

新納五郎左衞門尉殿

此間数人略ス、

新納刑部大輔殿

外数人略ス、

(本文書ハ「旧記雑録後編一」六三三号文書ト同一文書ナルベシ)

98 一天満天神、「大口郷筿原村ニアリ」

神体木座像高サ七寸五部

右、新納武蔵殿建立之由申傳、 厨子内裏:左之通書記

御座候、

大宮司久甫新介

當旦那藤原忠元

宇戸藤助

藤原忠重

奉造立天神宮

元亀三年さる。八月廿五日

381

(本記事ハ「旧記雑録後編一」六三四号ト同文ナリ)

祭日八月廿五日、上之原門江籾壱表相付、 中一升出米二而祭仕来候 外一竈村

遺、

申候、 寶殿四敷壱間半、 拜殿三敷三間、村中より修甫仕来

寶永年間以後之棟札段と有之、略ス、 右、萬延元年申六月、神社由緒書出しの節之帳内ニ

あり、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」六五五号ト同文ナリ) 労為仕由御座候,

及合戦、彼表も御領ニ相成、其手初ニ者忠元等右通勲 頭忠長大軍被召列、祢寢城ニ御討入、段々肝付方与被

○元亀四年癸酉、初肝付河内守兼續據肝屬郡叛

100

襧寢七郎重長等以邑應之、

公遣寶持院及八木越後守昌信、往説重長陰附

常亦往説之、令負逆黨和降曰、汝其決之後榮可知也、 公又使忠元及伊集院右衞門兵衞尉久治・上原長門守尚

重長聽命、及二十一日、忠元等盟重長于禰寢、二十六

(本記事ハ「旧記雑録後編一」六五六号ト同文ナリ)

公及重長盟、

於是重長遂以邑降、

99 一元龜己酉二月、是より以前、[勲功記[癸] 入道省釣謀叛ニ而、祢寢領主祢寢右近太夫重長等与與 肝付領主肝付河内守兼續

黨仕、此比迄十二三年

御敵對仕、難被及手時分、

極

二月、

是亦重長江致面謁、 右衞門兵衞久治・上原長門守尚常も同様渡海被仰付、 必肝付方を相離レ、可被為盡忠節

Ħ

遂面會、可成丈ヶ和睦を申勸め置、猶又忠元并伊集院 御内分八木越後守昌信を寶持院ニ被添遣、密々重長ニ

候ニ付、 第一之後栄ニ可相成与細×申諭候而、 同廿一日、 忠元等三人直に誓紙相渡、 重長致信服 其上同

集院右衞門太夫忠金・平田美濃守昌宗よりも誓文被成

貫明様御判物并御家老喜入摂津守季久・伊

同三月、重長降参仕、同十日、右馬頭征久・圖書

廿六日、

日下部常尚

長門

屬島津氏、

同上

101

屋敷八百弐拾七坪半 右同 御城内帳

新納太右衞門

新納嘉右衞門

水戸府下丸山可澄輯

102

續花押藪卷第六

屬島津氏、稱民部左衞門尉、 写し落か、可糺事也、「伊集院忠金不見得、

藤原盛親

士庶

元龜四年二月廿一日連署

盛親花押

島津氏家臣禰寢清雄家蔵

越智清通

備前 屬島津氏、

清通花押

同上

藤原久治 右衛門尉 屬島津氏

久治花押

常尚花押

藤原忠元 同上 刑部

屬島津氏、

忠元路

稱攝津守、屬島津氏、

藤原季久

同上

季久花押

同

昌宗花押

平田平昌宗 同上

元亀四年二月二十一日、以上八人連署、 稱美濃守

め肝付省釣之黨ニて御座候得共、竊ニ其黨を離候而 右之通板本ニ御座候、袮寢家之祖右近太夫重長、はし

何卒全文御摸写被成置候ハヽ、一簾之御文書ニ御座候 御當家ニ御降参被成砌、前以之誓紙ニも可有御座候、

<sup>市木</sup> 惟宗家諸 同上

民部 屬島津氏、

家諸花押

(表紙)

半与奉存候、尤太田ハ本田之誤、市木ハ市来之誤ニ可 河野子孫差而不承、餘ハ皆不及申上候歴とニ御座候、 と申事候、薩州家之家老ニも此名御座候、同人欤、独 有御座候、盛親ハ休兵衞なと祖欤、市来ハ鶴田之市木

五代忠元譜参證

103の1 在眞本小松家J 一ケ条儀於洩申者、

神々罸冥罸各身上可罷蒙者也、仍起請文状如件、 麑島諏訪上下大明神 稲荷五社大明神 天満大自在天 者當国鎮守新田八幡大菩薩 開聞正一位九社大明神 上者梵天帝釈四大天王、惣者日本国中大小神祇、別而

(本文書ハ「旧記雑録後編一」六六〇の1号文書ト同一文書ナルベシ) 元亀二年二月廿日

103の3

103の2

一二月廿日、義久公国老及三使・副使裁誓紙畀重長、然 依密事、當其時不書姓名、故同月二十一日書姓名以見

畀之、左附之、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」六六〇の2号ト同文ナリ)

**元亀四年弐月廿一日** 

伊集院右衞門大夫

平田民部左衞門尉(@本)

盛親

河野備前守

伊集院右衞門兵衞〈®尉 清通

久治

上原長門守

常尚

仍起請文如件、

市来民部太輔 家諸

新納刑部太輔

忠元

104

忠金

同 起請文

(本文書ハ「旧記雑録後編一」六六〇の3号文書ト同一文書ナルペシ)

三使・副使等共畀鬙紙於重長、各載開于後〕、

今度肝付ニ相離、一途可被抽忠節之由、

最以珎重存候、

就夫者、互於子孫と茂隔心有間敷事、付自然雜説之時

者、是又左右方可披合事、 右條→有偽者、

明神 守新田八幡大菩薩、殊者開門正一位 天満大自在天神御部類眷属御罸可蒙者也 麑島諏訪上下大

奉始梵天帝釈四大天王、惣日本国中大小神祇、當国鎮

元亀四年聲二月廿六日

義久公御判

袮寢殿

(本文書ハ「旧記雑録後編一」六六一号文書ト同一文書ナルベシ)

喜入摂津介

季久

[義久公]裁誓紙[賜重長、且国老及(⑪チンシ)

和睦旣成矣、故

起請文

肝付ニ相離、 途之可有御忠節之由、 尤以目出度存候

自今以後、互永と御相違有間敷事、

和讒之雜説之時者、 右之條、令違犯者、 自他可申披事、

明神 守新田八幡大菩薩、殊者開門正一位 奉始梵天帝釈四大天王、惣日本国中大小神祇、當国鎮 天満大自在天神御部類眷属各御罸可蒙者也、 麑島諏訪上下大

伊集院右衞門太夫 (®大)

平田美濃守

忠金判

元亀四年聲弐月廿六日

仍起請文如件、

昌宗判

喜入摂津介

季久判

(本文書ハ「旧記雑録後編一」六六二号文書ト同一文書ナルベシ)

水 寝 御 衛 所 △

(本文書ハ「旧記雑録後編一」七〇〇号文書ト同一文書ナルベシ)

107

○誠年甫之御吉兆、『正文在川上式部久董家』 **令拜領候、** 珎重≧≧、 抑為此等之御祝詞御嘉札、 仍従是茂五明致進献候、 重畳雖申事舊候、 猶以不可有休期候 **寔表祝儀計候、** 千秋万歳目出度 何

106 尚々高橋方適被越候処、急候而ふたノくと會尺なと「在正文新納四郎右ヱ門」

頃ハ日防州無何事候哉、 御床敷候者御参會之時可得 不申口おしく候、然者従肝付被仰遣候御懇切之段と、

御意候、恐々、(印度)

○如貴意之任無題目、 連∼御無沙汰罷過候、失本意候、

尓ヾ候、雖然次第快氣仕候之条、大慶不過之候、江州 度者不思議存生仕候間、必遂拜面可得尊意候、氣分未 聊非疎略候、仍落馬之儀被聞食付預御尋候、忝候、今

候、

無何事候、

御越之砌於御立寄者可忝候、猶期後信之時

毎事、 恐惶謹言、

同刑部太輔

忠元

(花押)

長月廿五日

中野四郎[左 神力御坊

門]尉殿

(本文書ハ『旧記雑録附録一』三二二号文書ト同一文書ナルベシ)

様以拜爾倍御祝言可申加侯、 慶事、 恐惶謹言

村田越前守殿「年間不詳」 正月九日

河上上野入道殿

謹上

、本文書ハ「旧記雑録後編一」七〇一号文書ト同一文書ナルベシ)

108

○此間御番参候て、い「正文在飯野士井尻神力坊」 束之、無足衆廿人餘申付可差籠候、然者五日之分差飯(電養) 種と御懇志之段難謝候、 明日如御約

乍不申御両所之仰付肝要候、御働之御隙明次第直如其 之事被仰付候て、堅固之御分別所仰候、諸事相當之儀 以面上之可得(@條)

御意候、御事恐々謹言、(®心) 方之人∠参御番之日数閉目可申候之間、

八月廿五日

上包

忠元 (花押)

新納形部太輔

忠元

110 [長谷場自記]

同十一月中旬ニ、比良床へ開渡して御陳所をさせらるゝ、 御大将軍に右馬頭様・中書様をはします彼の御陳所と

申ハ、境目二河よりノ〜ニ廻り・市成・恒吉と、又者

109 猶と對相良家依干戈働路次不任意時分候、爰許御「在井尻神力坊」

刑部太輔忠元 (花押)

納得專用候、

如此之時義被添心、

両度之使僧御祝

仲陽之比、以祐清坊「本文忠元傳ニ不拘と雖とも、 之比、以祐清坊 忠平様御内縁之事被申上候、『傳『不拘と雖とも、前文之儀『對したるものと及吟味、『着之由、能と可申之旨候、

、 写 則添

達上聽候、御返事之趣當國之鉾楯最中、

謂彼謂之、

向難事成、殊更海陸不自由候、春之御返事茂以今御同

意候、聊不可有取成候、 堅可被停止候、 巨細彼方可有

口上候之条、令省略候、 恐く謹言、

八月十弐日

(花押)

神力坊 御同宿中

上宛

神力坊

御同宿中

河上左京亮

(本文書ハ「旧記雑録附録一」三二一号文書ト同一文書ナルベシ)

387

**尓も難所を抱へたる牛根の城より奥に通りて、往来・肝付内輪の所とを不残ニ通用す道をふさく在處ニて、** 

付両家之勢者寄せ来る、茶園か尾ニ向ひ陳を取ん為、更ニ大事成る比良床陣の後巻を責んとて、伊地知・肝尓も難所を抱へたる牛根の城より奥に通りて、往来も

天正二年正月三日の事成るに、拂曉より聞取として、

の人と者何も劣ぬ武兵にて先陳を被成けり、亦後陳のに者又五郎様、御供の兵ものニ上原長門守、此外宗徒陳の軍兵ハ我先かけんと被討出、其中ニ一番の御太将仕り、年頭ニ御吉左右を被申上、懸りける處ニ、御方功の兵物被討出てをはばにあかりける間、早や敵合を

出てけり、肝付衆是を見て、敗軍も理り也、陳具足も拾萬余騎ニ而被討出、此外の三陳衆手寄ノへに勢を被ニ打上て、如何にも進んて見得給ふ、御本陳之御手勢御太将にハ左衞門督年久様三千余騎の勢にて、猪の鼻

いわせらるゝ、懸りける處ニ、大口衆酒瀬川奉膳兵衞と矢印ニ被書付、牛根の城内に射送て、追付間の垣を弓も牛根もをれ矢そと引替て甲そぬかばやかて安樂

爰を以て御太将軍義久様之一首の御詠ニ被遊處也、取捨て、跡を先ニと迯行く者ハ運の究めとしられたり、

頭ニ備前守是を見て、爰を専度と防け共、深く堀入る合せを、城内衆ハきつと見て、為方なさは無限、城地れて野頸の山に忍ひ入り、牛根の城の切岸を堀崩す仕尉と久留伴五左衞門尉とて兵もの有りけるか、夜ニ紛

事なれハ、岸中より二筋三筋ニ堀り破り、屛涯近く攻

(ママ)合戦いたしなバ、御頭を給て軍神に手向けへし、同くして候也、痛屋備前守其外之城内衆、明日ニ面上してして候也、痛屋備前守其外之城内衆、明日ニ面上して上り、大口の住人伴五左衞門尉と奉膳兵衞尉は是迄参

に不及降参す、御詠哥の尊さを軍陳旅褒美を致す計也、取成を申んと大音揚て名乗りける、此事を聞か に力取成を申んと大音揚て名乗りける、此事を聞か に力者今生ニて御奉公有りしがハ新納武蔵守ニ告知せ、御

去る間、新納武蔵守牛根の城江被打入、相一日支度さ

せて下城を取り成し、地頭を先に指立て、在番衆相添

豆 〒6、111万28~、肝付よりの捧け物廻り・市成・ニ被遣、懸りける処ニ、肝付よりの捧け物廻り・市成・て肝付へ被送、鹿児島の浄光明寺の其阿上人を御使僧

大小名衆此外之御評定衆ニ至る迄、御慈悲之慮ニて御指加へ、手前の先非を被改、御太将軍義久様を始奉り、恒吉城、伊地知方の進上ハ田上と垂水、高城ニ新納を「神え」「別」になり、「別名」「別名」であり、「別名」

赦免被成、御高恩不浅子細とて、伊地知・肝付悦事者大小名衆此外之御評定衆ニ至る迄、御慈悲之慮ニて御

何卒見立ハ無之哉、

貫明様より忠元江御意被為在、

則畏而為召列人数之内、逆瀬川奉膳兵衞武安・本村筑

前守・久留伴五左衞門ニ申付、

嶮岨之岸を堀穿、城内

111

迄、

更ニ限もなかりける、然者主将を始奉りて諸軍勢ニ至

数百艘の兵船を河に纜引着て、敏く遅く取り乗り

く人ハ、上中下諸共ニ忠ニ進む計也、又伊地知重興ニて、順風に帆を上て我國指て走せ渡らる、彼を是を聞

ハ下モの城を被下て、家を残し置れけり、

角で新城を

(本記事ハ『旧記雑録後編一』七〇八、七二八号ト同文ナリ)

被成居、此月十八日、被為攻囲候得共可落躰ニ無之、を相守候ニ付、金吾歳久様軍衆被召列、平床迄御出陳一天正二戌正月、去冬より肝付方安樂備前守兼寛牛根城「勲功記」

嶽と者皆兄弟ニ而、守久友なり、其阿者其以前高山之道 防得、 申諭置、兼亮茂和睦可仕旨申勸させ、此年二月、重興 場ニ罷在、兼純者重興之聟、彼是縁引も御座候付、 肝付ニ與黨仕、兵勢も余程弱目ニ成行、折柄肝付方之 元与申合、其阿を御使僧ニ被仰付、重興与兼純江篤 親族同名越後守兼純之母与忠元之母并浄光明寺其阿西 参仕、只下大隅之領主伊地知重興与日州之伊東義祐計 肝付勢四百三拾餘人被討取、其上前文通祢寢重長も降 計に無御座、前年正月者住吉原之軍ニ、北郷時久より 兼茂死後ニ相成、其弟三郎四郎兼亮代ニ而、右之牛根 由御座候、左候而、 領ニ為成事共者珎敷智謀与、餘程其比も称美為仕事之 元城内ニ打入、城祝共為仕由、左候而、 り茂忠元嫡子刑部太輔忠堯を城中に差入、互に取替相 ニ道を通し可攻入手段仕候処、 兼寛等和睦候而下大隅之様退去仕、 同廿日、弟彦八郎兼貫を人質ニ差出候間、 此比者肝付も省釣并嫡子左馬頭良 備前守兼寛も是ニ者難 此牛根之城御 同廿二日、 是よ

同廿五日、嫡子伊地知三郎九郎重昌鹿児嶋御内江参謁茂下大隅五ケ所差上、降参奉願、下之城一所被成下、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」七三〇号ノ抄ナルベシ)

御醴申上候故、

兼亮茂押領仕居候内より市成・

廻

福山・恒吉三ヶ所を差上、 每年六月廿四日例祭之由御座候、 之誓願ニ、忠元十躰愛岩を大口里村ニ 有之故、 付候由、 手初為仕筋御座候、 此等之諸所御領ニ為相成も、 御和睦之願申上、 此年 貫明様御武運長久 建立仕置、 右通忠元縁引為 其通被 今以 仰

113

伊地知才右衞門系圖云、前田土佐守重通居所不一、「前田肥前守重悦子」

國分・都於郡居之、

死于隅 或

(本記事ハ「旧記雑録後編一」七一六号ト同文ナリ)

廿日、従出「樺山玄佐日記」

112

参上、 も城内へ被罷籠、同廿七日、城祝御登足也、凡従昔亡(@蹇) 奇妙也、是哉神代も不聞トハ申侍覽、此事武蔵守以才(@傳) 敵謀計張良術其外古今其数雖多、堀嶮岨之岸作道類更 日暮肝付番衆者下大隅へ被送遣、 逆瀬川奉膳兵衞尉・本村筑前守・久富伴五左衞門(@半) 従夫新納武蔵守一男刑部太輔城内へ被差籠、及 廿二日、 新納武蔵守

○天正二年正月降牛根之城

従牛根為人質彼城之人躰安樂備前守弟彦八郎致

云と、

○天正二年甲戌八月、「上井日キ」 論不已、 十四日 忠元以御使衆在麑府、 公使上井覚兼等諮決之於忠元及鎌田尾州 先是鹿籠與川邊争

114

則褒賞之、 州小濱云、 移串良・踊・

而采地賜前田辨、也云、、

随大将新納拙齋、 飯野・倉岡・

牛根及下大隅城實有功

115 天正二年甲戌八月、主井覚兼日記」

河邊と鹿児と口事、「上文略ス」 川邊より使者金田殿・折田殿ニ而申出候時、 川邊に盗人孫左衞門事より起候而 河邊者平

十四日、如常出仕申候、かこ・川邊口事之儀披露申候 田新左衞門殿、 同日、新納武州・鎌田尾州江談合候、 鹿籠ハ左馬頭殿云∼、 [忠長] 従鹿児[嶋と]川(⑱馬・人は)

両人へ御尋候へハ、 邊へ留候間、疑ニ可返預之由承候、(@頻) 盗人を討候上は、 <sup>(囮射)</sup> 如何候する哉と彼 たとへ盗物眼前

叶神慮之擁護御座候事、 尉三人之調達欤、是偏

諸人萬民奉仰之而已

太守様依御慈悲、受天道之恵、

天正二年二月八日書之

るへし、爰元も御老中御分別次第と仰候、

御老中御返

等之旨披露申候て、又左馬頭殿へ申候へハ、最前同御等之旨披露申候て、又左馬頭殿へ申候へと承候者無理之由候、此左馬頭殿是非返[遺し]申候へと承候者無理之由候、此御座候共かへるましく候、況無御座候間無了簡処を、

露申候云~、一世日、川邊・鹿児六ツ敷事、伊勘もし・拙者御前ニ披

返事ニて候

一此日、従中書様御老中迄御内儀之御侘言候、一十六日、如常出仕候云~、

御使者新

半分ハ此方へ付候、其残卅町迄者有間敷候得共三十町候、山田之事ハ三十町名にて候、雖然此前方分之時、思召候、然者此度入来院殿、山田・天辰・田崎上候由

夫入乱候之間、隈城と六ツ敷事度と出来候、笑止ニ被武州・拙者申候、隈城西手名ニ四十町計御格護候、就武州・拙者申候、隈城西手名ニ四十町計御格護候、就

而、ケ様之事共仰付候なと、世間噯申候てハ御迷惑たケ条之儀、中書様も御申之事共候、自然此所領御望ニニ言とハおほせ有ましきニて候、次ニハ入来院此度一是を隈城に御格護之所領ニ御くりかへ候得と被仰候、にめされ、天辰・田崎彼十二町取合四十弐町計ニ而候

卒度御内議請候する由候、それも御分別次第と中書仰事ニ者、近頃可然様ニ存候、乍去御前之様を不存候間

候、

九月

ハと候て、新納武刕・鎌田尾刕・本田野州・上原長州兵庫頭殿、又ハ北郷「雲之御存分を然と被聞召候ハて兵庫頭殿、又ハ北郷「雲之御存分を然と被聞召候ハて未刻計殿中へ差出候、飯野口御弓箭之御談合ニ而候、四日、出仕不申候処、御談合にて候、参候へと承候て、四日、出仕不申候処、御談合にて候、参候へと承候て、

彼衆御使被申候、

五日、入来院殿より云と、

談合承候、霧嶋之御鬮次第、御弓箭たるへきよし相定一此日、又御弓箭御談合ニ而候、我とも殿中へ罷出、御

候、

候、夫より唐戸の御座候座より下之座ニ奏し被申候、由左衞門尉御門迄出合、申候、足中あまうち迄はかれ由左衞門尉御門迄出合、申候、足中あまうち迄はかれ順を「配」ので、我ハ意趣申候而頓而罷帰候、殿中御頴娃仮屋ニ宿候、我ハ意趣申候而頓而罷帰候、殿中御頴娃仮屋ニ宿候、我ハ意趣申候而頓而罷帰候、殿中御頴娃仮屋ニ宿候、我ハ意趣申候而頓而罷帰候、殿中御

外宮仕之、伊地知勘解由・川上源三郎・上原太郎五郎(原)(『寒)(八辰)(高漢) メ 伊地院源介・拙者ニ而候、 集 (タメ春) 輔・梅北宮内左衞門尉、(區兼) 仕者新納刑部太輔・本田紀伊守、客之前ハ高崎兵部少 (重義) (重義) (重義) 御酒三返にて御湯参候、 其次橘院ニ而候、御膳は三め迄参候、御引物種々参候、 平鴨居よりかミより上使ハ入候、奏者ハ平鴨居より下 屋形様、御次喜入摂州、其次平田濃州、客居ハ上使 より被入候、 従夫對面所ニ而御寄合被成候、 いつれも手長ハ無御座侯、 御肴者度毎ニ参候、 以上此衆迄ニ而候、又ある 御前御宮総 主居ハ御 其

酉刻計より戌時計ニ御座終候、候処被立候、 貴殿様なけしの下迄ニ而御禮被成候、其肴くたり候ハぬ内に御盃上候するとて、宮仕持て出候、客人立処ハ御さうめんにすへかへて御さかな参候、むきにてんしん参候、御肴・御酒勿論なから度とに参

久屋齋此方へ被罷越候、其砌承事ニ、彼雜説中書様御意趣者、当時世間雜説申散候、殊ニ去月始之比、喜入合中、為使本田若州・伊地知勘解由・拙者三人被遣候、勢守殿・指宿周防介・知識弾正忠、彼三人仮屋へ御寄

廿六日、

如常出仕申候云√、

此日従和泉使者二而候伊

分別承候する之由御返事候、其外高城・東郷境之雑説問、同心之人衆を帰候而、義虎之御分別、又ハ久屋之様へ此由御事問共候、 貴殿様より被仰候つる通、又八中書少茂▽四彼儀△無御存▽通、直ニ和泉之使者立物ハ中書少茂▽四彼儀△無御存▽通、直ニ和泉之使者立物ハ中書少茂▽四彼儀△無御存▽通、直ニ和泉之使者立物・中書少茂▽四後候間、急度義虎串木野へ御越候而可被仰前より被仰儀候間、急度義虎串木野へ御越候而可被仰前より被仰儀候間、急度義虎串木野へ御越候而可被仰

馬代三百疋進上候、使僧私之進物中折三束・御扇一本御目候、天草殿より進上物御太刀一腰・厚板物二端・

と見得候

廿八日、

如常出仕申候、此朝従天草之使僧来迎寺被懸

色と我と三人工物語被成候

有之由、新納武州迄長文ニ而被申候、其上御老中迄之(頭注)『此事加賀守筆記にもあり、合せ考へし』 方へ取成申候処、寄合中如何ニ存事候、雖然弓箭なと方へ取成申候処、寄合中如何ニ存事候、雖然弓箭なと方へ取成申候処、寄合中如何ニ存事候、雖然弓箭なと越者、当時和泉と天草儀絶之事候、然処天草之使僧此趣者、当時和泉と天草儀絶之事候、共

書状、 仮屋へ留候、 者讀候て、 彼両通勢州御披見候へと、て被持せ候、 和泉之使者へ聞せ申候、 御存分法第之由申候、次ニ者天草と和泉 彼状写候するとて 軈 

返事ニ御慇懃被承事忝由候 彼来迎寺へ可被仰由、 勢州へ両人ニ而被仰候、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」七七一号トホボ同文ナリ)

和平之儀、従義乕はいつ方ニ而も候へ、少し所領をは『⑫志』 渡候ハヽ、 其儀者成間敷由被申候、 無事可有之由候、 彼使僧へ新武州前より尋 雖然涯分義虎御存分 勢州御

116

**天正二年甲戌、** 

忠元創建十體愛岩軍神於大口里村、

南十町許、

以禱

貫明公康寧云、

以六月二十四日為例祭、今篠原等覚院掌其香火、

117 

(本記事ハ「旧記雑録後編一」七一七号ト同文ナルベシ)

篠原普賢院

頭新納加賀守忠清也、 口愛宕座主、 慶長十八年癸丑四月七日生、 開基小院、号愛宕坊普賢院、 按天正二年甲戌、 慶安五年壬辰、 地頭忠元 時大口地 被定大

像勸請処也、 至是再興之、

「本記事ハ「旧記雑録後編一」 七一八号ト同文ナリ)

118 「大口郷神社佛閣由緒帳之内」

今距

但天正二年甲戌、 大口地頭新納武蔵守忠元建立ニ而御

御座候、 祭米之儀者、 第左ニ申上候、 之所務米を以、 高四石分私家代べ名前高□相加置、 尤先年より御檢地等之節も御竿入無 每年六月廿四日茶立仕来候由緒之次

鹿島 住吉 兵主 天照 |勝軍 諏訪 三輪 神宮 玉垂 藤原義外御武運長外 不可有者也信心大檀越 不可有者也信心大檀越 不可有者的信心大檀越 / 天是 正觀勧 寶殿三敷三間、

石礦籠所三敷弐間、

茅舊所中修甫什

愛宕山 山号院号等左之通、 勝軍院

外之ケ条略ス、 藥師寺

申二月 再延元年

右、愛宕山由緒取しらへ御届申上候、以上、

**筿**原恵法院

御郷士年寄衆中

「安養院蔵 鹿児嶋

119

御諏訪領

坪付

薩州牛山院之内

大田名

八段

河しま

天正三年乙亥

以上

二月吉日

新納武蔵守 忠元

120の1

右者、泉徳寺本尊後光之裏にあり、以前より大形に

(本文書ハ「旧記雑録後編一」八一六号文書ト同一文書ナルベシ)

于時寬延三年庚午極月廿六日

源隆代

由緒糺されし折委敷探索せしに、右由緒見當れり、 て不見當、萬延元年庚申六月、 公用もて本尊等の

されは泉徳寺の事近代當家に傳ふる所、皆忠堯戦死

(本文書ハ「旧記雑録後編一」七七七号文書ト同一文書ナルベシ)

120 ○ 本尊勝軍地藏 「泉徳寺安置」

木像長壱尺八部

蓮花座高三寸五部

後光高壱尺

謹奉調刻勝軍地蔵大菩薩之尊像、以青峯山泉徳禅寺之「右後光裏ニ」四寸

門繁昌砌也、于時天正三年乙亥菊月廿八日、住山小比称本尊者也、右志者、大檀那忠元并忠恒武運長久、家

華巌意曇再興之、「華本座ノ後ニ」

奉寄進圖子一宇、一右厨子之後三

寺殿と号し、次に忠堯を大仙寺殿と称し、吊祭厚く ニ付、 慮ありて哉、父の加賀守祐久を大檀主と崇め、 泉徳寺と号し、菩提所となせし趣、且は忠元深き思 龍伯尊君より為懸命地賜ひ、一字を建立し

朝鮮渡海の道すからも、泉徳寺殿または宗心の御た 整はれしと見へたる各古牌あり、又弥太右衞門忠増

たれは、吊祭いと厚かりし事とおもひしに、 ち日には念佛さんまひにして、行かれし事をも見へ 右之通

天正三年大檀那忠元并忠恒とあれは、以前より菩提

り天正三年本尊等再興、父子の武運をも祈りし事、 所なる事疑なし、されは「公賜ふ所の趣意、 るか其證を得す、然るに付、久仰按する処、 前文通 如何な

\*

の戦死を 公深く感し給ひ、右寺地を懸命として永 現在なれハ菩提所なるもおのつからなり、然は忠堯

爰に愚考を添置なり、又此泉徳寺の号、寛正六年十 月十五日田代氏文書に、薩摩國牛山院坪付に青木

反千徳寺の前とあり、

然れは往古より現在の寺な

といふ事普く傳へ来れは、

く當家へ給ひしならんか、近代懸命の地として拜領

らん、是も證援の為記置なり、(攤力)

121 ○ 本尊脇立觀音『祥雲寺安置』

木座像長七寸四部後光迄壱尺三寸五部、

蓮花座并後光アリ、

『右後光ノ裏ニ』 現住釋氏華岩意曇

奉寄進鰐口一ケ『石同』 天正三年乙亥十一月吉日

奉彫刻廣大霊感觀世音菩薩とと『右蓮花座之後三』 天正六年戊寅八月彼岸同敬白

亨通、 安置新と寺と堂、 家門繁昌、専祈本願之妙とと、 右志者、大旦那藤氏忠元并忠恒武運 佛とと一々安泰

青峯山泉徳現住華岩意曇敬白 于時天正三年乙亥十一月二日

(本文書ハ「旧記雑録後編一」八一九号文書ト同一文書ナルベシ)

\* (頭注

是則其明證ならん、姑く

此所立切り組ミアリ、 其内ニシルス」

本尊の脇立にて、祥雲寺建立の砌り分與せしならん、仍て考ふ所も前に同し、又いふ、此觀音蓋し泉徳寺所なり、前条泉徳寺本尊由緒糺の節、同断見出せり、石者、祥雲寺本尊脇立觀音後光并蓮花座裏に書記す

○文禄元年壬辰弥生朔日、御出馬可有之由相定候『弥太右×門忠增朝鮮渡海日記』

仍て今是を泉徳寺に安置す、

122

念仏を心にふかくシメテ、はる人への道を過ぬるに云はと行て川の邊に野陳をシタリ、宗心の御立日なれは、念佛さんまひにしてちやうじやうといへる坂を立なされ云と、六日云と、けふは泉徳寺殿御たち日な其日はさしのひてありけるに云と、五日には大口も御文禄元年壬辰弥生朔日、御出馬可有之由相定候得共、

○天正三年 十一月

124

>、上下文略

123

に御幣取候役者川上源三郎殿ニ而候、是ハ烏帽子上下貴殿様御支度御袴片衣ニ而候、御供衆も同前候、御代三日、朝之出仕不申候而、稻荷御祭禮御供ニ参候、

(正親) 者白濱周防介也、奏者ハ本田下野守殿・拙者也、御前者白濱周防介也、奏者ハ本田下野守殿・拙者也、御前三而候也、御劔者伊集院右衞門兵衞尉殿也、御幕之役

摂州、次ニ伊右衞門大夫殿、客居、談議所法印、末弘 御解由左衞門・市来備前守也、於宝持院御座配、御次 (産業) (産業) (産親) と宮仕本田刑部少輔・伊地知縫殿助也、御手長伊地知之宮仕本田刑部少輔・伊地知縫殿助也、御手長伊地知者白濱周防介也、奏者ハ本田下野守殿・拙者也、御前

州なと参候也、

**釣** 摂江、州、

次村田越州也、

御點心之時ハ川上武州・新納武(経久)

(本記事ハ「旧記雑録後編一」七七六号ノ抄ナルベシ)

玉フベシ、案内者可仕由ヲソ申入ニケル、仍テ薩隅ノ構へ居ケルガ、薩广へ参上申ベシ、先高原ヲ急々ニ攻ノ内ニ竹崎ト云所アリ、白坂式部丞領分トシテ要害ヲ一天正四年丙子、高原ヲ可攻トノ評議アリ、其故ハ高原「箕輪自起」

新納刑部太輔ト尋テ見参ニ入り、

御師サ花ヤカナリト

ガトモ、霧嶋越へ山路ノ大将ニハ右馬頭幸久八千余騎 異\*!二 大将シケル漆豊前介トテ勇敢ノモノナルカ、先一番ニ ル、 楯ノ端ニ鑓疵切疵数多受ケ、シハラク戦ヒテソ退レケ 差カツキ、 戦フ、新納武蔵守ガ一男刑部大輔片手ニハ小楯ヲ取テ 城戸口ニ出合ヒ、爰ヲ専度ト防キ戦フ、此ニ曾於郡 矢ヲソ射サセラル、高原ニモ究竟ノ者トモ篭居タレハ 十六日、高原ノ城ニ押寄、十廻ト取巻テ、各陣ヲ取ラ 騎ニテ出勢ス、都合其勢三萬異h、六千余騎、同八月 出ラル、大将ニハ義久ヲ奉初、兵庫頭忠平三万余騎、 尻ノ城ヲ側ニ見テ打通リ、 セス詰入合戦スル、連々兵不劣ト、橋詰ニテ我モノ〜 住人ニ柏原将監ト名乗テ、幸春口一ツ橋ヲ打渡リ、 ト合戦アリ、大手ハ隅薩ノ軍兵攻入テ、操ニモンテ相 レケル勢ノ中ヨリモ弓ノ手達ヲ撰ミ出シテ射付ケ、火 ニテ打越ラル、竹崎表ノ大将ニハ北郷入道一雲八千余 無比類コソ聞得ケル、高原下城ノ時、高原ノ足軽 打刀計ニテ城戸口へ攻入、纏頭ノ合戦シ、 高原ノ城ノ野頸ノ原ニソ打 臆

シテ詈ルモノ多カリケリ、以下略文、褒美シテコソ行ニケル、其外隅薩ノ勇士トモ合戦高名

軍勢高原へ発向ス、小林・温水・三山ヲ跡ニ置キ、

野

(本記事ハ「旧記雑録後編一」八八一号ノ抄ナルベシ)

125

一天正四子四月、『勲功記』 三日、 太輔忠堯其年弐拾三才ニ而、大手之城戸口より片手者 年八月、 上ヶ御歌會被為催候節、忠元も為被召加由御座候、 進上為被仰付由御座候 候節も、忠元儀者諸一所持衆持参太刀之列ニ而御太刀 於三之山城川田駿河守義朗江被仰付、 之山・温水・須木等之七城も皆引拂退去仕、同廿八日、 入趣、致褒美候而立退為申由御座候、右之落城より三 士、先一番ニ忠堯之姓名を問尋致面謁、 数多為蒙手疵由、左候而、伊東勢も防方難及手、 小楯をかつぎ、打刀計ニ而詰入、其日冠頭之合戦仕、 同十六日、城中より茂防出合戦有之砌、忠元嫡子刑部 落城仕時分、城中足軽大将漆豊前介与申勇名之 皆様御出馬ニ而伊東方之高原城被為攻囲 近衞龍山様御下向ニ而、(前久) 勝吐氣被為執行 無比類御働感 貫明様初 同廿

(本記事ハ「旧記雑録後編一」八五〇号ト同文ナリ)

□四年丙子四月、近衞殿下号竜山、客於麑島、「天正」

公開勝會特饗 殿下、時多文雅士陪為歌者、忠元與焉、

127「加治木大村市兵衛重頼自記

郭公有明の月のひと聲に俤きゆる花も紅葉も 清書ニ全文可入事、

128 〇夏日詠月前郭公

倭哥

修理大夫義久

くもりなきこゑは御空のほと、きす

さなから月のミやことりかな

詠月前郭公

[近衞殿] 「近衞殿」 前久

こ、ろあらはこよひハわきてほと、きす

こゑのかきりを月になかなむ

夏日同詠月前郭公

和歌

夏日同詠月前郭公

[イニ武田] 竹松丸

よひのまのひとむらさめのそらはれて

月にこゑきくほと、きすかな

詠月前郭公

和調

「樺山」 沙弥玄佐

人傳のそれたにあるをほと、きす

夏日詠月前郭公 雲井の月の夜半の一こゑ

[伊勢] 因幡守平貞知

あくるまてとほそはさ、し月のミか

詠月前郭公

こゑもさたかになくほとときす

和謌

忠元

もろともにおもひかはすやゆふ月夜

いつれはさそふ山ほとときす

夜よしとたれにつけて啼らむ

夏日詠月前郭公

誰か世にきゝもつたへむほとゝきす 夏日同詠月前郭公 詠月前郭公和哥 みやこのほかの月になくねを ゆめうつ、ともわかれさりけり [北縣一憲] 沙弥梁新 「鳥津」
左衞門尉歳久

わすれめやこゑも雲井のほと、きす 月にかりなく秋は有とも

夏日同詠月前郭公

[島津]

人も見ぬ山路の月のほと、きす

詠月前郭公 「近衞殿御内」 和歌 和歌

明かたの月にすきゆく郭公 なを一こゑをのこせやまの端

[喜入]

見ぬさとの月はいかにと時鳥 夜半の寢覚の空に問はや

ほと、きす月に啼よの明る間ハ

川上上野介久隅

夏日同詠月前郭公

「近衞殿御内」 重慶 和歌

このまよりもれいつる月のひとしほに なく音をそふる山ほとときす

詠月前郭公

和調

「高城」沙弥珠長

みすもあらぬ雲まの月のかけよりも しのひ音たとるほと、きす哉

## 夏日同詠月前時鳥

和歌

[新納]

保登~喜須在明濃月之飛度聲仁

夏日同詠月前郭公 於毛賀氣幾由類花茂紅葉裳

「近衞殿御内」 和歌

景親

すたれおろさてうちなかめつゝ

ありあけの月にこゑきく郭公

夏日同詠月前郭公

「7廣口」 備前守久秀

むら雨のことのしらへの聲よりも

た、月になくやまほとときす

夏日同詠月前郭公

倭哥

神重兼

折しもあれはし居の月にひと聲は

天正四年卯月十四日會

やまの端つ、きほと、きすかな

【天正四年卯月十四日[\_

(本詩ハ「旧記雑録後編一」八四四号ト同文ナリ)

129

晴残る霞の上の山まつや雲を根さしニ誰か植けん

前久

風吹ぬ柳か枝の朝露ハ笘ある程の糸かとそ思ふ柳霧

白雲の尾上につ、く松原や梢も花の色にみゆらん

時しらぬ雪かとそ見る玉河の里のかきねをうつむ卯花 松藤 (卯花ヵ)

(資知) (第久)

幾春も替らぬいろやときハ木の花〔稚〕ある池の藤なミ卯花 (縦) (瀬) (瀬) (瀬)

飛蛍[る]心ありてや夜る光る玉江の浪の名にハよすら江蓋

(さイ)わたる夜るの嵐やかけつらん氷のはしとなれる朝 マメムム さねこ[ん]と契りもをかぬ人ゆへに暮行空に先またれ<sup>待恋 (ぬ)</sup> かつ積りかつハこほる、 [足]竹のは末の雪の明ほの竹雪 水の面に影をうかへて行月をしからみ留る海瀬とも哉♡河月△ 木枯につれなくみえし杉村も木末ハ雪に色かへてけり杉雪 色 月、11:一つ:一つ:11:11:11:「忠元」月残るのちの行ゑの明るより尾上に帰る棹鹿の聲 浦風の更行月の影きよミ渚の玉もひろふ計に (養) ▽季久△ [久秀] (忠長) [秀久] (忠元) 131 130 鳥かねに立別行袖の上を哀ともしれ有明の月別恋 一天正四年丙子仲秋廿三日巳刻計、城を去渡候、伊東新「上井覚兼日記」 (本詩ハ一二八号トホボ同文ニツキ省略ス) 次郎番頭ニ居候、皆×具足仕合罷迎候、此方より被送 (®愚) 天正四年卯月十四日

**雲晴て名残涼しき夕立は近まさりする秋を知とや**タ立 色くへの花ハあれ共秋の野ハはきのにしきにしく物そ 我なから契り置こそはかなけれ底をも知ぬ人の心に契恋 (太陽)

中墻の隔ハつらく葛のはのかゝるうらみハいかにして恨恋 [ **久隅**]

難波江の打詠むれハ村蘆の末はをつ[か]ふ奥[つ]釣舟眺望 (た) (8) (景教)

**| 梓弓やを萬代のためしにハ君か御影をけふや引まし祝言** 當 (度)

(本詩ハー三〇号ニヨリ校訂ス)

義もなく候、又伊東より迎も不来候

廿四日、三之山打捨敵退候間、 籠候、并須木も捨候間、 宮原筑前守御番被差遺候、 鎌田尾張守御番ニ被差

廿五日、 被申、此日 忠平三之山へ御籠被成候、 太守様野尻為御覽之、 あと瀬之上まて御 敷ヶ所之人衆御供

廿六日、 各御一家衆又諸地頭差揃被成御談合也、

出なり、

御供之人衆不知其數

廿七日、 同前御家景中俗出之参上不知其數

廿八日、

太守様三之山へ御出被成泰平之時有、

川田

御配膳山田新助・三原右京亮、 き (御座候、数萬軍兵奉守護候通、<sup>®に</sup> 駿河守祝被申候、三之山内城御庭ニ 御三献過候而、各持参 其後御三献参候、 太守様御しやう

長・椛山殿・北郷殿・佐多殿・頴娃殿・喜入殿・▽⑮ 大野殿△吉利殿・伊集院右衞門大夫殿・平田左馬介殿 之御太刀也、其衆忠平・義虎・征久・年久・家久・忠

133

伊地知民部太輔殿・平田平次郎殿・伊集院魯笑齋・新(@式) 入来院殿・東郷殿・川上源三郎殿・伊地知周防介殿 納武蔵守殿・比志嶋殿・川田殿・北原殿・肝付弾正忠

殿

本田因幡守殿・

拙者、

大略如此候欤、

次第ハ不存

候、

候、 此晚飯野江御光儀也、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」八七五号ノ抄ナルベシ)

○大口郷古木原村稻荷社之鰐口に左之通あり、

132

奉掛稲荷大明神御寶前

薩州牛屎院大口木崎之村

天正五年八月吉日施

島田親辰敬白

右鰐口差渡シ三寸七八部也

右者、天保十五年辰九月、 鰐口銘は木崎之村とあり、 堂社は古木原村にあり、 久仰直参の時写し置、

為考此由記し置なり、

○今度言上仕候之處、■■御!「正文在加治木士長谷場次右衞門」 談之儀被成御吴見候欤、就夫被仰遣候之趣得其意候、 聞之至不可有此上候、秘蔵可吴于他候、仍薩州當方和 各御取合故候、畏悦不少、殊近比見事御馬被下候、 御怨上意、 **忝面目之至候、** 外

哉、 益可被添御心、之事所希候、 毎事御指南可為大慶侯、 恐∠謹言 於向後深甚可得御意

於子細者、至新納武蔵守殿申談旨候、

定而可被聞召候

十一月六日

喜入摂津守殿

村田越前守殿

河上前上野入道殿

伊集院右衞門太夫殿

平田美濃守殿

進上伊集院右衞門太夫殿上包 口裏ニあり

太夫鎭尚

天草

到来天正五年丁丑二月 H

(本文書ハ「旧記雑録後編一」八九六号文書ト同一文書ナルベシ)

一天正五丑春、右之城詰肝付勢乍致出陣、立見仕居候付[勲功記] 伊東方与合戦不仕内者、降参為仕詮茂無之旨被仰出置

134

場江相聞得、追べ駈續、志布志迄者 相應之争戦ニ成立、伊東勢福嶋迄押寄せ可攻取風聞内 御出馬茂被為在

肝付之家督三郎兼護養者左馬介、江者高山一所被残置、 其餘之領地姤良・大姤良・内之浦・串良・北原・鹿屋

福嶋邊ニ大軍馳集候故、伊東勢茂難叶為引取由、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」九〇六号ト同文ナリ)

○ 天正五年丑のとの六月『正文在大口郷』『丁丑欤』

地頭請用之日記

135

一米一斗五升 味噌百文

もちの米一ッ三百文

御領為相成由、右之内志布志之儀者忠元先祖以来之旧 百引・平房・松山・大崎・志布志・福嶋等者皆被召上、

罷在、忠元十三歳ニ而立退候以後者初而討入、右筋目

分者又木与書、家来ニ仕置候も御座候、同年十二月、

出奔有之、其節者嫡子刑部太輔忠堯罷立、 貫明様初上、何れも様伊東御退治として日州江 同十一日、伊東義祐居城佐土原を打捨、豊後之様 忠元儀者玖 御發

為勤居由御座候 广之相良義陽兼~大口之隙を被窺居候付、 之者共も面會為仕由、此等之子孫今以彼地ニ罷在、當 領ニ而、譜代召仕候家来筋之子孫俣木某与申者共相残 玖广境御番

衆中請用之分

地頭請用之分 外之行略ス、

飯米一斗五升

酒之米三斗

いつミのかひ物

あハひ廿九はひ九十文

ゑひ廿八八十文

しほ十四文

たいのうを大小三かけ・米六升

さかて宿ちん廿八もん 以上二百十二文

濱之市之かひ物

ゑひ一こん百五十文

とひ魚五十文

かつほの魚二百文

以上四百五十文

とひうほとうかう百七十文 衆中請用之分

行数略ス、

地頭御参之分

つのたる一ツ『本行地頭御参之時之入用共見分兼候得共、先 内之まつりくハヘ三こん

外之行略ス、

136 ○天正五年丁丑十二月七日、 正宮へ御社参、脇元迄御[御日記欤、写家蔵]

刀進上[之]、従其御會尺半、従曾於郡上原右衞門佐前[曜十之]、従其御會尺半、従曾於郡上原右衞門佐殿御三献被成御上、御太越着御仮屋へ御宿、左衞門督殿御三献被成御上、御太

「キオメー ニ而候者人質ニ上可申之由候之条、打立申候通意趣√ ®® より、戌刻以使野尻之地頭福永丹波守御奉公之故、子

事、御家〔外城景〕之事者不申及、御一家・國衆・一所 時之中に、又~上原長門守被申上、人質就必定、直ニー本まゝ」 打立申候、此等之段従途中使を上申由也、依之續衆之

各従脇元濱市迄押渡也、喜入摂州御供也、八日、従脇(龕巻) 衆及不移時刻、従脇元以使僧飛脚被仰渡、此夜奉行中

**兀御出船、御供衆海陸不知其数、大方御座船之廻舟数** 

上乗也、長濱之沖通迄典廐之為御使者町田周防介小船 五十艘餘、 正宮へ御進物之船別而一艘、町田伊賀守 同日為年頭之御[出門]、依吉方(卿門出)

兵庫頭殿へ御光儀

東番衆無楯強義五六人程被打留云~、 従野尻御左右、武庫様野尻江御籠之由也、 着津之所江陸地之人衆被参、於御宿数返之御酒之刻; にて被参、其後小嶋之沖迄為御迎典厩被成御参、御船 其後両使伊

(本記事ハ「旧記雑録後編一」九四八号ト同文ナリ)

137

○天正六年戊寅正月元三之御嘉例如旧式、二日、縣より[御日記欤、写家蔵] 孫と身躰腹をもきらせられ[つ候]欤、又如何被成行候(@を) 状、又大友殿之父子之書状取合、拾通程奉行衆迄被持 申上由也、三日ニ者、諸外城之人数出仕早、四日、 哉無心元由、大概此趣也、五日、 せ、文言者日州之錯乱無是非、就其伊東三位入道父子 介御使者也、同日到土持豊後也佐伯紀伊入道より之書(命さ) 山毛敵方より之廻文数通取集進上、此日山毛江山田新 可奉得尊意事不存別儀侯段、先以早速同名相摸守ニ而 年以来順路之儀申入候之処、剰伊東御退治之上者、 伊東江被押隔、無奉公相似候、雖然不違旧規之筋、 使者土持相摸并書状・鎧甲・御刀進上、土持之事累代 又従所∠之御祝言也 従 弥 近

> 也、 四日、大賢坊従三ケ城被罷帰御返事、無二心奉公仕由(@を) 退治、此節毎~到縣使をさしこさる、自然人数打入様 十二日、歴と御寄合、十三日、妻万八幡へ御社参、十 隅之外城へ五人十人ツ、覚悟させらるへき由談合也、 繁多奉行中より返章也云∼、九日、此日伊東ノ物内都『不明』 尊意之由、先以内義也、天草方へ雖可被成御直書、 終日之御酒宴也砌、 十日、兵庫頭殿御寄合御酒宴也、十一日御吉書云~、 於郡・佐土原を始め、城々の本衆無餘義者百人計、 致参上之事者、遼遠太儀之様候之条、必以使節可奉得 向後可申入之条、為其砌官途受領之間可申請、 使僧進上、七日、此日従天草方新納武蔵守迄天草之事 自天草方日州属御安利候為御祝義、 此日従土持使者之前被申上、豊州佐伯より就伊東 此日新納武蔵守まて上津良方より為御勝利之御祝 御太刀・御腰物御進上、六日ニ者 使書并鎧一領進上 白身可

一九月廿九日、従大口新納武蔵守書状到来、「天正六年」 《申之由、左候ハ丶、従爰元一人同心、 其外立柄、みせき〔り〕申度由也云^、®\*\*\* 趣者、

候てハ、御為ニも成間敷候間、先々御暇申、彼堺相調

従相

自豊後越口

何之由、 自然自別方洩、得候而者、得御意相良之事候之条、 て、又〻八代迄眞光寺使僧下着候、一圓難成申候得共、 良方至武蔵守被申、 口迄ニ而者回閉、 **懇意之儀被申事候、** 大友宗麟日向表 江雖一行之企候, 扨ハ肥州方之衆、 右江者御着陳頃初而承候 猶以被賴思由候 如

由也、

ルベシ)(本記事ハ「旧記雑録後編一」一〇〇四、一〇〇六、一〇四一、一〇四二号ノ抄ナルベシ)

天正六年寅九月拾一日未ノ刻、 者色紙金右衞門其外御供衆鹿児島之人数迄を被召列云 御発足、御劔本田紀伊守、 日州新納院高城耳川合戦日記 御旗役三原右京亮、 山東へ就御行之儀被成 川上左近将監「久辰」 御旗指

公、此日従頴姓小四郎方津曲宮内少輔被申子細、(永處) 周防介被聞せ云~、 聞せ、此日敷根入道山東御番罷立候之通為可申上之伺 十六日、従大口新納武蔵守使僧、意趣吉田刑部少輔被 以下前後略文 白濱

是ヨリ略文

被申上、 世二日、 此日菱刈表之衆新納刑部太輔・町田三郎五郎 (久連) 吉田平次郎前より御發足目出度由、使僧を以

之刻、 城 ·

従穂北野邊名字之方以被申上ハ、穂北野心之衆

財部塩目江被差籠、(個境)

此日新納殿鴈壱ツ進上、

此戌

通為可申上伺公也、 白濱式部少輔・菱刈孫三郎方、此衆を始山東江罷立候(重広)

名敷中以御分別各参上也、 山東御番手衆町尻之御座所若無人数衆にや候半与、老 足目出度奉存候由被申上、此日鹿児島衆従去八月始、 此日紙屋之地頭稲留新介従石之御陳以同大膳亮、 川江雜務之儀、武蔵守助定頼入候由、此三ケ条無題目 ニ候、一ニハ右之御着陳皆始而承候通、又ハ栗野・横(電石) 僧下着、加一圓難成申候得共、自然従別方洩聞得候而 宗麟日向表江雖一行之、原より一口迄ニ而者難閉、 大方趣者、頃日従相良方到武蔵守使僧を以、大友入道 石之陣所江罷通也、此日従大口新納武蔵守書札到来、 度被思召由、老名敷中迄として御書状被仰通、彼飛脚 長知寺家之祝千疋進上、此日従義虎野尻迄御発足目出 廿九日、高原鎭守江為御代宮内坊社参、此日都於郡之 ハ、得其意相良之事候条、如何之由、懇意之儀被申事 ハ肥州之衆猶以頼思召由候、又~八代迄眞光寺与云使 御陳者依猛勢其内を寄ゝ高 御発 扨

高城ニ打入、十萬余騎ノ軍兵總陣ヲカタメ、野頸内原

|間松原 (ヒノ〜ニ籠りける、其頃山田新介有信ハ五

田

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一〇四七号ノ抄ナルベシ)

139

サシモノ曠原山林モ兵士ニセカレテ隙モナシ、新納院相定、十万騎ノ軍兵十月十九日ノ早天ニソ打立ケル、一八月十八日ニ美と川ヲ越、常住坊ニ打入、軍ノ手分ヲ「正内平治記」

空の庭潦、晴ても残る風情也 り打有一滴湧出せり、軍ハ是ヲ掬して社暫の渇を凌き ひける、大友か大軍城の四面を囲ぬれハ、味方の兵渇 得ニけり、城中よりも打出て〳〵戦て、互に勝負を争 開かす、籏一流も立す果り返て音もなし、大友か勢勝(喧啾) Ħ けれ、二三日を經るに随ひ、其水流猶増りて、 **ニ臨んて喉を湿すへきやうもなし、或時古牆の陰処よ** けぬ、秦青か過雲の曲、右軍ニ曲水の盃取くへに社見 ニ乗り、軍列ヲなし、籏を立、弓矢を連ね、射騎に習 の煙と燒拂、去とも高城ニは人有共見得す、城門をも 共其勢六千餘騎ニて高城をそ守りける、翌レハ十月廿 永・野村・梅北某・檢見崎常陸を始、逞兵突氣の勇士 守・新納忠元・日置越州・松浦筑前・肝付・菱刈・福 夫家久ヲ大将ニテ、鎌田政近・比志島國貞・吉利下総 百餘騎ヲ随て高城ヲソ守リケル、其外三州ノ勇士千余 へる将士、歩戦ニ熟せる諸卒共、高城の小勢成を侮り 人替く〜守護しケル折節、太守義久主の御舎弟中務太 大友十萬餘騎高城ニ押寄、城外の民屋百余間一片 五月の

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一〇四六号ノ抄ナルベシ)

140

一出水の義虎ハ肥ノ口なれハ、彼の口の堅として参陳し「勝目兵右ヱ門覚書」 (本記事ハ「旧記雑録後編一」一〇六一号ノ抄ナルベシ) 給ハす、 陳御免あり、住番とそ聞こへける云∼、 大口ハ新納武蔵守肥後求麻の境目なれ 記ス、是ニ略文』『前後耳川ノ軍ヲ 出

141 一御太将義弘公・左衞門督歳久・右馬頭・圖書頭・河上『長谷場越前自記』 野守・ 北郷一 雲・ 同次郎・薩摩守・喜入摂津守・新

納武蔵守・伊十院右衞門太夫・同名美作守・

新納越後

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一〇五八号ノ抄ナルベシ)

守云≿、

ヲ記ス、是ニ略文] 「前後耳川合戦ノコト

142

一十一月上旬に武功有者とも二三十人寄集、「以上耳川軍ノコト是ニ略ス」「勝目兵右ヱ門覚書」 けたる若者共聞付く、寄ル程ニ六七百人ニ成ニけり、 んや、其手立之様ハ二三人も川原の陳ニ忍入、尾山の 何と是ほとにおもひきりたらん勢ニて、一手立せさら せて久峯の觀音堂ニ出會ひ、 小陳士卒を談合す、心か 物詣ニ事よ

法印星野ニ取合談合して、此六七百人の者共か川縁の

山ニ付て忍寄、逢火を約して内より城戸を開き、

内外

ニ、此や彼ニて打取り追拂ひ、 腰幣取付て向ひ、 取合、寅の刻計ニ同志合ひの誌へして、白八巻ニ小幡 忍入ニ切入て、 敵評儀もせさる其内

れハ、義久年来の者共なれハ、御家をおもひ身をかろ 度成へしと評定一決して、伊地知伯耆守を以て申上け 切ハ、慈ハ強く敵ハ弱り、 始として右馬頭・圖書頭・川上上野守・肝付弾正・伊 ゆるされける、自夫今日よ明日よとする処ニ、兵庫頭 ひ玉ひしか、手立の様を具ニ聞召て、能武略仕へしと んす、されとも仕損す事もやあると思召、暫返事し煩 ハ降を乞て和談するか、 根白坂ニ引挙り、 定て慈方の大軍馳續くへし、 向陳を取、 別の事ハ候まし、御家ハ目出 夜崩して引へきか、左なく 川原の陳を燒拂ひ、 陳士を出、 坂引破り高城に取合ハ 敵の通路を掛

儀有て伏兵を企ル、 の案内能存知たるハ召出し、境目の様躰委く相尋、 (®れ) なれハ、伊地知丹後・逆瀬川奉膳兵衞・冨山備中其邊 介なと、地頭ハ川上参河守高城へ打寄て、 納刑部太輔・上原長門守・伊集院美作守・奈良原狩野 十一月十日の夜ニ入けれは、 武功有者共 雨少

集院右衞門兵衞・上井伊勢守・鎌田形部左衞門尉

新

き戻り高城へ押寄んとす云~略ス、

城中よりも打出て時を作る、其其風情しけれハ、敵續 上り見玉ひて、如何様内端ニ子細あり、敵ハ大勢野頸 二人、以上七十三人討取て雜駄物を追落し、慈競を成 千余騎別府村ニ卧居たり、懸手司ハ逆瀬川奉膳兵衞・ 所なれハ大勢ハ難成とて百四五騎忍ハせて、爰の大将(『愛) と勇ミけり、去程ニ奈貫と陳の間ニ伏へし、路次近き ニつ、く、時の声をあけ陳ニ掛る風情せよと仰けれい。 其夜高城ニ山潜を遣し内通有けれハ、家久日出ニ櫓ニ てハ難仕師なれ共、力なく請留て一戦せんと勇む処ニ、 **ニけり、敵陳より是を見て猛勢馳つゝく程に、無勢ニ** と時を作り懸けれは、一人ハ馬ハやニ迯延たり、馬上 通りける、馬上三人、上下三百計通りを中ニ取籠、吐 同十一日の午の刻計ニ、豊後ニ通る番帰り案内ニして 冨山備中・伊地知丹後守、已上三百計ニて待ける処ニ、 ニ肝付弾正忠・新納刑部太輔・伊集院右衞門兵衞尉二 ミける八方と照しけり、是を見る者伏拜ミ、我もくく こそ打出らる、しかも冬吹烈して難忍折節なれは、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一〇六一号ノ抄ナルベシ)

143

止もなく降ニけり、時雨けるをも御佳例とて、夜半ニ

一天正六寅十月、豊後國主大友宗麟大軍召列、伊東氏を「勲功記」 之内 二 伏置、 忠元釣手之人数召列、 玖广境迄出張候處 忠堯与重康を両手ニ相分け、いつれも人衆召列、 子忠堯与平泉地頭伊地知民部少輔重康等二致示談置、 子忠堯江御供為仕候而参陣不仕、出水領主嶋津義虎も 攻囲候段、鹿児嶋江相知レ、同十一月 出水之伊地知左近将監重範蒙手疵、重康中間一人城之 偽走、能時分取返候を見合、忠堯・重康茂一時ニ起合、 日と大口を相窺申事故、忠元計策を以、義虎并忠元嫡 同断ニ而、肥後口警固ニ付出陣無御座、其比玖广より 為被討取節も、忠元儀者前条同断玖摩境御番ニ付、 右之城下ニ而大軍被討破、耳川迄追討相成、 貫明様初上、御兄弟様御救として 案内として新納院高城ニ押寄せ、地頭山田新助有信を 右之城之介を中ニ取巻、主従七人為討取由、此方ニ者 玖摩之物頭早牟田城之介人数引立追掛ヶ候ニ付、 御出馬、 敵六萬人 同十二日 忠元 山野

144

(ハリ紙)

祐春殿御自筆御聞書之内

義弘公と新納武蔵と豊後入御評定有、忠平に豊後 入を御止めやれ長くおくもへハ後は義久右同ミた(ママ)

りに勿語

○ 天正六年とら 六月廿七日 [正文在大口郷]

**御諏訪御祭禮之段銭反米之日記** 

又三斗二百七十四文二十町分

新納武蔵守殿

前後人数略ス、

146 「伊地知孫兵衞被軍範自記」

守殿山野と求摩境ニふか下タと申處ニからくり寄せ、

- wwww)、 www には www 月声奏、所納刑部太輔殿・伊地知民部御討被成候時、十六歳ニ而初具足仕候、郎等後より切り | 1 ----

口上

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一〇一六号ト同文ナリ)

兼光拜領仕候

介殿切殺被成侯、其時出水之薩州様より為褒美御腰物「殿切殺被成侯、其時出水之薩州様より為褒美御腰物

一天正七卯春、此前より天草城主天草尾張守入道紹白よ「勲功記」

147

り、先祖代 大岳様之御時、御隣好為申上一筋も有之

上趣有之候得共、出水之義虎与不和成天草ニ候間、為 由ニ而、忠元迄書中、且彼地之来迎寺を使僧にして申

致和平可然与忠元互被仰付、其比来迎寺大口互為致滞

留候事茂有之、彼を以先天草方を申諭置、左候而、 元并般若寺為御使出水江罷越、出水与天草を為致和平.

其時分又大友宗麟行儀不宜、籏下段と心替之者有之由 相聞得、此御方江者将軍 義昭公より大友退治ニ付御

栖与申談、達 沙汰も被為蒙候得共、肥後路差支候ニ付、忠元鎌田寛 貴聞置、 先義虎江申含、天草入道紹白

少殿伏草起合被成、主従七人討果被成候、于今城之助康」

本望候、於自分も一居至馳走者可為祝着候、

万一同心

り候間、

矢崎与申城、

隠候、此節所望候、匠作へ懇望申候間、猶以取成可為

忠元・寛栖等之勲功と申事に御座候、 旨降服為被仕由、是肥後國御領ニ為罷成開發ニ而、 大矢野某迚、其比島衆五人与相唱候城主を出泉江招寄(電差) 志岐弾正忠入道麟泉・上津浦上総介鎭貞・栖本上野介・ 忠元より篤与申諭、五人共皆 御家江可致御奉公

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一〇八三号ト同文ナリ

「○」 猶々愚身事、信長一段之入魂之事候、様躰不可有「喜人氏家蔵」

其隠候間、不及申候、新武・新弾ニも言傳申度候、[忠元君]

148

馳走共難忘候由、可有傳達候、以参可申候へ共、

急便之条無其儀候、期後音候

遙久不能書信候、抑日州之儀被任存分之由其聞候、

地相擇候ニ付、無合期所存之外候、可然之様取成頼入 重~、大慶此事候、尤則差下使者、可及祝義之処、 敵

実儀、施面目儀共候、於様躰者可心易候、委曲貞知可(伊勢) 申下候、次日州被任本意候之条、鷹共数多所持之由無

計候、将又愚身事、信長一段懇切入魂、不混自余外聞

手筈候間頼入候迚之儀ニ、一日も早々所希候也、 候者、義虎迄被越候者此方へ可相届候、内x申遣、其 かし

【天正】 【天正六七】 【大王】

車

卯月七日

(花押) (近衞竜山公)

嶋津摂津守殿「季久」

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一〇八六号文書ト同一文書ナルベシ)

\* (頭注)

『天正五年十二月、 伊東義祐出奔、 跡日州一 圓御領地二成候事

之御祝義也]

149 (ハリ紙

珎

(本文書ハ一四八号文書トホボ同文ニツキ省略ス)

150

○天正七年五月中旬ニ、菱刈両院之衆三千余騎を催し、『大口±濱川西市丞覚書』 やかて岩牟禮に城をかまへ、ほうの川内と指合持せた 新納武蔵殿はからひにて水俣之ほうの川内忍ひおとし、

まふ、肥後宇都・隈元おかのほり、ために通路ふさか 武蔵殿・尾張殿大将ニ而、 411

十月

## 十五日ニせめ落被成也

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一〇八四号ト同文ナリ)

151

一天正七年七月七日ニ、兵船八拾程ニ而左敷叶石与申所「在飯野士黒木平左ヱ門」 手形御出被成、 同八月二水俣江御陳御付被成云~、

于時慶長五年二月朔日

外ニケ条爰に略ス、

飯野 永源庵印有

152

○ 肥後之内矢崎城入手裡事『写家蔵』 馬越城主鎌田〔法師〕寛栖与忠元倶謀、(愛尾張守政年人道)

於太守手裡、先往出水密語薩摩守義虎、義虎應諾、 而欲入肥之後州

八年庚辰、催軍衆往出水、艤数多之舟船、定行伍之先 志岐氏・上津浦氏・天草氏於出水、群議細密、 而天正

襲矢崎城、 後於未發、 解纜於蕨嶋、先渡天草島陬、詳考時刻可否 忽以陥焉、▽愛次陥網田城△由是漸々迨于

而擴 太守之武勇、振日域之四方者也

豊肥筑前後六州、實顧其本源、

則所以両輩之出方寸、

「右嫡家所蔵の系圖にも見ゆ」

(本記事ハ『旧記雑録後編一』一一一四・一一三七号ト同文ナリ)

154

義陽與阿蘇惟前築寶河内以寇于藩、 相良義陽窺大友氏、 圍我高城欲取大口、 乃 忠元堅守、 公使平田又次

次郎倶帥兵衆、往圍其塁、又次郎及本村十介・園田掃 郎命忠元、急進襲之、五月十三日、忠元遣子忠堯與又

部奮戦死之、十五日遂拔取塁、早水金右衞門

山下伊

153 【○】態用一書候、仍前日當方質人之事、 為伊集院下野

守事預入魂候ツ、其時分者御出勢之由普申續候、 其上

以相留候、城親賢忰家之事、諸至阿蘇家干戈取結夜白 「越前守コト」 (©医) 「惟前也」 (©尚) 納武藏守方自中途帰陳之由慥相聞候之間、 無二覚悟候条、不及口能一人申付候處、 鎌田寛栖・新 質人之事先

儀者不可有之候、但又急度惣勢於渡海者、 無油断躰、 隈本江御番手衆見知之前候条、諡御疑心之 以前可預御

左右候、其刻和泉迄可指遺候、聊不可、緩候、 御承知御取合肝要候、 此旨以

卯月十六日

伊集院右衞門太夫殿

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一一三六号文書ト同一文書ナルペシ)

尚彼使僧可申達候、恐々謹言

[伯耆氏也]

や、只薩广の旗下に参へきそと思ハレケル、斯思立ヌ 大友方度と打勝けれハ、城の親政身の大事と成ぬるに

レトモ、海陸トモニ隔遠路自由ナラサレハ、商人ノ傳

相良、

阿蘇家敵たるに依て、葦北表の海路風波を不嫌、

陣于釘野・岩牟禮両塁、 亦委而遁

賀守・同氏早左ヱ門等有功焉、塁将東駿河守、

未幾又

一豊後の國大友入道宗麟、『勝目兵右エ門覚書』 出陳の競ひ盡終て浅増かりし消息也、如何成者かシタ モ悉ク打滅シ、生残タル者トモ漸と豊後へ帰り入る、 日向へ大軍差下サルトイヘト

リケシ、落書シテコソ立タリけり、豊後衆ハむくらも(@^)

造寺高信出陳以前より敵ト成ケレハ、筑後・筑前・肥(\*) ちニそ似たりけり土持出て日ニ向ひ死す、薩广衆のふ の哥を讀、悪口謗言シテソ立ニケル、去レハ肥前の龍 ミころは[さ]せる田原殿少も口の聞所なし、其外数と

後人とニ心とニ替りゆく、如此成ハ隈元の城越前守親 政飽田・詫磨・河尻ハ大友家の公領成を蹴あけて知行

セラレケル、宗鱗是を聞玉ひ、然らハ城親政を退治ス(鰐) 友家を候ひケル、國中ノ一揆同心シテ隈元押寄攻戦ふ ヘシトテ、豊後よりも大将を差越れ、肥後口いまた大(@屬)

> 慮し給ふ処ニ、鎌田尾張入道觀西此由ヲ承り、近國 非ス、奥肥後ノ儀なれハ往還輒らし、 いへとも、加勢もナルマシキコト也、 ニシテかくと申入にけり、太守義久聞召、 如何スヘキト思 互ニ約諾を成と 薩广口ニモ

御扶助ヲ被加候ハヽ、先足軽共ヲ差上せ、以後ニおい 大名郡司ケ様に申入事、他國ノ覚外聞宜キ子細なり、

太守一門宗徒の人とを召集、評定ヲソシ玉ヒケル、先 て肥後退治計策ノ其為ニ可然もや候ハんと被申けれハ、

薩广守義乕へ調法し給ふへき由被仰、 @ 参ハ義乕内縁成

ハ先志岐方を繰付、其續きノ〜巣本・神津浦・大矢野

對面シ、自是已来薩广の御旗下とそ被申入ける、依之 雨草嶋中五人ノ人とを繰付れは、出水へ打越へ義乕へ

道觀西ニ田尻荒兵衞尉を相副へ、其外足軽三百余人相 遠路をしのくといへとも、隈本へ仰せらるゝ、鎌田入

類船し、隈本の高橋の津ニソ着レケル、城の親政出合、 具して、見切トシテ隈元ヘノボラル、出水の警固共を

叮嚀ニ賞翫し、世上の体ヲ談合シ、宇都へ申遣れけれ ハ、伯耆の鑑高も軈て御慈ニソ参られける、近國ニハ

武蔵守忠元日向表の出張を差許され、大口へ住番セラ(@陣) に談合して帰宅せられける、 拋 レケル間、 勢日向着陳の折節、 房ハ其比より改名して義照と名乗れケル、 かりき、 誠に忠臣の至り也とそ申けれ、 敵中を武略して舟を乗上せ、 思ヒノ侭ニ難計シテ、今日よ明日よと時刻 大口表江色と念を掛られケレトモ、 自夫次第ニ肥後の通用安 肥州表の夏共具 相良修理亮頼 去~年豊州

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一〇八〇、一一一九号ト同文ナリ) 城差合ひ持せ玉へハ、相良彌敵と成にけり、 を攻落さる、軈柊野の岩牟礼といふ処に城を構へ、

両

肥前龍造寺肥後南之関ニ着陣、

同十三日、隈部ニ寄す、

菱刈・牛屎両院の軍兵三千余騎を催し、朴の河内の城 薩广ニ、依て天正八年五月十三日に、新納忠元計ニて あしくそ見えニける、されとも阿蘇家に一味して未随 ヲ候れける處ニ、豊後陳敗軍となれは、今ハ早、

156

一ふふの川内御せめ之刻、『古物語』

拙齋御くろう被成、

桜川の城

御受取被成候

,本記事ハ「旧記雑録後編一」一一二〇号ト同文ナリ)

一天正八年庚辰、「樺山紹劔自記」 外ニ垣城戸なとも、 大口衆寄と人衆番候つれ共、 相良挌護のほうの川路忍取る、初より、(命之) 夜毎ニ引散す躰にてあふなき時分 懸番不調にて忍なとも付、

157

者を少々差遣候而、 て候之間、敵六ケ敷思ひ成□砌、□▲▽丶□ 敵遠く成行程ニ、 椛山番所にて年を越候間、 此方より野伏をうつミ籠矢を射させ 遠見聞取無由断申付候間、(油) 忠助自身罷渡為得心忰 年の夜水俣城江こミ 次第ニ

矢、十一日、つなきの城ふもとへかくれ居て、簗瀬名 字之者油断して城戸を明出けるを打取、壱人捕候而来

候、 しかた仕候而、先々罷帰候、 如此候而、二月之末ニ、水俣・つなきのあいにて 然処天正九年辛巳四月、

世 日之比、 明》 て無了簡、其故相良水俣を覚悟し、豊福迄持之間通路 赤星殿落城、 是ニ付て隈本之番も難成

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一一四八、一一九五号ト同文ナリ)

先々水俣江御陳可被召之由候で云≧、

難成也、

158

越前守父子三人同心ニ而、商人の傳節之言上を被致、賢入道|要・同十郎太郎・同越中守親政也||一修理太夫義久様を可被奉頼之由を、肥州隈本の郡司で「長谷場越前自記| 肥州隈本の郡司城 [親

間 て、 其つ、きに巣本方・『上野介』 次第ニ兵船取仕立て、 小船波浪を乗り下シて鹿児島ニ参上し、 相良に阿蘇家ハ敵方を致す故、「惟前」 出水警固衆類船之高橋之津に着岸す、 尉同心す、 鎌田尾張入道為見切と肥州隈本へ被登せ、 御通ける間、 御才覚可有と、 聞宜き子細也、 鎌田尾張守入道此由を承り、「政年」 ハ不残御奉公とそ被申上、然者遠島を凌き、 遣して可然もや有んとて、 御 守臣法、 世上の躰を對談し、 門ニ佐多常陸守為御番大将隈本江被登せ、『久政』 船を浮へる計ニ而海上を乗り上 此外ニも薩隅日の足軽衆三百余騎を給て、 如此寄との國中を武略して、 上意之趣畏而承り、 内縁中ニ相續き、 被加御扶助候 神津浦方・大矢野方・雨草方島中「上総介鎮貞」 「尾張守入道紹白」「尾張守入道紹白」中ニ相續き、志木の島方被繰付、「弾正忠入道鱗泉」 薩州・ 近國の大名衆ニ便方を蜜通す、 計籌其為に薩摩守義乕より 肥州之通用ハ安中也、 ハ、、 従他國ケ様ニ言上致事外 芦北表の難海風雨を不 忝之由言上す、 御番衆ニ足軽少と 随而城方ニ出合 御談合事終り 亦ハ忍難渡宛 せ、 田尻荒兵衞 拋一命事 城方に 就夫 川上

> 旬ニ、 三河守 草草野養 を被致、彼等ニ與同す、矢崎の城主中村一太夫・「人道」 是也、 者飫肥之衆を相具て出張す、種」 に秋月種實・同種直并高橋・長野、高良山の八幡坐主『鎮種入道紹選』『三郎左ヱ門惟冬』 大津山之者共ハ龍造寺に一致して、豊後方ニ罷成り、「河内守」 下之功者ニ蜜談し、(∰切) 敵對を仕り、 の城主同名二太夫、 内の宮内ニそ被篭、 知略して、 星野右三人の申状は、「九郎鎮胤」 薩摩出水の米の津湊を出船して、 被申試処ニ、 栗野衆中を同心す、 そ被篭、城越前守父子三人を始として、[親賢]【+郎太郎・越中守】肥州隈本之内高橋の津ニ着岸也、翌日ハ 種との謀略を被廻ける処ニ、筑前の住人 北目ニハ合子蔵人・小代上野守[総イ] 阿蘇家之披官ニ御舟ノ宗運は難渋 『城主甲斐民部 真方ニ山くゞりを被差越、俊長坊 上原長門守・[尚常] 先年於日州豊州之敗北 頃者天正八年庚辰六月上 宮原左近将監 [景 方≥の島中を ハ 地 城

之旨趣を御請付者如何有べきかと御遠慮深重之砌ニ、

其故は海陸共ニ國とを相隔して、

往還ニ不輒處也、

右

妙なれ、 此時ニ報んと両筑州を方便りて、 大海の一 堅固に被送登、 たす砌ニ、各か命を助け被下て、其上ニ肥後の國境迄 からすとて、 滴と人≧被存知也、 雖然敵中三而内證申事共者九牛之一毛欤、 事を左右ニ被寄刻、 外聞実儀之御恩賞、 今境目之手當昨日を廻(時カ) 忠勤を被企志こそ神 新納武蔵守 [忠元] 何に僻ん方そなき、 伊 又

院下野守・鎌田尾張守入道薩摩より打登、佐多常陸守「久治」(『攻年」「寛極」 共に、篭手のくさりをしほりけり、其日の戦死ハ誰 させよと云より地下も境も更りて、知るも知らんも諸(嗄絲) 負の人衆を養生し、又者戦死之人くへを跡能く吊ひ得 乗取て、其侭に翌日者青田之城江押寄て、儀になして 消果し人の命そ哀なる、味方ハ太刀を打勝て、 る日を急と見て有るに、酉の下りの事成れハ、夕烟と 切て出る處を、寄手の兵もの落合て、手柄の程を見せ 萬方よりとき作り、我先ニと詰登り、射付火矢を燃立 薩摩方より数百艘の兵艘を被上せ、此城下ニ漕付て、 矢崎の城へ軍兵を被指向折節に、天之瑞相を被示て、 途之忠貞を可抽事無余儀被申上、依其儀十月十五日、 「孝イ」 「孝イ」 「孝子三人宇都顯高ニ談合を被遂處ニ、彼両四人ハー『親賢』 「城主伯耆守」 川上参州・上原長州其外之諸軍兵ニ戦儀して、城越前「忠智」 「尚常」 「限本城主」 城内之者共を阿蘇家の方ニ送つゝ、三日宇都に留て手 んとて、請つながしつ戦へとも、矢崎の城主ハ切り負 太夫を先として、名字の者共手自妻子を切殺し指殺し、 て及放火時刻也、敵之者共為方なさの余りにや、中村

鹿児島ニ市来備前守・長野民部少輔、

飫肥ニ

方ニして種との武略を廻シケル、斯ル処ニ筑後の住人

郎此外数輩の戦死也、十月廿九日ニハ如隈本諸軍兵陳 上原内蔵助・黒木掃部兵衞尉・貴島源次郎・宮原與四

替を被致云≧、

(本記事ハ『旧記雑録後編一』一一六〇、一一七八号ノ抄ナルベシ)

159

一鎌田入道觀西肥後表の事共具ニ申上らるゝに、「勝目兵右ヱ門覚書」 依之御

蔵人親為・小代上野守隆連・大津山越前守なと、豊後 太夫右衞門尉・青田城主中村二太夫、北表ニハ合子ノ 運一圓に不合就、彼等に与同の輩、矢崎の城主中村市 方へ差越るゝの処に、阿蘇家旗下美船の主甲斐入道宗 内談したりける、山法師俊長坊と云者を繰として、諸 父子三人を始として、執事或功煉の臣共を呼集、 そ入にける、城の親政・息の右京亮久基・二男の親基 して、隈本の内髙橋之津ニそ著ニける、翌日城の館に 中旬ニ、出水米の津より出船し、方々の嶋傳ひを智略 原左近将監飫肥衆相具し、番手として同八年丁辰六月(タト) として、川上三河守栗野衆を相具す、上原長門守・宮 評定被成ける、評定事早て、 一家ニ佐多常陸守を大将

160

一天正八年辰十月十五日に矢崎の城に押寄云~、「仝」

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一一六一号ト同文ナリ)

弘へ斯と申されけれハ、此人/~ハ一途に一抽忠節志(@ロ) とて、新納武蔵守・伊集院下野守・鎌田入道觀西隈元 弱の至り也とそ申ける、然に今境目の一行不可移時日 出来なんとて喜ひ敢る計也、更らハ敵方の物沙汰に、 を以謝を以、此節御恩を報んとて、筑後・筑前を方便せん れける 塞き、阿蘇家一味の者ニて候程ニ、御企可然とそ申さ 非違儀、殊ニ矢崎・青田・鴻浦ハ宇都・隈元の通路を 親政・息ノ久基・親基、宇都ノ主伯耆鑑高、舎弟の鑑 合、諸軍衆に談合して矢崎を可攻にそ定りける、城の 六ケ國の敵中ニ薩广の軍兵立たるハ大海の一滴カ、尪 企忠勤志こそ神妙也、左様の躰なれハ、次第ニ御慈も 鎭方、此等之人と申されけるハ、先年於日州の御恩何 種直、高良山の執行良觀、草野将監鑑員・星野長門守 に秋月筑前守種実・息ノ二郎種長・同舎弟ノ高橋九郎 へ打上り、佐多常陸守・川上三河守・上原長門守に取

> し、あハれを催さぬ人ハなし、同廿九日にハ、諸軍皆 人くへの消息を、旅人も地下も知らんも諸共に涙を流 受取、字都へ三日逗留し、手負トモヲ休しに、矢崎の 請て下城し、阿蘇方へそ行ニける、即青田・鴻浦をも

命夕の煙と消果し、其有様そあハれ也、薩广方ハ打勝 矢崎の城遂ニ攻破られ、皆悉く打死す、武士の憤軽

としさ申計なし、其翌日青田の城へ押寄れハ、和議を て、已に其日も酉の刻ニ成けれハ、皆宿所ニ打帰る由

161

(本記事ハ「旧記雑録後編一」 一一八〇号ノ抄ナルベシ)

れ、青田・鴻の浦三百町の所を伯耆鑑高ニソ遣ハさる、 **〜隈本のことく引れける、其後軈て薩广より仰上せら** 

一同十一月廿三日に、軍勢を二手に分て奥肥後合子表へ「全」 を先として、大津山越前守四千余騎を引卒し、挙煙塵 打出、窪田千町を放火して引退れける処に、合子カ勢

同に攻掛て相戦ふ、其中に伊集院下野守と名乗て太刀 掛レハ争カ忍フヘキ、已敗軍スル処ニ、薩广の軍兵一 郎等ニ平川か一黨三百計ニて引ヘタル処ヲ、大勢切て をて馳来る、互ニ矢師はけしく射合ける処ニ、親政の

順風に帆を揚ケ、大小三百余艘の兵舟を一度ニ颯と駈 門守・村田右衞門尉其外菱刈大膳亮・長谷場兵部少輔 是天の道也と、疾と立や人ととて、同十四日の早天に、 ひも是ニハ過しとそ申ける、扨こそ名とけて功成てハ ノ\上下見物して、薩广衆の行粧如何成天魔鬼神の勢 に隈元を立、河尻へそ下られける、 元へそ引れける、斯て月日も過行は、同十二月十三日 三十余人なり、其外切捨ハ知さる也、各高名究つ、隈 合子の大将に大津山越前守を始として、討取の頸数百 打出らるれハ、諸所の軍兵我不劣とかけ入攻戦へハ、 口の勢を相具して、不復と打て入、大将佐多常陸守モ そ見得ニける、續く兵に新納武蔵守・息の刑部太輔大 中を蹴立て、縦横に掛分て出られける風情、無比類こ ニハ比志島宮内少輔市来の勢を相具して、敵数百騎か 權介・山法師大乗坊以下各軍労殊なり、又片表の一口 坂蔵人・落合豊後介・井尻主税助・福崎新三郎・ 宮原越中守・寺師刑部左衞門尉・上原勘解由兵衞・白 髙名をそせられける、肝付弾正・川上三河守・上原長 宇都・隈元の人 曾木

人共、其外数十人の人とを請シ入、御賞翫とそ聞えけ計なし、いて祝申さんとて、次日ハ出水の城へ宗徒の義乕此由聞召て、太守果報威美敷御坐、各の御軍労申出せハ、一夜をこめて出水の浦米之津にそ着ニける、

始をせられける、面に疵を受、太刀の下に敵を打取て

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一一八一、一一八二号ト同文ナリ)

る

162

院下野守と名乗て太刀始そ被成ける、則敵を被討取、院下野守と名乗で太刀始そ被成ける、則敵を被討取、古、如雲震懸来る、矢師嚴敷いからみて、打物取でして、如雲震懸来る、矢師嚴敷いからみて、打物取でして、如雲震懸来る、矢師嚴敷いからみて、打物取でして、如雲震懸来る、矢師嚴敷いからみて、打物取でして、如雲震懸来る、矢師嚴敷いからみて、打物取でして、如雲震懸来る、矢師嚴敷いからみて、打物取でして、如雲震懸来る、矢師嚴敷いからみて、打物取で、長谷場越前自記」

蔵人・福崎新三郎・井尻主税助・曾木權助・大乗坊軍膳・長谷場兵部少輔・宮原越中守・落合豊後守・白坂

門尉・上原勘解由兵衞尉・寺師刑部左衞門尉・菱刈大

面に切疵を得させつゝ、難儀至極之処也、懸りける刻

川上三河守・肝付弾正忠・上原長門守・村田右衞

に、

ち申候、比者天正九年八月吉日、

丸田休右衞門年拾六、

敵討申候数三拾六人討取申候

也 を始として、討取る敵頸数者百卅余人なり、此外に切 中同心す、此時の大将者佐多常陸守被討出、其外諸所 労を仕る、又一表請取て致手柄兵者、比志島宮内少輔 之軍兵我先ニと懸け付て、合子方の大将ニ大津越前守 馬武者ニ而、 相續く兵ものニ新納武蔵守・同刑部太輔、 敵数百騎を懸け崩さる、市来衆中も同心 大口衆

(本配事ハ「旧記雑録後編一」一一八九号ト同文ナリ)

而勝吐氣被作、鎌田尾張入道之扨も由々敷出立者、唐「マン」

り捨者数不知、各高名を致し宛隈本へ打帰り、

町口ニ

や張良の上古戦場の有様もかくやとおもひ知られけり

163

一矢崎の御ちんにて拙齋御てから被遊候ハ、中書の相し「古物語」 被成候哉、さあ/\御いそきと申上候、其時拙齋よこ いり被成候而、ゑいさあく~にて御登被成候故、 の相しるしハ城に登申候、 るし敵より取申候、其時丸田休右衞門被申候者、 拙齋何とておそく御か、り 城お 中書

去、皆共御領ニ為相成由御座候

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一二三六号ト同文ナリ)

と此方之隙を相窺居候場所ニ御座候間、嫡子忠堯并甲一天正八辰五月、肥後相良領寶川内城者大口致憐接、兼「勲功記」

164

城打捨退去仕、其勢ひに柊野城も攻取、岩牟禮城も捨 人討取、蒙深疵いつれも相働候故、城之主将東某も右 中を召列出陳、野伏之手ニ罷在、重賢等分捕ニ而敵三 者討死仕、此時伊地知重康茂其子小次郎重賢与平泉衆 忠堯同伴にて城中ニ攻入、忠堯一番に鑓を合、又次郎 部を案内として進発仕、其折御使平田又次郎到着有之、 貫明様江成行申上、同十五日、忠元本村十助・園田掃 平日忍申付置、菱刈・牛屎之人衆ニ而可攻取手段見立、 水金右衞門・山下伊賀・山下早左衞門・有村隼人等ニ

とも、入道一要、同國飽田・託摩・河尻邊迄掠領候處 同年六月、是より以前、 為仕度、松原式部左衞門与申者ニ而吉田洞庵迄申遣; 町便を以此御方江御加勢頼上越ニ付、 大友宗麟軍衆を隈本ニ遣、 肥後隈本城主城越前守親賢 海陸取塞、 忠元等彼を降伏 隈本難儀ニ付、

洞庵より一要江申含、納得仕候ニ付 元并鎌田寛栖・伊集院抱節等江被仰付、隈本江差入、 致敵對、其餘一要抔ハ弥御奉公仕候ニ付、同十月、 人氣之向背被聞合申候處、相良義陽与阿蘇惟前之黨猶 要并息男十郎太郎石京亮・越中守等ニ面談之上、老 先見切として鎌田寛栖ニ人衆三百餘差添隈本江被遺、 貫明様江申上、 忠

立候處、城兵必死ニ防出、忠元為乗塵取近く忍付候者 此等之人衆ニ而同十五日、矢崎城を攻囲、火を掛ケ燒 宗運方ニ而與黨為仕矢崎城を攻べく与吟味之折柄、 要等之取成ニ而、宇都城主伯耆伯耆守顯孝茂御味方仕、 臣共ニ茂聞合、其比阿蘇之旗下三船城主甲斐民部入道

志城主合子蔵人親重等大友方ニ而敵對仕候處、同十一 翌日又網田城ニ押寄攻囲、是ハ城主中村二太夫和降を 討取、いつれも粉骨相働候故、城主中村一太夫自殺仕、 阿蘇家之様ニ立退、両城共御領相成、然處同國合

有之、丸田久右衞門討取之、其外二茂久右衞門敵五人

隈本引取、於町口勝吐氣取行ひ、同十二月、いつれも 抱節者役人大津源左衞門与申者を討取、左候而、 忠元・忠堯大口之軍衆ニ加下知、其餘之大将佐多氏等 いつれも相働、右之越前守以下百三拾餘人討取、 皆如 就中

開陳ニ而為罷帰由御座候

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一一四二号ト同文ナリ)

165 ○ 諸地頭 天正八年水俣御陣賦

大口 清武 「此間十四五人略ス」 伊集院美作守 「久宜」

新納武蔵守 [忠元]

新納治部少輔 猿渡掃部介

尾 【後備後守】 伊地知民部少輔

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一一四三号文書ト同一文書ナルベシ) 梅北宮内左衞門尉湯之尾 【後備後守】 【国兼】

一天正九年辛巳八月上旬の比、義久仰せ出されけるは、[勝目兵右衞門覺書] か の相良義照其古を聞にも薩广の質と成者也、近年北

166

千計ニ而追駈、三百計集居候隈本勢ニ討掛及敗走候間 千町致放火引返折柄、合子方之大将大津山越前守等四 月、忠元・抱節等何れも軍衆を引列彼表江討入、窪田

運命傾きけるかとそ申ける、去程に同九年八月十八日 烈戦ひける間、出水、及難儀引退れける程ニ、前川之興\* 原周防介其外宗徒の究竟の者共をそ込られける、相良 八代之奉行東左京亮・蓑田信濃守・高橋駿河守・宮之 れける、相良此由を聞よりも、犬童美作守・息ノ軍七、 去程ニ太守義久三州の大軍を引卒し、着陳之由仰出さ 慈の兵落合て、漸々手負を迎取、陳中ニそ引入ける、 渡瀬に追着合戦し、即出羽守・左馬允をそ討取ける、 を相具て、水俣城麓に差掛ル之処に、城中より出合、 其翌日、出水衆一家ニ出羽守実忠・切通左馬允足軽共 見少く申受、先陳として横川平に陳をそとられける、 **乕陳場を見せらるへきの由仰せらる、鹿児島より為檢** 然ハ早速其調法すへきニそ定りけり、境目なれハ先義 ふて叶ましと宣へハ、一門宗徒の人と、御意尤の至也 掛られし事、何より吴様の次第也、此節七浦江自身向 所として加勢したりとも不悪、剰へ眞幸・菱刈玒心を に三年の軍労沙汰の限りなく、又大友下向の折節も隣 んとするにも大口に大軍を▽⑩入置薩广を△防く、 故

> 衞門太夫歳久・右馬頭幸久・図書頭忠長・豊後守久親、 無門太夫歳久・右馬頭幸久・図書頭忠長・豊後守久親、 三州の軍勢都合五萬三千余騎、出水陳と申ハ薩广 明を居られ、二萬三千余騎ニて堅らる、銭かめか尾と 申所ニハ兵庫頭忠平一萬七千餘騎、出水陳と申ハ薩广 守義乕一万三千餘騎ニて堅らる、去ハ陳を取て水俣の 体を見給へハ、熊の牟礼と軽石か尾を陳ニ取給へハ、 位を見給へハ、熊の牟礼と軽石か尾を陳ニ取給へハ、 のなき・湯の浦の通路を塞く所也、然ハ陳を取て水俣の 以景か尾を差棄て出水陳ニ御坐を移されける、銭亀か 八景か尾を差棄て出水陳ニ御坐を移されける、銭亀か 八景か尾を差棄て出水陳ニ御坐を移されける、銭亀か 八景か尾を差棄て出水陳ニ御坐を移されける、銭亀か 八景か尾を差棄て出水陳ニ御坐を移されける、銭亀か 八景か尾を差棄て出水陳ニ御坐を移されける、銭亀か 八景か尾を差棄て出水陳ニ御坐を移されける、銭亀か

原を追伐せんとせし時も後矢を仕り、又菱刈を退治せ

を結廻シ、仕寄物見を作り掛ケ、大鉄放を打込入、本陳ヲ取囲ミ、堅く守護しける、去間城江攻寄せ間の垣渡越中守以下宗徒の侍数百人、其外三州の大名郡司御常陸守・伊集院下野守・同名肥前守・同名美作守・猿

徒の勇士数百人の人と、軽石か尾の陳ニハ中務太輔家相従ニハ新納武蔵守・肝付弾正忠・山田越前守以下宗

相従河上上野守・椛山安藝守・大野治部太輔・桂

る処ニ、陳中より發句をして相良か方へそ送りける、 とも如何すへきやうなくして、一日二日と日を送りけ 人く〜切廻と成けれは、遁かたくそおもひける、され して、焱しく煙摩天ニ挙れハ闇かとそ疑ハる、城中の 陳を始として、諸陳一同ニ吐氣を動と作れハ天地震動 おちて皆又秋風の木葉かな 薩摩方より

眞砂路をとひ立雁の峯こえて よせてハしつむ浦浪の月 薩广方より 相良方より

そ人の吴根も出来、又後の嘲共成もの也とて、其日よ 送り返しける、第三の句を新納武蔵守又讀て送りたり りけるに、相良方に奥越前守と申人脇句をして陳中ニ 鹿児島の住人に瀧聞美作守と云人發句をして城中立送 如何なる人の仕つらんと申に、後傳へて人の申けるハ、 しを、相良方功有人/〜是を聞て、ケ様の事ニ付てこ

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一二三一、一二三二号ノ抄ナルベシ)

り此を止ニけり云~、

167

一去程に水俣を取巻、晝夜無隙攻ける間、城内之人へ「全」

ハ篭中鳥、網中の魚のことくにして遁へき方もなし、

体を見られけれハ、大軍ニして其勢夥敷おほきを見て、 き寄、いかにもして一陳攻破らんとおもひ、薩广陳の 不及其儀ニも力尽て思ハれけるか、自夫和談して篭城 八代の宗徒の者とも皆篭たれは、相良の義照佐敷へ續

瀬迄五ケ所を去、改前非を、自今已後御旗下下ニ属す 者を助んとおもひ、水俣・津那木・湯浦・佐敷・一野

和儀可然の通り仰らる、相良喜ひ果して御慈ニ参られ へしと偏ニ被侘ノ間、前科を差棄られ、吴根不残疾ニ

り、誠人〜忝次第也、自今已後ハ無二の奉公可仕之間 の家之字久・忠之間可被名乗之由被仰、深水三河守承 ける、其時義照の嫡子佐敷へ差出し被加冠、義久島津

忠節の忠の字をと望申され、四郎太郎忠房と名乗ける、

侵病早世なるか故ニ舎弟四郎二郎連續す、今の宮内少

輔是也云≧、

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一二三二号ノ抄ナルベシ)

168

一天正九年八月十七日、肥州之内芦北表水俣と云へる在「長谷場越前自記」 使少と被申請る、よ、かわびらニ御陣取を被成けり、 城を可被攻、其為ニ先勢ニ薩广守義乕鹿児島衆を為見

の方ニ遣せは、 が尾ニ熊之牟礼・軽石か尾にあいの垣つもり番ニ打續 め成て、大鉄炮を被討せ、御本陳より始まれば、 積悪余災と見得来る、間の垣迄被結せ、夜詰日詰ニ攻 を始として究竟之者共ハ篭城ス、相良之運命傾けは、 ける処ニ、肥州八代の住人ニ蓑田信濃守・高橋駿河守 上野守、此外宗徒の軍兵を弐万余騎ニて被堅メ、懸り メ、又軽石か尾の御陳ニは中務太輔家久、相并て川上 様三萬余騎之御太将ニて被堅メ、又熊之牟礼の御陳ニ て御乗陳を被成けり、然者八景か尾の御陳ニハ 同廿日ニハ、御太将義久様薩隅日の大軍衆を如山引卒 もの落合て、手負の人≥迎取り、陳中ニ被討帰て、 迄責付て合戦し、太刀下ニ右両人被討取者、 ハ左衞門督年久、相ならんて右馬頭弐萬余騎ニ而被固 戦仕り及難儀ける間、出水衆ハ引退く刻ニ前河の渡瀬 天地も震動夥敷、煙も厚く立渡り、闇かと思ふ氣 其時ニ城内衆肝魂をくらまかし、山潜りて求摩 相良義日は迷惑して御侘を被申上て、 味方の兵 義弘 扨

> けれ、 足不去ニ合戦し、其場 切をせし故ニ、雖致手柄、義日の手勢ハ無人成り、 も世に不立、御舟の猛勢打出て、隈之庄衆ニ取合て後 放火させ退んとせしか共、旣ニ運命極りて相良の小家 御舟と隈之庄の境目に岩下町を破却して、 相良方ハ對阿蘇家為手切弓箭を被致、高佐・堅志田 別泪に沈ミ宛袖をひたす計也、故ニ御高恩を報ん為、 を被助、 預御赦免者あいの垣をひらかせて、 を被遣、せびかぎを請取られ、八代衆地下共ニ在~所 浦・津奈きの城合せて三城捧らる、 とニ送付け、安堵之思ひニ住す也、於爰忝く奉存知' 同九月廿日ニハ、城受取として比志島宮内少輔 御恩賞を忝奉存知、其御禮として佐敷・湯之 」則戦死を被遂、 和平ここそハ成ニ 致篭城人≧の一命 為恩社哀な 河のほりを

具して城麓に被差寄処ニ、無程城衆出合て、きび敷坊 <sup>(@b)</sup>

此日出水衆に切通左馬允、

薩州一家ニ出羽守足軽を相

の通用者海陸共安中也、扨又義日の子息衆ハ此年月住を不移掛續き、萬方の境目迄も計籌して、宇都・隈本年衣更着上旬に薩摩方へ御注進被申上、内手之軍勢時両院の軍兵を引卒して肥州八代江被立篭、比者天正十

御番兵を被申請處ニ、菱刈者近方とて、

新納武蔵守者

れ、忠ニ進む侍之一枕ニ不残討死仕る、就夫八代より

广・八代衆ニさつま衆を被相添、亦日州衆も少人数在 為ニとて、花が山と云へる御城を被取せ、移衆少く被 指置、城主者木脇刑部左衞門ニ被仰付て、入番衆ハ求 成けり、如此子細ニより、小野・守山と松橋・小川之 馴し代≥の在宅を名残惜しくも立別、求广ニ越ツ山被

(本記事ハ「旧記雑録後編一」 一二三四、一二六四号ノ抄ナルベシ)

誓、罸いかてかなかるへき、倡や一師せんと打て出る

番也云∼、

169

一水俣御ちん之刻、薩广より城を御受取被成候ハ此城ニ「古物語」 数過分ニたすかり申候、今迄も其咄折と有之候 然処ニ刑部太夫殿はりをきりおこし被成候而、此方人 仕候馬場名字之人、其はりをこゑ、則せんし被申候、 而御座候と敵よりはりをうめ申候、其時市山ニ居中被(@タタ)

(本記事ハ「旧記雑録後編一」 一二三五号ト同文ナリ)

170

一薩广の人と義照慈に参といへとも、其奥意の程いかな「勝目兵右ヱ門覺書」 高佐・堅志田表に打て出、東左京亮を始深見・犬童(@\*) 軍して、薩广の人との晴闇意とて、其年の十二月三日、 らんと疑しく申合り、義照聞之出、去らハ對阿蘇家一

> 利なる処ニ、美船主甲斐の入道宗運、人ハ左ハなきも 其邊を放火□堅志田の麓を破り相戦ふ、大方相良方勝(嘔じ) 阿蘇家ニ弓を被引事何より以いこんなり、天の道未違 のそ、日来一味同心の誓書を申かハせしに変盟、今日 志田・美船の境目ニ岩下町と云処を破却して敵数打取、 蓑田・高橋・宮之原を先として、其勢五千計打て、堅

外之もの共ハ漸と八代に引帰る、哀れなる消息也、如 出、慕覆て混打ニ、皆悉く討取れハ、義照も頓て討死 児や法師、或老たる者共相集て酒宴してそ居れける、 打死したりけり、自夫志有侍共ハ思くへに打死す、其 し給へり、左京亮是を聞て、今ハ何をか可護とて、 宗運尾影よりよせ来をおもひも不寄、吐と時を作て翔 折節、義照ハ一師得利心安、遙後ひゞきの原と云所へ、 即

近方なれハ、新納武蔵守菱刈・牛屎両院の勢を引卒し 大膳亮と申ハ、前津奈木の地頭ニて有けるか、義照不 て八代江打入らる、漸八代静りぬ、然處に義照弟相良 へん方そなし、仍て自八代薩广へ番兵を申請らるゝ、 此なれハ、相良領分三郡足浮騒きあへる事、何にたと

右通ニ而、

快して八代の谷山へ押篭られて御座ける、 前に谷山を迯去、 隅州眞幸へ打越、 兵庫頭を頼ミお 義照戦死以

(本記事ハ「旧記雑録後編一」一二五二、一二五四号ノ抄ナルベシ)

しける云≥

171 一天正九巳八月、「勲功記」 相良義陽此前二者北原被為退治候節致

後詰、

又菱刈被為攻砌茂加勢を遣し、又耳川御出陣之

留主ニ者大口を伺ひ、

由ニ付、 芦北邊陸路之相談茂許容無之、旁御懇:思召、 此節又隈本等之番手共舟路不自

貫明樣初上、御兄弟樣三州大軍被召列御攻伐被

172

此月

H 御出馬、大口小川内巧ヶ尾ニ暫御陣所被相建、 遊、 同十七日、先陳芦北ニ打入、同十八日、 同十九 貫明様

おちて皆又秋風の木の葉哉 瀧聞美に「イニ秋風に皆又落る」、 鏖广方で戦功相励候、寄手者城中連哥之贈答有之、 而大口人衆召列、先陣 先勢を以水俣城被為取囲、其節忠元茂御談合衆ニ 中書家久様御手ニ付罷立、 瀧聞美作守 H

眞砂地をとひ立雁の峯越て よせてハ沈む浦波の月 其後者城中より句茂不得仕由 新納武蔵守忠三 奥越前守 相良方、吴ニ奥野共

元

蔵、よせてハ沈む浦波の月、宗雲、と相見得、且水俣の城主も名字失-此事他國-茂申傳へ聞曹仕候者も有之、秋風に皆又落る木之葉哉、武

左候而、 相見得申候間、三卅之甲斐宗運5聞誤為申ニ可有御座候」念、入道して宗雲5為申由書記候得共、勝目聞書に右之通 津奈木城・湯浦城・佐敷城・市之瀬迄五ヶ所進上ニ而 義陽城中之難儀を見兼、 芦北七浦之内水俣城

明様被為逢、 同廿日、 致和降度、 囲も被為解、 息男四郎太郎等兄弟を人質ニ差出被相 此時勝吐氣之儀者忠堯与川田駿河守義朗 同廿六日、 義陽佐敷江参謁

貫

「本記事ハ「旧記雑録後編一」 一二二七号ト同文ナリ) に被仰付、 為相勉由御座候

肥後ほうの川内城忍候事、 其後壬午ノ年、肥後ひゝらの城忍ニ三城衆伊地知丹後『天正十』(B平) 守殿・逆瀬川豊前殿、大口衆薗田丹波殿・有村隼人佑「重政」 有村隼人正御奉公仕候條≿ 庚辰之年十月、「天正八」

一乙酉ノ年閏八月十一日より同十三日迄、阿蘇家被召[天正十三] 此人数忍ニ而、 納武州肥後三舟之地頭ニ而候、後分別を以又豊後へか らくりを入られ候、 |然ニ同年十二月、豊後よりからくりを入候、 同十二月十日ニ被召取候事 其同時野尻殿を御からくりニ、 其時新

納四郎左衞門殿・有村隼人佑両人被遣候、然者野尻殿『慶雲也』

「世」 無何事被□取候而、其正月十三日ニ、高森と申城をか無何事被□取候而、其正月十三日ニ、高森と申城をか無何事被□取候而、其正月十三日ニ、高森と申城をかまでは、野兄殿親類衆を人質ニ取、

らくり被召落候事、

其後六月、豊後入田殿薩摩方と被申候へとも、眞実不「天正十四年」 相知候間手形可被出之由、其使隼人被遺候、同手形之[忠正]

同年十月廿日ニ、豊州へ此方より被成御打入候、 檢者平田豊前守殿・濱田民部左衞門殿被参候事、[宗祇] [經重] 其前

候、其談合ニ隼人被遣、豊後入之様子談合申究候事、 豊後入田殿之使吉良甲斐、志賀殿使大塚右馬助出合

豊後へ被召入候舟か城を隼人佑見切候て詰取候、其時 城数四五ヶ所御手ニ参候事、

豊州房かはたと申城を隼人からくり取□大口衆卅六人 田殿・紫村殿・山元殿・池田殿者隼人へ付通戦死被申(マトン) 被召付、隼人へ城主被仰付御番勤申候、然處地下衆心 替申候故、上下十八人戦死被申候、右付衆之内四人内 其名字に今大口衆中ニ而相續跡式有之候事、

付被差上候留也、 惟新様より隼人御奉公之條々、任御尋書 但御取次本田源右衞門殿

慶長十八年

正月廿四日

有村隼人

「家蔵」

173

鬼神太夫之刀三尺余 丸田休右衛門

初仕候者へ、右刀 右者、庄内合戦之時武蔵殿より被仰出候ハ、今日太刀 但武蔵殿より拜領 龍伯様より御拜領之御腰物ニて候

矢崎合戦之時、敵七人追掛候付、 右休右衞門鑓ニ而五

早速被下候、

可被下之旨被仰出候、

則其日休右衞門敵弐人打取候故

取掛り、則打死之躰ニ而候故、 候故、武蔵殿へ三人之死骸取掛、自分も弐人之死骸を 取ニ敵忍付候を休右衞門打留候、 人仕留候ニ付、弐人ハ迯走由候、 大勢掛通候、依之其後 又武蔵殿被召候ちり 然處敵大勢追掛ケ参

○大閣様 はなのあたりを松虫そせゝる

武蔵殿御本陣へ御帰被遊候

武蔵殿

佐敷江其聞得有之、致用心ニ付、心能難責落、家来馬場 肥後佐敷之城御賣之時、忠元大口より人数差向申之由

致承知候間、

右之通申傳罷在候趣口達相添、三月十七日、

175

覚

武蔵殿使僧ニ全昌と申曹洞宗僧相勤被申候、 武蔵殿へ御奉公之内、休右衞門一手ニ軍排ニ逢候敵卅 木氏にて、武勇之志 ※ × 、常ニ黒馬立置被申候、 御座條 六人仕候由、短尺之裏ニ有之、于今挌護仕候 右者、曾木天道川ニて 大閣様へ武蔵殿御見得之時○ 大閣様より稲荷をすへたる甲一刎拜領被遊之由候、 ハ大口千足町寶勝院ニ而候、 俗姓佐≿

居所

上ひけをちんちろりんとひねり上

174 | 天正九年|| |『正文在大口郷| |『正文在大口郷| 廿一日ニひ物細工の白米二升二合 飯之米之つかいはらの分

又地頭申飯之米三升にて候、 前後之行爰に略ス、 人数上下十二人、

右者、 ニ付、 發起御糺被仰渡候、右御用見合相成申候由、 小松帯刀殿より関狩之次第拙者方江相知居申候由 直二

之号難取止候之故、大口・羽月・山野三ヶ所打寄、正二 之由、其時答候ハ、成程罷通候、大口ニ而ハ関狩と申而 責落之支度いたし、人数揃有之由ニ相聞得候、薩州より 走左衞門江申含、往来之旅人ニ取仕立、佐敷罷通らせ候 迄之内ニ相見得申候、究而年簡書記無之候、右答之趣 相答候、其時佐敷方案ニ落、用心之心掛相やミ候儀を相 狩集之勢揃ハ有之由ニ承候、 罷通候旅人と相見得候、右通之次第見掛不申哉と申たる 急ニ責入申候故、其節致落城候、天正八年より十年 彼表ニ而走左衞門へ尋候ハ、大口之新納武蔵当城を 軍陳之勢揃ニてハ無之候と

月之間ニ年々致狩立、其首尾山奉行江申出来候与申傳候 但天正九年辛巳九月廿日、 書記差遣申候 水俣之城御手ニ入、 新納内蔵(久優)

175の1

此上御用ニ候ハヽ 直ニ差遣申候、 尚又大口ハ委細相知罷居可申と相考申候、 中越、 何分可申出旨茂申達置候、 以後

罷立、

筑後罷帰申候処、

小川内上場時佛之邊ニ而武蔵

儀者其通可致与有之、其通彼方落着被致候ニ付、

為見合記置候事、 (安永五年)

被聞召付、丸田利兵衞より五代之先祖丸田筑後江御使 内銭龜ケ尾へ用意被成、籠城有之候由、其旨を武蔵様 様菱刈七ヶ外城衆中并中宿町百姓被召列、御用意被成 佐敷江被為居候處、 小川内浦御旧式之御関狩相始候者、 ニ敵勢を被向候由、 候一儀、佐敷地頭風聞ニ被聞召付、武蔵殿手勢佐敷城 武蔵様大口江居地頭之節、肥後國芦北郡七ヶ外城地頭 然者用心と有之、肥後國津奈木之 彼城御せめ被成御用意ニ而、 慶長拾四年、 武蔵 新納

御座候、以上、 外城不罷登段、何比より相廻候哉相知不申候、右申傳 衆中二男三男并中宿町百姓共御狩ニ罷登候由、 数ニ而持月浦御関狩為被成之由候、古者菱刈七ケ外城 則時ニ落城之由、早速御帰被成候節、 時相果申候由、左候而、 様肥後之内百間ヶ尾江勢揃為被成之由候、然處肥後勢 古キ書留等者無之、 之段、丸田仁左衞門祖父丸田休右衞門より申傳置候、 謂以例年御旧例之御関狩有之由侯、然共菱刈之内四ケ 勢之内馬場走左衞門と申者右針を不思こへ申候処、 より、 様出陳ニ参合、其首尾申上候処、 前以百間ケ尾江はりをうめ置候由、 武蔵殿勢揃ハ百間ケ尾江可有之与敵陳方より相 唯只口達ニ而申傳置候付、 無紛御取合ニ付、右銭龜ヶ尾 則御氣悦ニ而、 御帰品ニ右惣人 然處ニ武蔵様 今以右 如斯ニ 武蔵

享保九年辰閏四月廿五日 丸田利兵衞 事此節、新納武蔵より敵勢を茂被向候由を被聞召付、 被仰付候者、武蔵様より樽肴御持せ被成意趣者、

各御

其御用意ニ而彼之銭龜ケ尾江籠城被成候由、其儀者少

176の1 右者、 爰元小川内御関狩何比より相始候哉、

承届申上候

於其

而申達候得者、 申事ニ御座候、

扨ハ左様成御用意ニ而御座候哉、 何れ茂下城可被成旨、筑後より口達ニ 茂左様成儀ニ而者無御座候、

當年より持月浦関狩相始

其場

尤所役所 n 茂尋方任候得共、寛永十一年以前之儀者火事 之時分之比相始為申筈と奉存候得共、外ニ承付不申候、 以申上候、私相考申儀者、年号慶長拾四年、前天正年号 不申候、然者亡丸田利兵衞申傳之儀を被留置候儀、写を 様ニ被仰遣置候ニ付、段と承合申候得共、究而之儀相知

可被下候、以上、 ニ焼失仕申候ニ付、 安永五年」 相知不申候、此旨申上候間、

新納勘七郎

竹村喜之助殿

城主ハ入道して名字失念宗雲籠城いたされ、寄手薩广 九州の内筑前國か肥前國かにミなまたといふ城有よし、

178

177

かたより矢文にて發句つかハし候

侍二色武蔵かの城にむかひ責たゝかふうちに、むさし

秋風にミなまた落る木の葉哉

宗雲

武蔵

よせてはしつむ浦波の月

つまり候ハんまゝ、陣中へ御出なされ、一會興行仕た ニ、又≥武蔵かたより、なかく〜の御籠城にて御氣も 如此脅をいたされ、城中より矢文の返しいたされ候処

> 典 心もすなほにやさしき事、義理のつまりたる事也 く候よし、かさねて箭文を以申されし所ニ、宗雲敵陣 去仁かたられしまゝ書付侍り、誠名将たらむ人は 百韵いたされしよし、いまにかの國の内にあるよ

※ (行間

被仰上

『此古書付、礒永孫四郎と申人、暦学稽古ニ付京都へ在京中に 見出し被持下候を見候而、本書の通に寫置也、書手名不相知

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一二二八号文書ト同一文書ナルベシ) 此通ニ而候事、宝暦己卯閏七月十日』

肥刕合志合戦之時、伊集院下野守殿大津源左衞門尉御 右六右衞門を討取〈候処ニ、新納武蔵守殿・圖書頭殿院気利) 討取候処ニ、源左衞門弟六右衞門掛付参候ニ付、 より之御状寫、 新四覚悟仕候故、 左ニ相記申候 越伊集

(本文書ハ「旧記雑録後編一」 一一六七・一二二九号ト同文ナリ)

178の1

以上

野守与大津源左衞門尉一戦、大勢寄来候敵を追拂、 態飛脚を以申越候、仍此度肥刕於合志ニ、伊集院下

其上大津六右衞門尉討取被成候故、下野守危キ命を

被助候、 則達 上聞ニ、 御褒美別紙二而御給被成候

仍状如件、

八月廿二日

新納武蔵守 在判

(島津忠長)

在判

180 「真本家蔵」

新納武蔵守

(本文書ハ「旧記雑録後編一」 一二三三号文書トホボ同文ナルベシ)

星野九郎殿

如仰連々雖可申承候、立柄就不自由、無音罷過候、

誠

儀、無残所屬御所勘候、千勝萬勢候、就此等之儀、太 所存之外候処、預御懇問候、本望此事候、仍肥州表之

筑後表之儀、御談合最中候之処、豊陣敗北之由候、尤 刀一腰并百疋被懸御意候、御丁寧之至吉悦至極候、

以御賢慮貞心之御覚悟専一候、委細猶御使者申治候条.

目出候、弥諸口御静謐不可有程存候、雖無申迄候、

星野九郎殿 星野九郎殿

430

九月盡

露をはにつなきと、むる草もなし

けふハ秋別行ともよしさらは

物いひかはせ忘形見に

伊集院新介殿(5月)

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一一六八・一二三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

17 【在正本村田清右衞門家小掛物】

| 天正十年八月廿五日青木天神法樂 かよふ野の萩や小鹿の思草

**て**忠

天正九七諏方法樂に、

みるめをもかり鳴秋の海へ哉

同於陳中ニさしむきのつなきと云城〈敵城をミて、@ノ

同秋芦北於陳中、

▽⑪忠元△

不能詳候、恐々謹言

立ましる松も一しほの花野かな

九月廿六日

▼圓新納武蔵守△ (花押)』、

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一二四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

〇以上

181

殿より被申候哉、可相帰之由被仰付候、去々年通ニ皆御書面令拜見候、仍芦北表之退、百姓為被召帰、加藤

>帰申候、残而罷居候之者、於彼方角不忠仕たる者ニ

用ニ不罷立候共、境目ニ罷居候役ニ被成御尋度候、無角≻迄も細ニ書記申候事不審候、如此之儀者、當時御出家なと迄も百姓と申候て日記ニ書乗候、ケ様ニ内之て候、縦爰元ニて被討果候共、罷帰間敷由申候、殊更

走者共候条、互之儀ニ侯者御談合可申之旨申切候間、共可相帰候、大口表へ数年雖被申候、此方より無余儀其儀御返事被遊候、乍恐不致合点候、併以糺明壱人成

へ相尋申候て、一人成共可帰申候、為御納得候、恐惶候、被聞召合、同前ニ申度候、何篇境目之儀頼申候仁於其地被申候之覽、惣而出水へ子有、大口へ親有者共

新武入

為舟 (花押)

正月廿六日

圖書入道殿 椛山權左衞門尉殿

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一二六五号文書ト同一文書ナルベシ)

御家古伝秘考

御家古傳秘考

(中表紙)

御家古傳秘考全

1 「續世継目録のつきニ、やよひの十日云×、端書やうの中に、よつきか申をける万壽二年より、ことしハ嘉應中に、よつきか申をける万壽二年より、ことしハ嘉應中に、よつきか中をける万壽二年より、ことしハ嘉應「六カ、三ハ合ハス」 「一次カ、三ハ合ハス」 「一次カ、三ハ合ハス」 「一次カ、三ハ合ハス」 「一次カ、三ハ合ハス」 「一次方、三ハ合ハス」 「一次方、三ハ合ハス」 「一次方、三ハ合ハス」 「一次方とせはかりやすきぬらむ、世はとつきあまり三に、三とせはかりやすきぬらむ、世はとつきあまり三に、三、カーに、一にのこかには、たかくらの三位と申なる御はらに、「一つでは親王覚性」 「一つきに称うのとないしますに、御おこなひのかたも梵字なともよっくおいせ給ときこえさせ給、つきに御元服せさせ給へくか、せ給ときこえさせ給、つきに御元服せさせ給へくか、せ給ときこえさせ給、つきに御元服せさせ給へくか、せ給ときこえさせ給、つきに御元を引き、端書やうの 「本萬元年十五三元服也」

右通、嘉應二年迄の事か、れしとミへれハ、三宮まけさせ給へるとそ、おなし三位の御ハらに女宮もあま正・三宮・仁和寺宮道性ノ三四人ナルヘシ」 「亮子」「好子」たおハしますなるへし、伊勢のいつきにて姉・おとうとおハしますなるへし、伊勢のいつきにて姉・おとうとおハしますときこえさせ給、その宮もミやたちまうとおハしますときこえさせ給、その宮もミやたちまうでおい、世紀の第一条の宮も三の名の第一条の宮も三の名の第一条の宮も三の名の第一条の宮も三の名の第一条の宮も三の名の第一条の宮も一名の第一条の宮も一名の第一条の宮もの書いている。

るおハしますなるも、

御ふミにもたつさハらせ給、

一時年二十二當れり」

れハ、春中共ニ誕生ならはきこえ侍らんと奉存候、 て三人の宮達ハ生れ居給ならん、道性者庚寅の生な

さへ相知れ不申、

夫故東鑑等ニ明白出居候事茂、

皆共

残多事ニ御坐候

(本文書ハ「島津古伝秘考」ノミニアリ)

相馬氏古系圖等、 北陸宮御事欤之考、 忠久公高倉宮に被税給と為書ニ

一御家傳膝丸・鳩作者東鑑ニ出候吠丸・蒔鳩にて、従「前」 後白河法皇御拜領歟之考、

**惜儀者、日本史抔其已後安永七年被寫取、玉海等者此** 御領内舊記・文書等之探索者為行届筈御座候得共、 節被相下ケ、 編被仰付、皆共骨折仕、古御系圖・御文書等者勿論、 去五月、 右衞門江編集被仰付、 義共無腹臟可申上旨、不容易御蔵書迄被相下ケ、 是迄之御記録者、 御家古傳之秘説ニ向け舊編等探索仕、心付候 いまた惣而拜讀茂不仕、重畳恐多奉存候得 殊二日本史茂比企傳等者脱丁有之本ニ御 寛永年間上り御系圖以後平田清(純 其後者田中五右衞門等江追~續 難有 可

> 殊更 訳無御座、今般難有拜讀被仰付候間、 餘所に見過来、况玉海等江致関渉候事共之有無全可存 御大切成御家傳少∨及相違儀茂御座候得共、心 誠以恐惶至極

玉海 壽永二年八月廿日壬子天晴、此日有立皇事、爲倉 先以高倉院両宮

201

付候事共左条:申上候

**※**2

夢想事、宮可立給之由也、又義仲引級坐加賀國之宮、見上、 可在御定之由、 ᆽ 事躰似矯餝、不思食知故三條宮至孝之条、太以遺恨云 申 如此之間、更又有御卜、資宮立第三云と、加又卜申一吉之 三位修理大夫信隆卿女、兼日頻有其沙汰、四宮、御年四歳、母故正兼日頻有其沙汰、 以加賀宮可立第一也、不然者、又如初可被為先兄宮、 忿怨申云、先次第之立様、甚以不當也、依御歳次第者、 四被卜筮以第一、之處、 然而一昨日重遣御使、 第二半吉、第三不快云々、以卜形遣義仲之處、大 仍其後一決云々、 官共申一吉之由、其後女房有(寮販力) 曾之定使也、數遍往還、愁申僧正俊堯、木數遍往還、黙申

九月十九日辛巳陰晴不定、\*\* 今日就寺云々、 北陸宮加賀明日可有入洛、

座候得者、

二條院江御奉公二而被補内侍候事

202

退出、 天下不静、又平氏放光每年不便也、(逸ウ)(事ウ) 廿一日癸未傳聞、義仲一昨日参院、 ハ、明日早天可向云々、 昨日俄下向云々、 即院手取御劔給之、義仲取之 義仲申云、 被召御前、 可罷向 勅云、

郎従大騒、院中又物念云々、

九月廿日、

入夜人傳云、義仲今日俄逐電、

不知行方、

迎之、 百練抄此年九月十八日、北陸道若宮武三条宮御入洛、 自院被奉

同廿日、 左馬頭義仲為追討平氏下向西國

2003

**※**2

「此玉海又ハ百錬抄ノ拔書ハ、義仲カ奉仕セシ北陸宮ヲ三ノ宮 ト誤タレハ、此ニ無用、 削去ルヘシ」

れハ、 磨に至り、 拒む趣有之、義仲立右やう被仰付、直ニ下向ニ而播 右通相見得、其頃平族縁海之諸所に押寄之由聞へけ 法皇より討手を行家ニ被仰付候処、義仲相 同十月、備中に趣き、閏十月一日、 先手

> と聞及、又兵を帥ひて同十五日京に還り、 柄、義經頼朝之代官として、数萬之兵を率て入京師 之将卒平重衡等と水嶋に戦ふ、依之 を遣はし義仲と戦ひ、同廿日、粟津にて為討取与御 法皇頼朝に勅して義仲を討しむ、 相成、竟謀反して京師を猾るに至る故、翌三辰正月、 讃州屋嶋ニ被着候処、義仲進て屋嶋を攻んとせし折 仍て弟範頼・義經 安徳帝之御船 増日驕恣

東鑑文治元年乙巳十月十九日戊辰、「後」 日二品以御書被仰公朝云々、是以左典廐太刀所被奉献 依為御眉目、今及此儀云々、 紛失、去比江判官公朝求得之、令獻上之風聞之間、今 吠丸・蒔鳩云々、先考御重寶再備朝家御護之条、\*\*<>>・ 法皇御護御劔去年

是平氏黨類、壽永二年城外之刻、 具廿口龍象也、参河守範頼朝臣相伴参著云々、彼朝臣 廿日己巳、御堂供養導師本覺院僧正坊公顕下著、 洛云々、於鎭西尋取仙洞重寶御劔鵜丸、今度進上訖、 今夜即参二品御所、 申日来事、去月廿七日、自西海入 清經朝臣自法住寺殿 所相

2の4 「「前」 吉記!

夏也、地震猶不休」 专宮之者坐三井寺云云、不可説事也、廿七日天晴、地震猶 号宮之者坐三井寺云云、不可説事也、廿七日天晴、地震猶 子成、廿九日天霽、高倉宮一定御坐之由風聞云云、未曾有 不休、廿九日天晴、高倉宮御事聊風聞、但難受事欤、 「煎」

奥之疑留置板東云々、實説未聞、入洛云々、参河守範頼為大将軍可上洛云々、或云、為玉海文治元年乙巳十一月十三日壬辰天晴、関東武士多以

2の5

名字、一昨日入洛、頼朝之沙汰云云、未有、一昨日入洛、頼朝之沙汰云云、州四日癸巳傳聞、三條宮息年来被坐北陸之宮、生年十九、

家五献上、法住寺殿ニ御寶蔵為被成置茂、即其吼丸・事、保元物語ニ御座候得者、前文左典廐義朝御代皇崇徳上皇より為義を初而(白河殿ニ被為召候節為被下吼丸与茂為唱事劔巻ニ有之、又鵜丸者保元元子七月、鴻丸・蒔鳩三腰相見得候内ニ而、源氏重代膝丸を一往右通見集候趣を以参考仕候処、其頃(仙洞御重寶吠丸・右通見集候趣を以参考仕候処、其頃(仙洞御重寶吠丸・

平家追討之事等段≥

義仲受取退出、

翌廿日早天、為平氏追討俄致下向候事、

勅宣之上、御手自御劔を被下、

之、 砌 前日寺迄被為着候節、 被為迎ニ付、同九月廿日、北陸宮御入洛之筈ニ而、 僅御四歳ニ而皇太子ニ被為立、自其無御間茂従 之取起ニ付而茂専御力ニ被為成候間、 速ニ令沒落、正敷其御子北陸宮御年茂相増、殊ニ義兵 蒔鳩之事抔何共不詳候処、 之分ハ被尋出、文治元巳九月廿七日、西海より入洛之 故宮之御為ニ者御次弟 奏聞ニ事共、右通御座候得共、左様之御詮茂不被為立 無主ニ相成、同卯八月、皇子方之内ニ而即位之御擇有 し致出奔候由、 西海江沒落之節、 鵜丸ニ可有御座、 義仲より第一故高倉宮御至孝之令旨ニ而、 法皇江進上被仕置、其時迄者吼丸之在先キ、且 然共参河守範頼追討之節、於鎮西鵜丸 然処壽永二卯七月、 左少将清經右之吼丸并鵜丸を茂取出 義仲参院、 高倉院第四之宮駒是後、同廿日、 前文 安徳帝沒落以後京師 法皇御前江被為召、 再三可然旨為及 平家奉 平氏茂 安徳帝 法皇 其

※ (頭注)

百練抄壽永日 一年癸卯 九月

十八日、 Ħ 馬頭義仲為追討平氏下向 北陸道若宮子、六歳、 入洛、 自院被奉迎之、

本記事ハニの2号ト同文ナリ

淺洛 西海 候間、 事右御劔為受取、 皇御護御 ≽∄ を被為賀候折柄、 江以御書先考為被献置寶劔、 判官公朝右之蒔鳩并吠丸二 り者去年紛失与為被書茂相當候、 右 為被仕与之風聞 通 有之事 領与之明文 江 ニ為被備筋御座候、 玉 持出 海 >頼 暫者御劔之在先キ不 一劔蒔鳩之事ニ ≽朝 ≥公 し居候跡 百 海沙汰 ≿右 1練抄ニ >無×御 注法 範頼被為進上候鵜丸 翌元曆元辰正月廿日、 を以 茂相見得、 頼朝公被聞召及、 = 相違有御座 御座候間、 ≿江 ≿然 ≥被 左候処、 淡共現在此 一劔共求得候 ≥記 相知候而 再ひ ≥置 ҳ北 其砌 間敷、 **≿無 ≿程** 其為被下者決 然処其巳十月、 ≿遺 者 ≥憾 皇家之御護 往十 同十 ≷成 茂、 翌文治元巳 御 ≿同 而 左候而、 吠 方様 ۲Ė 於粟津遂 合而三 ×Ŧ 丸 ₹九 九 > = 頁 法皇 茂 ۲ = 江 >---月十二 鵜 耐 御 ≥而 濰入 一腰共 公朝 大江 浩等 江 戦 丸 加加 İ 死 仲 法 茂

> Ħ 被考合せ、 **≷皇 ≷之** >其 刀為 >受、 符合仕様被相考、 ₹不被為立、 >執 寶傳被遊来候膝 旁、 ≿且 ≿次 御 拜領為被遊御事ニ者無御 ネ蒔 とを ≥陸 <冰<<br/>
> <br/>
> <b 右之源氏○ 湾冷御 >何 ≷義 ヾ頼 ※☆☆☆ ※ ※ ※ 分右御 ≥朝 ≻仲 公御沙 ☆為被 泛前沿 >重 芄 ≥仰 ٤Œ 対哉、 鳩作、 **≿九 ≷被** ≥初 ≥ = ≥發 \ > > | 後側| ≿為 >義 且者往~ 淇身拜 ≷成 々厚 >間 ≻仲 即右之吠丸 乍両度御入 座哉、 き神 × 1 >北陸宮 は相備翌月之事ニ御 ネ右 八洛洛被 常劔之蒔 | (領為仕 ヾ蒔 >鳩 左候 西國御鎮守之節 Σź 蒔鳩 ×鳩 ×二 颃 ≿被 ≿御 ≿為 `劔 同 ≿茂 ≿賜 ≥為 Ξ 十八 `候 送 ≽下

とニ ≿御 >沙 ≥而 ҳ汰 **≥** = 高 ≥翌 ₹夏 ≥面 倉宮に為被税置与之御左右関東江 ≿右 ≥通 >西 >御 入洛 ≥國 ≽御 ≿下 >向 とより 済之、 とノヽ ⊱— 其節於京都 >▼無御帰 相 >為 ≥被 聞 ≿遊 ≥筋 西國御 庄

下向と古御系圖

ニ茂御座

候得者、

<前 <件 Ħ

₹頼

≥朝

≥公

下

司

職

御補任

=

呵

翌文治二午六月一

関東御

領家政所より茂下文を以

鎌倉御沙汰之通

津

207 聖榮自記

を茂被仰付置、應永年間抔者、

御番人等数多遂戦死候

細事左之通御座候

二页

餘程格別成御訳被為在候而社、古来昼夜御番人

丸等茂世之人吻を被為避候計ニ、小十文字与

より劔号茂御替候而被為賜候半、

御家第一之御重寶

頼朝公

理也与御納受為被遊ニ可有御座、夫故右通御重寶之吠 是非与被為及奏聞、廿一度目之時 法皇茂頼朝之申茂 為有之由、是第一當時之御忠義ニ茂被為叶御時宜ニ而

其後天下二二成、 依之忠久承久年中ニ、 関東方ニ而字

> 其子忠經京方ニ而打死、 治川之先陣渡合戦之時、 太刀・御鎧・綱切打刀・御鞍于今有、 忠久其時之御旗小十文字ノ 一腹ノ舎弟忠季関東方ニ

2の8 「山田對馬入道快翁自記.

≥ 定候間、

同く者天下ニ茂無御構、僻遠之地を御知らせ給度 丹後局折ノ〜大江廣元・齊院次官親能抔江御口入(※)

注間、何分御謙遜 思召哉候半、山田聖榮抔為書置、殊二義仲守立御武威等諸國之民望茂為被為屬御宮、殊二義仲守立御武威等諸國之民望茂為被為屬御宮、洪之、以之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之

帝御六歳、

者御庶兄ニ而、其御落胤ニ被成御座候故其上其年

篤与勘考仕候処、 頼朝公大に被為怒、

新帝之皇父

高倉院より、高倉宮

及廿一度御託言為被仰上与之義共、

んそを入候て、我前ニよひよせてせんかん仕候て、曹」 「呼 寄」「折 檻」の物共ハとらす共候でことおゝせ候で、枕のうちニもの物共ハとらす共候でことおゝせ候で、枕のうちニも「 卯 」 「 東 」 「 東 」 「 東 」 「 東 」 「 東 」 「 東 」 「 東 」 「 文 書 」 まのおさゑ候てめしおかれ候ほとに、久經もさからなる「押」「召置」「程」「力」「カ」(するとおほしめすに、當家ニつたハり物共を、上さしめして御入候つれ共、久經ハ、世ハ忠宗こそ御もちしめして御入候つれ共、久經ハ、世ハ忠宗こそ御もち日。」 まのこゝろニハたゝなかニ世をまいらせ候するとおほー「 意 」 「 忠 長 」 「 参」 「 思係、忠宗のためにハけいほにてハたり候つる間、上さ候、忠宗のためにハけいほにてハたり候つる間、上さ くおほしめし候て御いり候つるか、忠宗をちかつけ、 なく候、後又かミさまをむかへ候て、忠長をもち御申「妲」

2の9

いまの枕にてなけうち申へく候、其時枕を取候て「今」

こいさこ忠長ニと、まり候、人人へふしん申候する時「伊作」 「止」 「不審」 「不審」ハ小十文共ハめされ候、縄きり太刀ニ御くら共ハいま」「鞍」 「今」

かやうニおゝせべし、

こ、嶋津三郎兵衞尉七虜二人、内僧一人、 東鑑承久三巳六月十四日、宇治川合戦討敵人との 又宇治川渡を忠久与為書置者傳聞為誤ニ可有御坐、 御嫡々御付授為被遊来御重寶与被考申事御座候、扨 右通相見得、御三代様之御比より、小十文字ハ何れ 与御座候間、 忠 列

> 二入、必~弓馬之道計御嗜ニあらす候云~ **ニて候、琵琶も候ける也、御笛ニハこまも副而錦之袋**

蟬折笛を金堂ニ為被納事共御座候間、右等之品共ニ 具被残置、於其中小枝と云漢竹之御笛別而被為愛惜 夜中三井寺之様御忍出之節、 一付、長谷部信連馳帰為取上事、又ハ南都江被趣時、 右通相見得、盛衰記ニ治承四子五月十五日、 聖榮抔時代迄ハ御重物之中ニ為被備置ニ者無御 弥陀三尊と琵琶之事ハ左条ニ茂被載置御座候 御笛・御琵琶等御遊之 高倉宮

2010 「島津相馬氏古系圖」

貞久ヨリ師久江寶ヲ渡申候、飛弾太刀、二血吸、三骨 ハミ并ニ大十文字・小十文字、鳥切・虵丸・松風ト云 阿彌陀三尊、 小袖卜云太刀、以上渡申候

「山田聖榮自記」

時公御事ニ者別条無御坐候

御禅門名者 面ニ弥陀三尊御座候し、 得佛与承傳候、朝夕御看經被遊候、 下ハ具すり緒ハたくほく

忠久ハ念佛宗時宗ニて御座候、法名道阿弥陀佛与奉申、

2の11 「舊記」

一氏久御時、師久ヨリ七代 ニハ血吸太刀、三ニハ骨ハミ并ニ大十文字・小十文字、 氏久御重代渡申候、一ニハ飛弾ノ太刀、二

2の12

「聖榮自記

元久御代上總介伊久・嫡子播磨守守久父子不快ニ成 師久方末也、旣ニ河野邊城ニ對、平山と云所ニ指寄、 陣を取、奥州より御合力なけれは何方よりも其分な

也 福門也、秀弘老僧月峰卜云一菴主也? 内城ニヲイテ御渡之時者、自總州方阿蘇谷殿・石塚殿 太刀等也 總領上総介伊久ヨリ、御重代ヲ自山門院祁堂院鶴田之 奥州方ニハ山田出羽守忠興・伊地知民部少輔法名

鳥切・蚋丸・松風ト云琵琶、阿彌陀之三尊、小猫ト云

Ļ

条ニ茂符合仕候、但於鶴田与有之ハ吴聞之事ニ御座 御嫡子 元久公江 公江与申事之誤ニ可有御座、左候得共者、 久公江御付授与之事、於他書ニ所見無御座、 類傳寫之誤、孰宜共難考御坐候、 右通大同小吴ニ相見得、 伊久公より御付授為被遊事、左 丸・ ・ ・ 丸、 師久公より 小袖・小猫之 氏久公 伊久

> 津之家者必~元久之所ニ可有、可然ハ忠久より以来代 を開薩广の郡へ退、總刕より奥刕江被仰出ハ、題目嶋 ▽傳候小十文字太刀・同鎧可進之由被仰遣、御返事ニ 数日ニなれは折く、不可然之通を元久仰有ハ、

嗜茂候ハヽ、御請取可然之由被仰、此時菟角之儀なし 承者、他人之手ニ渡し候する時ハ可為口惜次第、家之 ハ、實子御座候上ハ不可有事と御返事有、重而如此於

とて、畏入候と御返事ニ付、誰して請取候するや、是

親類ニ者山田右京亮、内之者ニハ伊地知民部少輔可進 よりも其旨心得用意と仰有、又其時俄之様ニ談合有て、

申、爰ニ田ノ中の仕付ハ座敷清けれ共、寺家邊ハ祝言 大和守、中途田中ニ而請取、御劔ハ阿蘇谷持て山田方 由被仰、總刕より茂親類ニハ阿蘇谷、内之者ニハ石塚 へ被渡、かふとの内まて伊地知方能々見せて為請取被

也 嶋津家ハ陸奥守殿所ニ可有と如仰、 ✓御祝言御禮有也、 殊以御繁昌候事を無心得方、總州方ハ不吉ニ御座 在家ハ御家を御執事有ニ依也、 總刕之御意難有子細を存る事ハ、 奥州よりも其後種 元久より以来當御

候御うハさも如何と申人も有、弓馬其外武方之一道ハ、

總州御方より出たる事也、

努々落着有間敷事共也、

中なれハ殊之外大太刀なんとを輒仕様見得候云~、 式部次郎・伊地知新左衞門死す、此中ニ御年比仁遠矢 御重書小十文字ノ御太刀ノ御番ニ居て、両人共打死す、 福寺ノ城ニ引入、依之北原舎弟弥二郎・同太郎三郎、 屋形延々と堺目ニ差向、 茂打死也 無覚悟候て兵具依不持、竹帚持て寄来敵ヲ拂へハ、夜(ffメ) 御親類ニ者佐多三郎九郎、内之者ニハ天辰打死す、并 伺けるや、北原か内者城戸を持せ候者、伊集院勢を東 麑嶋より吉田・蒲生ニ両人之衆被申請候、左様之透を 無油断御辛勞候とて、 御慰ニ 是

吠丸ニ御座候処、劔巻之趣ハ満仲御代筑前國三笠郡 御訳柄之基前件之通、内實者、源家重代膝丸之変名 大山与申所江吴國より致帰化候鍛冶、八幡宮江抽丹 右通御代∠小十文字ニ而御寶傳被遊来候儀、 長サ弐尺七寸之太刀二振造調被為成候而、髭切」 格別成

> 友切与改名ニ而、御子義朝江被為付授、保元乱之節 自然与轉合弐部計切れ、同尺相成候付、獅子之子を 獅子之子を令擬作小鳥と名付、一具ニ被成置候処、 して熊野權現江被為寄進、其替として播磨之鍛冶江 節教真加勢ニ相成、右一具引分ケ、吼丸を聟曵手ニ 丸ハ獅子之子、蜘蛛切者吼丸与被為改名、源平乱之 被絶音問候処、右之一具終夜吼候迚、其聲ニ随ひ鬼 詣之節、依 勅別當教真を被取聟ニ、其義不叶御心 衡征伐後御四男為義江被為付授、 頼光御甥伊豫守頼義安部貞任征伐之節奉 斬候而蜘蛛切与改名、御舎弟出羽守頼基江被遣置、 鬼之腕為切より鬼丸与改名、膝丸茂同御代、 膝丸与被名付一具ニ候処、頼光御代、 具被受取行、御退治後御嫡子義家江被為付授、武 白河帝熊野御参 髭切者渡邊綱 勅、 蜘蛛被 右之

盛誠ニ悦ひ 寄せ候処、大炊偽刀相拵、泉水与名付候を差遣、 青墓驛長大炊宅ニ被頼置、其身被召捕、清盛より取 靈夢ニ而、如本髭切与被復名せ、東行之節、於濃州 法皇江献上、 平氏滅後 法皇より 頼

義朝者小鳥、

頼朝公者友切被為帯候砌、八幡宮之

鑑江、 より平家江差出、膝丸者義經一之谷江被趣候節、7、 法皇所望ノ御志ニ應シテ進セタルヲ、右ノ赴ニ見ヘタリ、 事参考盛衰記ニ相見得候間、 鎌倉殿御手に入り、 奉納候処、 刀与為被書置由、 後之書留に小十文字、長さ弐尺七寸、 御孫藤野恕世天正五六年御重物類為被差上事 傳為相成小十文字茂膝丸与茂為被唱起者 通明驗相見得、 変名ハ吠丸ニ御座候処、 与御譜略ニ茂為載置ニ可有御座、 祐成兄弟江差贈り、 鎌倉ニ茂難被入、 眞子熊野別當湛増より請取、 右等を據ニして、 吠丸者義朝公より 建久四年、 左候而、 膝丸者建久年中従 和平之祈願として箱根權現江被為 熊野太刀者即右之吼丸二相當候得 重代の髭切・膝丸弐ツ共備ける 物語:茂友切与相見得、 別當行實より曾我夜討之前、 右劔巻等之説与相替り、 前件通之御由緒ニ而、 皇家ニ為被献与之趣、 薄縁与改名ニ而功成、 先役田中五右衞門ニ茂 左候得共、 髭切、 頼朝公御拜領 熊野太 共 勝久公 左候而 膝丸之 御家 老 右 東

之義茂右之吠丸ニ而

従

法皇御拜領為被遊ニして

共 ≥ 得入洛之年、 之砌御拜領与是亦御譜略ニ被載置前件文治元巳十 之蒔鳩却而的實成方ニ者無御座哉、 程之事ニ無御座、 清水江御奉納与申事有之、前文御拜領之証ニ抔可援 服者自其前ニ候半与之考ニ茂可有御座哉、 十五日之下文ニ御實名并御官名被為載ニ付、 皇与事實合兼事ニ御座候、 地 誤茂難計、 冶与有之、 坐候由、 筑後國三池郡傳多之光世与為申九州鍛冶之開祖ニ 右 書留御座候、 藤助抔申談、 可有御坐、 衞門ニ茂劔之巻等考合せ、 髭切者 劔巻者筑前國三笠郡大山ニ吴朝より為参鍛 膝丸ニ相當可申趣委曲書述、 國郡共一 全躰尺茂合ひ、 頼朝公御手ニ為入事右通御座候間、 即元曆二年二相當 鳩作者元暦二巳六月、 小十文字茂膝丸与被為唱様為相成向 彼此ニ付、 字之為違迄ニ候間、 何様之按據ニ候哉、 髭切与者決而口 光世造与銘有之、 乍恐御家傳之鳩作者右 小十文字御太刀 其年□雖加 於鎌倉御元服 頼朝公と 東勾之子菊 傳聞等決而 但 鳩作石 碑之誤 御元 六月 浣服 是 御 **≻**----五

置、被揚義兵候節取出平氏御退治、小鳥者長田庄司川尾張国ニテ昔シ召取レシ時、或御堂ノ天井ニ上ケ置レシヲ清盛取テ持い尾張国ニテ昔シ召取レシ時、或御堂ノ天井ニ上ケ置レシヲ清盛取テ持接保暦間記、建久元年頼朝上洛、十二月、 法皇骥切ノ太刀ヲ給フ、此按保暦間記、建久元年頼朝上洛、十二月、 法皇骥切ノ太刀ヲ給フ、此朝公 江被下、真之髭切茂大炊より為返上趣、平家物

レシヲ、

聖榮被書置趣二茂致符合候事御坐候

御家之一筋ニ委敷為有之事茂、

彼家之古系圖等三而

置通ニ可有御座、

就夫御二男山城守忠朝入道道聖

元久公江御付授之次第等格別之御心入共、

候半、 通者、二腰を一腰ニ為見込考ニ御座候、銘〻一 与御座候間、 公より 忠久公江可被進場無之、就而者吠丸・ 江被為献上候与有之ニ付而者、五右衞門ニ茂 より御拜領之様御家傳御座候者、 却而年月事証等慥成方ニ者無御座哉、 東鑑ニ、右通吠丸者義朝御太刀ニ而 別物共候得者幸之向ニ書置申候、 上劔号共為被替哉之御訳:茂御座 頼朝公御沙汰ニ 是迄 頼朝公 腰二 於其 蒔鳩 頼朝 朝家

2の14

にたず 島津筑後蔵本古系圖忠朝流相馬氏古系圖島津筑後蔵本古系圖總州二代伊久二男山城守

頼朝

右大将

當ニ付、 久公御代迄者此等之御来由慥成御語傳決而被為在、 猶格別之御眉目ニ候処、 之御護ニ為被献御宝劔候間、 候事、其翌廿日ニ見得候へ共、心付不申欤、 前文通程之近キ援證外ニ有御座間敷、 右通為申ニ可有御座、何分右御二腰ニ付而 頼朝公より御拜領と難押 従 法皇御拜領被遊社、 夫故 抑朝家 伊

> 忠久親王 右同人蔵又一 實朝親王 頼家親王 本、

忠久 従判豊 四官後 位位守

童名法師房丸

豊後守 左衞門

給フ也、御袋ハ延喜之御門三代末惟宗卿比幾判官藤四 臼河法皇ヨリ為猶子定置、福宇征夷将軍ト宣旨ヲ下シ

**%**1

給也、

郎義數力娘也、忠久十八歳之御時、

高倉宮ニ税ハ、レ

聖榮被書

忠久御下向ニ付、 白河法皇ヨリ云々、

鎌倉之若宮八幡宮ノ別當八月一日云々、 忠久十八歳之御時、 文治貳年六月一日関東ヲ立、

上洛有テ内裏ニ参籠申シ、西國ヱ下向ノ由ヲ奏聞ス

**X**2

443

都二

三騎ノ騎馬ヲ打スル也、又西國三十三ケ國ヲトラスル三騎ノキハヲ打セヨトノ宣旨有テ、宣旨ヲ蒙ル故ニ卅甲アラハ、西國へ下スへキトノ宣旨有テ、福宇征夷将サアラハ、西國へ下スへキトノ宣旨有テ、福宇征夷将中アラハ、西國へ下スへキトノ宣旨有テ、祖宇征夷将中アラハ、西國へ下スへキトノ宣旨有テ、祖宇征夷将中アラハ、西國へ下スへキトノ宣旨有テ、福宇征夷将中アラハ、西國へ下スへキトノ宣旨有テ、福宇征夷将中アラハ、西國へ下スへキトノ宣旨有テ、福宇征夷将軍・大会の関係を関係により、一年宇治ノ平等院ニテ打君叡覽有テ宣旨ヲ下シ給フ、一年宇治ノ平等院ニテ打君叡覽有テ宣旨ヲ下シ給フ、一年宇治ノ平等院ニテ打

「按、元曆元年甲辰正月十四日、義仲任征夷大将軍、此時※1 (頭注)

忠

趣者、大形其物語を以て為書載ニ可有御座与奉存候、

也トノ宣旨也、以下略ス

久公十八歳モ仁安丁亥ノ御生レニ符合スル也

※2

御時ニアレ、元暦元年ノ事ヲ此ニ記セルカ、可追訂也」「此文治ニ年ハ御二十歳也、左アレハ高倉宮ニ税レ給ハ十八ノ

2の16 東 鑑

十四日庚申、丹後内侍違例平愈、日来病悩之間、二品朝光・胤頼外無候乎御供之者云云、観光・胤頼外無候乎御供之者云云、後内侍於甘縄家病悩、二品為令訪其體給、潜渡御彼所、一文治二年丙午六月小十日丙辰、晩頭甚雨雷鳴、今日丹

相見得候間、道聖之子孫ニ相傳候相馬氏古系圖等之伊集院頼久・山田聖榮なと折〻咄聞為被参趣、右通聖事御座候、御當家之一道を細かに為存知人ニ而、在山城守殿与者總州家二代伊久公御二男忠朝入道道

山城守殿へ馬飼所とて、鹿児嶋和泉崎ニ佐多殿近所ニ(キテカ)

家之一道を山城守殿細ニ御存知之事候程、嗜之方ハ常夫よりして屋形も就折節御志候し也、伊集院弾正も當御入、遁世候而法名道聖と申、子息彦三郎殿同居住、

>被参候、聖榮若時者鹿児嶋立参上仕、御奉公ノ隙ニ

如此雜談ニ付候而茂御物語之所を申候也

ハ和泉崎ニ参り、

山城守殿へ御意を請、

御恩を蒙り、

左候而、

京都御参内之節

法皇御叡覽被遊、

被及御

平等院ニ而被為敗死候高倉宮ニ被為似候迚、

及御立願之處、今日聊御安堵云云、

関東御立与御座候茂、右甘縄之家より被為立候半、 を初、 通、文治二午六月一日、 公之御母堂様ニ無御紛事候処、前件古系圖ニ被書載 旁以鎌倉御開府之初より甘縄之家ニ被為入、 日、御臺所予御着帯之節、丹後局候陪膳と東鑑ニ相 被為入、御馬一疋進上為仕事、又者養和二寅三月九 移徙、同廿日、御行初之節、先一番盛長甘縄之家ニ 承四子年、 盛長ニ嫁せらると有之、甘縄家即盛長之宅ニ而、 出生為被成筋ニ書立、其後関東ニ還り、安達藤九郎 丹後内侍に補せられ、惟宗廣言ニ通し、 朝公御乳母比企尼之女ニ而、 右通相見得、 女ニ而御乳付ニ為參と有之、是ハ丹後内侍妹ニ御坐候、同年八月十二日頼家之誕生ニ、河越太郎重頼妻比企尼之 御家人宿館ニ至り成就ニ而、十二月十二日御 丹後内侍者日本史比企能員傳二、 頼朝公鎌倉大倉郷江御開封、 忠久公西國御下向として 二條院江御奉公被成 新造御亭 忠久公御 忠久 治 頼

> 及御往返ニ義共、 御事相見得、彼此参考仕候得者、及廿一度ニ是非御 月ニ當り、右之通丹後内侍茂於甘縄家ニ御病悩、 同年八月二日、||討+薩州山門院ニ御下向為被遊趣| 其通者決而御故障茂可被為在、 召成、 落涙、 成義候得者、決而御病悩ニ茂為相成筈ニ可有御座、 西國江何れ成御下向難被為遁御時宜合ニ而、 人情を以奉恐察候処、 頼朝公御微行ニ而御直見舞、即御立願を茂被為立候 如前文古系圖ニ相見得申候、然處東鑑ニ茂丁度其年 日程宮中江被為備候処、其段 下向候様御託言被為奏聞候御砌最中之御煩ニ候間、 度御託言被仰上、終ニ者 高倉宮ニ可被為税置旨 西國江者御下し被成間敷、 御母堂様にしてハ實以御氣之毒 忠久公御若年二而、 法皇茂被為及御許容、 御賢慮哉候半、及廿 頼朝公被聞召及、 勅宣ニ而、 法皇御猶子ニ被 日数拾 遠境之 度と被

御容貌何様被為似候迚、御内實御庶孫様之御血脈不迄茂推考仕候得者、決而又有謂事ニ可有御座、仮令

仕事を以、前文十八日程高倉宮ニ為被成御座与申事餘程年月茂事情茂符合為仕事与奉存候、是程符合為

得而 候此 人之 程之明文有之吠丸等之現御品ニ似寄候御重寶被為傳 之義ニ無御座、其上前条ニ茂申上候通、大江公朝求 是題目當家之秘事也、 秘事条と此内ニ在り、或者御縫の閉皮御とき候事、 之事ニ可有御坐、左候而、 与申を致主張向ニ相見得、是等者決而 自記よりハ、右躰之咄秘事仕候哉、専 前件申上通御座候、然処道聖より承候而為書立聖榮 子孫相馬氏古傳之系圖迄者東鑑ニ茂能致符合事共、 其外山田聖榮抔御家傳為聽聞出入為仕由候処、 石等之御語傳茂能連續仕来、前件之通、伊集院頼久 無之御方、高倉宮抔ニ可被留置事、一日片時茂可有 皇可被及御落涙哉、又院昇殿抔可被為聽御年功ニ茂 或者御誕生之時、 其御二男山城守忠朝入道道聖抔御時代迄ハ、 皇孫と不仰上様ニ与之
頼朝公御配慮流れ而 御方様ニ御座候間、 法皇江献上仕、従 前件廣言躰之實子ニ御座候ハ、、 努々此事不可他言なと、 産神稻荷を嶋津ニ御飛御申 總州家御二代伊久公抔者 頼朝公御祝儀迄為被仰上 忠久元服之所者當家之 忠久公を世 賴朝公御子 何故 聖祭 道聖 法

編冊、

他藩迄及流布、

新井白石またハ彰考館抔不被

為信受、寔以遺憾之至、後世之煩無此上茂御事御座

抑此説之濫觴者、元暦元辰正月、

義仲為被誅せ

後局 御移茂無之拾四ケ年以前之事を、右躰無稽ニ為書散 又ハ御産の御左右を鎌倉に為申上抔、いまた鎌倉ニ られ日向國に流さるの、或ハ繪島の沖に沈めらるの、 事なしに為書立誤勝之舊記、専世ニ流布仕候故、丹 系圖者、夫限り御秘斥被成事ニ相成、 語傳候而、 ニ可有御座、 茂實事ハ秘事ニして相省キ為被書置説之通為被差出 御系圖之事被仰出、 ∼流布為仕筋御座候、左様之折柄、 年為被開鎌倉時代之事ニ傳誤候而、 得者、全躰仁安二年丁亥之御誕生を十四年目治承四 向ニ書述有之、左候得共、皆後世より之追書御座候 馬入道也、等者、公御家老右等者、 よりハ如此秘事与申茂段∼被書置、 頼朝公に幸せられ御懐胎之節、政子之妬を避 東鑑等ニ致符合様成實等敷事之見得候古 夫故相馬家元祖山城入道道聖抔代迄被 右躰秘事を省き、 俄之御取調ニ而、 専 為書立舊記耳追 寛永十七年上り 又酒匂安國寺元 却而其已後秘 聖榮抔右様何 頼朝公御子之

訖度 事者、 日於若宮寶殿奉加御元服、忠之字を差上、 萬事我子同様可取持上向ニ被仰付、其通奉請取、當 御難事無之内、速ニ御名乗を被為易、聟ニ奉取候而 御取持、畠山重忠を烏帽子親に召され、前文黨敗之 虫喰之霊告為有之ニ事寄せ、御臺所政子之御子分ニ 相見得候通御座候得者、決而御救助可被成思召之折 御座候上、平日 皇子方を被為敬重候事、東鑑ニ茂 母比企尼迚、別而被為加御寵遇候尼之御外孫ニ被成 事ニ者、御母儀丹後内侍ニ而、其母者 頼朝公御乳 被為遂御出家候而、御遁為被成御事候得共、幸成御 仲餘黨之内ニ而茂第一成御宮ニ而、外之御兄弟者皆 御擇ニ迄申建、再三奉奏請、世之民望茂被為屬、 御聟ニ迄為被取置人ニ御座候得共、同四月、 ニ候半、 さへ為被殺程之焰勢甚敷折柄御座候処、 方被仰付、 初發御乳人讃岐前司重秀より義仲為受取已後 大将軍与茂取持上来り、御年茂十七八立皇之 同八月朔日、若宮八幡之扉 : 義高妻之崇迚 嫡子志水冠者義高者鎌倉江之質子ニ而 北陸宮御 其御聟 忠久公

> 御為計ニ 頼朝公深き御計略より為出事ニ可有御座. 之為ニ候半、次ニ者世之人茂王孫と不仰上様ニ与之 座、但前件政子之御子分ニして、速ニ名乗を被為易 子与申説哉有之、御系圖ニ茂其通為被系載ニ可有御 其外時として御一宿等為被成事共東鑑ニ有之、夫程 時代ニ至候得者、實以其説ニ乗り為書立与相見得候 左候得共、物換り世移り、應永以来安國寺哉聖榮抔 候御主意ハ、差當義仲黨之御難題を可被為遁御都合 まて御心安丹後内侍ニ御座候故、當時茂 日数百十四五日 上之節共者、同七月廿八日、新御亭御移徙迄之間、 右盛長之甘縄宅者、治承六戌三月四日、鎌倉御亭炎 且丹後内侍者前文通 与奉稱候趣抔、右相馬氏古系圖其外舊記二茂相見得、 頼朝公入御ニ而、御同宿茂被成、 頼朝公与俗ニ申乳兄弟ニ而、 頼朝公御

法皇より

頼朝公江同晦日、義仲餘黨之捕

能符合仕、仁安二年丁亥之御生ニ被為當事御座候、禄二年、忠久公御年六十与有之ニ而奉考候得者、皆永二年御年十七、玉海文治元年御年十九、藩翰譜嘉

御誕生者夐已前之御事ニ相當り、

北陸宮者盛衰記壽

事ニ御座候得共、

何分右様御同居抔為被成時分より、

御事蹟等何茂能符合仕、就中 陸宮御事ニして、時之實録与参考仕候得者、年月且 ひ、高倉宮御子之内ニ而彼此考合せ、前件之通 附會候舊記耳ニ為相成与被考申事御座候、夫故其事 御所等御存知哉候半、本より丹後内侍ハ近衞殿御家 子ニ而、 之隣境ニ千五百二町有之、 御妊身之折柄、女院御領國富庄迚、 弟高倉宮茂 實録等ニ稽合、何分符合難仕、就其聖榮抔より以前 与時与拾四五年茂為阻事ニ御座候得者、世之正史 吉御誕生為被成与之物語を、 被下、御産之計を茂御内蜜被仰付、御所忍出、於住 院御所ニ御奉公之御砌ニ可有御座、高倉宮ニ被為幸 右之山城守忠朝入道道聖等無秘事茂為被語傳趣に従 右次第御内蜜を以被為設候御落胤之様傳聞相誤、 人与為書茂候得者、彼此之縁を以丹後内侍を廣言ニ 嶋津庄ニ被罷居、 帝与御同様八條女院之御猶子ニ而、 領家近衞殿ハ勿論、 惟宗廣言者日向守基言之 御代△様御寶傳之膝 賴朝公鎌倉御移以後 日向國嶋津御庄 致 女

延寶四年、高山日新院住持為書置縁起等ニ者、

宮御實男ニ而、

頼朝公御寄子与為書茂有之、時と

二偽胃之御系圖為被呈置之場ニ相當、實以不容易御

して、替ヶ間敷説共御座候而ハ、第一被為對

義ハ、何れ成寛永年間御差出為被置御系圖を根據ニして世之口碑茂消兼候説ニ御座候、然共御記録所之

内侍者

二條帝ニ御奉公被成

帝崩御之後、

左候得者、

頼朝公者猶蛭嶋ニ被成御座御砌、

丹後

殊ニ藤姓之人与相見得、惟宗与茂無御座、

其上忠元

似寄為申字柄ニ御座候間、傳寫之誤ニ茂可有御座

識抔、不貽疑与申程ニ者乍恐未行届、是程格別成 且大系圖・武鑑等ニ茂被載置、於今者頓与天下ニ茂 二何分混与符合仕兼候茂可有御座、就而者天下之博 無隠御事御座候、左様御座候得共、極内分探索仕候 第一成日本史・玉海・東鑑如き之正史・實録

之賞者高倉宮抔を為討御褒美と御座候得者、

決而可

為別人、左候而、

忠久公御諱ニ付而者、前件之通

畠山重忠江加冠為被仰付古傳之趣茂有之、旁以疑敷

> 合兼候ケ条御座候間、其段者左ニ申上候、 事与奉存候、併日本史・玉海之中ニ茂右申上趣ニ少 御家柄之御國史ニ者些御不足之方ニ而、 御遺憾之御

2の18

玉海治承四年庚子五月六日丁巳、 = 出車五両、 衞府侍之列

2の17

同卅日辛巳、今夜被行勲功賞云々、

左兵衞尉藤忠元

2の19

車

左兵衞尉忠久

玉海中右躰之御名見當不申、 右通一ケ月之中ニ而似寄為申御名區々相見得、 就而者、久与元与草體 外ニ

> 於是復卜二皇子及北陸宮、 日本史北陸宮傳之中ニ茂、末語ニ合兼候詞有之、是ハ 盛衰記之文を前後見違而之説ニ茂可有御座、左之通 而孰宜候哉、挍合仕置度事ニ御坐候、 罷成、先ハ古傳之通可被宜欤与奉存候、併原本等ニ 北陸宮大凶終不得、文治元

年、 源賴朝使之入京海、後居嵯峨稱今屋殿座家物語、

盛衰記の、 宮御子達の事と御坐候内之末語ニ左之通、

せ給へりぞかし、されは木曾申、宮何条御事かあら れけれは、つるましかは高倉の宮の御子、木曾申具 あハれ三宮・四宮をもとり具してまいらせてと申さ し奉りてのほりたるζそ位には付給ハましかと申あ 四宮は旣に踐祚ありと聞へけれは、 ハれけり云~、唐の則天大聖皇帝もまた位に帰て即 平家の人くへハ

大島氏蔵古今戦

## めと申て笑ひ給けりとかや、

其比八文字之民部大夫トテ、 漢ノカウソノ後院成人

御座マスガ、モトヨリ彼局者天下無双之女也、 我モ

能上臈成レハ此女房ヲ給リ、都之カタ原ニ住給云ハ、

阿久根伊地知氏蔵舊記

又御當家に門屋をきらひ候ハ、

門屋なき所に御宿を

誤、

2021

× 佳例を引也、 めされ候て、十三の年まて御せいしん候之間、

\*

加世田市来氏舊志にも、 成候間、旁仁安丁亥の御生宜敷様御坐候 亥まて御十三なれハ、文治年間の御事跡ハ惣て不合やうニ相 治承三年己亥之生れ給しより計れハ、建久二年辛 十三の御年まてハ隠しのはせ給ふ共

暦板之平家物語に、木曾か宮之事、 右通相見得、 日本史之後居嵯峨と為被記後之字者明 後には嵯峨の邊

> 得者、 省て、ならに茂又御一所おハしけるを御乳母讃岐守 と有之詞の中ニ而、又御子一人おハしけると云詞を 宮の御乳人讃岐前司重秀か北國江具し進せたりける の宮とそ申ける、又御子一人おハしけるをハ、高倉 據而之事ニ可有御座、 其上姫宮之野依宮まて茂同宮にして誤載せ有之、 書寫の宮の事を木曾か宮の事と同宮のやう書 南都ニ茂宮の御渡あり、 然共其説者盛衰記ニ而相考候 盛興寺の宮をバ書寫

腹に宮之若宮・姫宮ましく〜、若宮ハ東寺の一長者 姉殷富門院之御所ニ被召仕、治部卿局与為申女房之 散位信成女元来高倉宮之従母妹ニ而、宮御同腹之御 此等者盛衰記又ハ尊卑分脉系圖等ニ而考合候得者、

安院宮僧正ニ而、姫宮者野依宮与為申趣相見得、皆

座候、就而者、 物語之原文通後居嵯峨与為被書ニ可有御座、 能符合仕居候、然者平家物語之儀者、右躰男女之辨 **茂無之、三人之宮達を木曾宮一人之事ニ為書誤筋御** 日本史茂此等之正誤被為届兼候而、 何分ニ

茂右通安院宮僧正と野依宮と両宮之事を木曾宮一人 書写宮

450

野依にましく、

野依の宮とも申き与有之文言に被

候程之 還俗名茂不相知、結句に称今屋殿之四字ニ而日本史 一而 事共ニ而、 可被書置之處、只僧某与被載置、右御僧名、又其御 御入洛之後者今屋殿与可奉称之御間、決而有御座間 同年八月者薩州山門院ニ御入部被遊候間、文治元年 前件細々申上通、玉海・東鑑等茂古系圖能致符合、 翌二午六月朔日関東御立、 二而御入洛、直ニ其月一七日目計ニ、領家政所下文 江具し進せ、其後文治元巳十一月、 之御年ハ即治承四年ニ而、 申上者、其時分之御事ニ可有御座、 茂無き所ニ而御成人為被成趣、右等舊記ニ致散見候 義仲茂可成者与取持上 三位家下文之通嶋津庄下司職等御補任被為在 都之片原に御住ひ被成、 北陸宮ニ御座候間、 概考被仕儀御座候間、 西國御下向為被遊事共、 前文通讚岐前司重秀北國 立皇之御擇ニ迄被為入 其御行末之事茂何与欤 十三の御年まて門屋 嵯峨之今屋殿与為 左候而、 頼朝公御沙汰 翌十四

> 縫を被為解候事共、 三郎与為申上事、古系圖且御教書ニ有之、決而右之 為被仰付置通、嶋津御庄下司職御補任ニ而、 所下文を以、其年之八月、三位家下文ニ而鎌倉より ニ當る同月十八日、前文ニ茂申上通、領家近衞殿政 為成行、 玉海茂被為見得、其後者何共御行末之事不相知樣被 宮御事文治元巳十一月十二日、御入洛為被成事限 なと、應永五年生之山田聖榮抔時代迄ハ、別而秘蜜 ニ在り、或ハ御元服之所ハ當家之秘事、或ハ直垂御 御還俗名ニ可有御座、又御誕生之件ニ秘事条々此内 久公御事、 絶筆相成候義、 ニ為被書置程之御變名与被考申事御座候処、 忠久公御事ハ、右之御入洛より一七日日 日本史二茂不詳、御幼名法師房丸、 何共不審之至、 題目當家之秘事、努と不可他言 左様御座候処、 翌夏御 北陸 或ハ 忠

住吉

忠久公御誕生後、

義ニ而信受難仕御座候、

直:民部大夫惟宗廣言江御依之比企氏之丹後局者、於

之やうニ平家物語書誤御座候間、其誤を承候而之文

得者、

忠久公与御變名為被遊計、

北陸宮与為申

下向有之、勿論北陸宮之御祖母高倉三位局ニ御座候

為借上筋ニ御座候得共、諸書ニ者義仲計書載せ、宮 秘事与為被書置其二ニ可有御坐候、又直垂御縫之閉 餘黨召捕候様 又義仲於北陸元服し進せ、世ニ茂木曾ケ宮、還俗宮、 次第御誕生之筋、俄ニ御取扱被為在候故、繪鳴之沖 御都合ニ付御故障被為在、 京師まて駈登候節茂、第一宮を奉守候而専其御力を 義仲請取上、北陸道より義兵を挙、加賀國江攻入、 皮被為解候事共、題目當家之秘事与被書置候儀ハ、 と不申上様被為唱替候半、是忠久元服之所ハ當家之 而御元服被仰付、速ニ御名乗を忠久与被為付、 為被殺砌之故、右通御子分ニして畠山重忠江別段改 北陸宮抔為申上来御宮ニ候へ共、義仲被為誅戮、其 生之件ニ秘事条と此内ニ在と被書置其一ニ可有御座 ニ被沈抔追書之説ハ皆鎌倉方角ニ傳誤候半、是御誕 吉御誕生為被成御事候得共、鎌倉時代相成、前件之 彼是御蜜談之上、嶋津庄住人惟宗廣言ニ被下、於住 丹後内侍者本 近衞殿御家人与之古傳茂御坐候へハ 頼朝公御承知被為在、御聟義高さへ 頼朝公御落胤ニ而、右

見得、 宫并 兵衞尉惟宗忠久与御名茂被為書御座候得共、東鑑等 坐、只此役耳ならす、其前後ニ茂 座、義仲誅戮已後、 被遊迚、 皇之御擇ニ迄被為入候程之 同二月、頼家御供之列より初而嶋津左衞門尉と被為 り拾六ヶ年之間、鎌倉大名之列抔ニ一切御名無之、 勿論、正治二申正月御一周忌被為立迄、文治元年よ 涯之御出陣ニ而、何事茂重忠挾上、御内輪ニ而之御 者何茂無御坐、就而者、前文通御名乗其外被為改候 御教書ニあかう所三郎と被為載置、唯其一条計、餘 泰衡退治迄奉追副候得共、東鑑等江者重忠計書載せ、 之御事ハ立皇之一条ニ被為見候計、 二右躰御名無御座、其訳者前件幾度茂申上通り、 太将ニ被為在、東鑑等諸将之連名等ニ者全書載無御 前件通御烏帽子を奉呈、御名を付上聟ニ奉取、奥州 忠久公之御名全不相見得、其節重忠ニ為被下 御家傳之下文等ニ者、元暦二年六月より、 世之御威名容易可被為消事二茂無御座、 頼朝御代ニ者畠山重忠請取上、 北陸宮、 頼朝公御一世者 其餘ハ何茂無御 俄二御変名為 左 立

故十六ケ年相立、頼家御代ニ初而右通御座候間

又者其御實母高倉三位局達皆御祖母様之御愛情ニ而

頼朝公御代者諸将之連名等ニ被為書候事ハ、

別而憚

両家挙省預所當國守護所惟宗忠久悉地成就の為め、 尾山御正躰七躰内ニ、 地頭之下知を可妨儀、甚以寄怪之趣等相見得、又花 并地頭等茂難及沙汰趣、或ハ郡司職之身として預所 きカセン、又ハガテンと唱、或ハ貴きのツ音茂省き 時之長官ニ相見得、又古言に合戦・合点之ツ音を省 御座候間、是題目當家之秘事と為被書置其三ニ可有 御縫を被為解候而、當時之御目印為被成与之古傳茂 ニ茂、千葉介常胤代官清遠非法之狼藉いたし、預所 り三年以前、文治二年八月三日嶋津御庄官五之下文 と為書職名、古文書ニ段々相見得、就中右奥州立よ かう所と為被書ニ者無御座哉、勿論於嶋津御庄預所 よてと唱例茂御座候間、預所之ツ音を被省候而、 トウトキ、或ハ越中をゑちう、敬をうやまて、因て 盛衰記抔、國ニ者目代に随ひ、庄ニ者預所に仕ふと 御座、左候而、 不被為出ニ付、萬一諸軍勢之失敬茂御懸念被為在、 多被思召處より哉、右様御陣中さへ茂表立御姓名者 あかう所之義、先史註解茂乍有之儀 建保六寅九月榮金銘文ニ茂、 あ

> 御方様江前件通委曲之御秘事、古傳ニ被為在候御由 其譯之子孫ニ不流者可悲趣を為書置事共、 陸宮不得立給者不及是非候得共、首事之功泯沒無聞 之源氏令旨ニ響應し、忽建義旗悉滅平氏、其御子北 館茂精訂難被届哉候半、高倉王之賛詞ニ茂、 ニ茂六七百年前より右通秘事耳之御履歴ニ而、 之趣ニ参考仕候得者、彼是通解被仕様御座候、 旁以左様之向ニ相辨候而、聖榮以前之古系圖所被載 方、舊説より却而的實之方ニ被考合せ候事ニ御座候、 為被遊明證無此上茂御事候間、 久公御當代預所之職事迄、地頭又ハ守護より御兼務 或ハ御庄領家預所御願圓満之為と被彫置、 預所三郎と被為指候 畢竟此 現在 関八州 彰考 何分 忠

(頭注)

奉存事御座候

御宮格別成御至孝、

且御謙徳之御餘慶ニ可有御座与

此御昌盛天下ニ茂無雙程御榮顯被遊来御事、

實ニ両

今帝之御遠祖

高倉院より御庶兄之御脈胤ニ而、

如

百年計嶋津庄三ケ國且琉球國迄茂御傳領被遊、

緒、全ク世ニ不被洩之故ニ可有御座、

内實者右通七

\*

古文書、 越中をゑちう、 うやまて申きしやうものこと、 貞和

一年八月廿八日

神文

院女房治部卿局と有之、又仁和寺宮道性之母ハ八條院 玉海・ 女房伊豫守盛章女与有之、左候而、 有之、又東寺長者道尊大僧正并野依姫君之母ハ殷富門 達之内にて書写宮眞性大僧正之母ハ民部少輔忠成女与 北陸宮之御母堂計ハ、右等之書ニ茂書載無御座候間 盛衰記・ 紹運録等ニ而考合申候処、 嵯峨僧正法圓之母 高倉宮御子

見出者、 右申上趣、 御座候、 乍此上 惣而難詮立、 日本史・玉海・盛衰記等ニ而者差障無之様 北陸宮御行末萬一別段為書記事証於 己之臆説ニ 相成外無御座、 是

前件申上趣ニ何そ差障儀無御座候

耳至極奉恐入事御坐候

上候、 書付、 共御坐候ニ付、 座猶亦承合、 猶追と考付申上儀茂御座候ハヽ、 實以恐惶至極乍奉存義、 去子秋御立前二為差上置 段と古御系圖類見集候内より、 援證可相成事目右之通書拔、 極〜御内蜜を以此段申 冊之義共ニ付、 即申上候様 心付候事 逐條愚按 於當

> (頭注) 丑正月三日

仕候、

江戸表被仰上儀共何分御都合次第奉存候、

3

伊地知小十御記録奉行 (季安) 郎

私儀無吳出勤罷在申候、 萬∨宜頼存申候、 合次第右之趣を以、 糺掛之愚按御座候間、 役共ニ茂別而懸念仕、 向ニ極秘事之説ニ而、 ニ而其時分出勤難仕、 別冊之通書述置、 同意奉存候、 面御座候得者、重畳恐惶之至、 筆致啓上候、 年頭便より差上含御座候処、 御家古傳之秘説二付被仰付置候 御三殿様益御機嫌能被遊御座、 何卒不及他洩様御取成可被下儀共、 勿論糺方茂未行届、 中御届申上度如斯御座候付、 當便差上申候、 各樣御堅勝可被成御勤珎重奉存候、 如此書付御地抔為差登候事共、 右為可得貴意如此御坐候、 何角延引仕候へ共、 是迄被為對 至極不束成文 私義小瘡 恐悦御 是迄 公邊 御都 同

正月廿八日

伊

い地知小十二(季安)

郎

早川 務殿

井上庄太郎殿 被遺与之事承知候事」八日差出、箱被調入、竪山武兵衞殿宛二此状白封之上江書付相添、山口直記殿二

以上、 454

鳥羽帝より

糺

萬∼可申上候 尚々、時分柄御厭第一ニ奉存候、最早不遠得拜顔、

4

尊書被成下奉拜誦候、先~追々春暖相増候處、愈御壮健

之御都合ニ御座候、 扨御封書壱通慥ニ御請取申上候而、 奉賀侯、私共無吴罷在候間、乍憚御安意思召可被下侯、 御紙面之趣一△承知仕候、先者御請 則差上申候處、至極

上

迄早々如此御坐候、 恐惶謹言、

二月廿九日

早川務

伊地知小十郎様

井上庄太郎

(別紙)

6 「伊地知小十郎殿 山口直記

昨日致承知候手扣書之儀、 得与致勘考候処、 何れ 御

中途江差上、達

御内聽候方可宜候付、

明廿九日式日便より差上候様可

取計候間、 左様御含可給候、以上、

5

口上手扣

秘説御系譜

地取

右者當春江戸表江申上置候壱冊之趣ニ付、

猶亦段と相

五月廿七日

御元祖様建久二年比まて極御内分御吟味為糺方等、

草案之地取迄用紙百丁内外之丈ヶ書綴置、

宅別勤茂

(嘉永六年) 先ハ相休、 可被下儀共、何様共宜御頼申上置度、 御含被置、其内御序茂御座候ハヽ、 何れ 御着城之上、御都合次第差上候様可仕候付、 去ル廿四日より毎勤仕候間、 如此御坐候、 御中途迄被仰上 此段御届申上 以

伊地知小十郎(季安) 郎

455